

8  
2  
02

非賣品

祭天古俗說辨明

第一編



緒言



○929/175-  
曩ニ元大學教授從五位勲五等久米邦武カ神道ハ祭天ノ  
ト云フ考證一篇ヲ作り史學會雜誌及史海ニ掲載シ之ヲ世上ニ公  
布シタルヨリ忽チ社會ノ一問題トナリ甲論シ乙駁シ紛々擾々終  
ニ底止スル所ヲ知ラス抑此ノ考証ノ一篇ハ既ニ發賣ヲ禁止セラ  
レタレモ其立論ノ主旨タル畏クモ 皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆シ 國体  
ノ基礎ヲ破壊シ祭祀ノ典禮ヲ毀損シ臣民ノ德義ヲ紊乱セリ實ニ  
容易ナラサル言論ニシテ治安ニ妨害アルハ余輩ノ贅言ヲ俟タサ  
ルナリ因リテ諸子ノ辨論駁議ヲ輯録シ世ノ久米一派ノ曲學拘儒  
ヲ猛省セシメント云爾

明治二十五年四月

編者記



1904.10.15

祭天古俗説明辨 第一篇 (史學會雜誌 明治廿四年十月十五日發兌)

神道ハ祭天の古俗

會員 文科大 久 米 邦 武

日本の敬神崇國の國なり國史の其中より發達したるに。是迄の歴史家の其沿革を稽ふるとを忽にしたる故に事の淵底に究め至らぬを免れず。因て爰に其概略を論ずべし。

敬神ハ日本固有の風俗あり。中比に佛教を外國より傳へてより。合せて政道の基本となりたり。其ハ聖

德太子の憲法也。大化の命に定まる。其大旨は。格の孝謙帝の詔に。神護二年七月(攘災招福必憑幽

冥。敬神尊佛清淨爲先。云云)とあるにて見るべし。又桓武帝の詔に。延暦二年正月(攘災招福佛教尤勝。

勝。善利生無如斯道)とあるにて。神佛の別を見るべし。蓋神道の宗教に非ず故に勝善利生の旨なし

只天を祭り攘災招福の教を爲すまでなれば佛教と並行ハれて少しも相戻らず。故に敬神崇佛を王政の基

本となして今日に至り。其習俗ハ臣民に結ひ着て。堅固なる國體となれり。然れども神の事に迷溺た

る謬説の多きものなれば。神道佛教儒學に偏信の意念を去りて。公正に考へるは。史學の責任なるべし

因て爰に現在の國民敬神の結習により。遡りて東洋祭天の古俗を彙究し。朝廷の大典たる新嘗祭。神嘗

祭。大嘗會の起り。伊勢内外宮及び賢所はみな祭天の宮にして。諸神社に鏡玉劍を神體に象る由來。神

道には地祇人鬼を崇拜する習俗なく。死穢。諸穢を忌避て潔癖を生じ。祓除を拜する法より弊風を生じ







### 東洋祭天の起り

萬國の發達を概見するに。祭天の人類繼祿の世に於て。單純なる思想より起りたる事なるべし。蓋人類の初めは。柳宗元の所謂草木榛々鹿豕狃々なる山野に群居をなし。天然の産物を假りて生活を遂れば其思慮の有難くして。寒暑風雨の變化の怖しさに。必ず彼蒼々たる天には此世を主宰する方のまじく我々に禍福を降し給ふあらんと信したる。觀念の中より神といふ者を想像し出して崇拜をなし。機災招福を禱り。年々無事に需用の物を收穫すれば。報本の祭をなすとを始たるなり。何國にても神てふものを推究むれば天なり。天神なり。日本にてかみてふ語は。神、上、長、頭、髪に通用す。皆上に戴く者なり。其神を措定めて。日本にて天御中主といふ。支那にて皇天上帝といひ。印度にて天堂といひ真如といひ。歐米にてゴットといふ。皆同義なれども。祭天報本の風俗は各異あるのみ。此の如く神の上古人の想像より出たるものなれば人智のやゝ發達して。風俗の厯雜なるに従ひ。其種類増多し。終に際限もなく。牛鬼蛇神蟲豸まで敬拜するに至る國もあれど。是の次第に枝葉を追ひたるにて。推究むれば。天神より地祇を出じ。神祇より人鬼を出じ。終に物怪を信するに至りたるのみ。是も人智發達の初期に於て。多少一度は免れざる事なるべし。印度の人智の早く發達し。六佛出て、三生因果の説を始め。二千五百年前に釋迦出て。其意を推闡して衆に説教したれば。信徒より天に代る世の教主と仰か

れたり。釋迦とい能仁の義にて。徳充ち道備りて萬物を濟度するの義と云。是宗教の起りあり。其後六百餘年を経て。羅馬に耶蘇出て。亦天降の教主と仰がる。思ふに西も耶蘇も。印度釋教の西に流傳して。別派の宗教をなしたるものなるべし。釋教の東に流傳したるも。耶蘇降生の前後よりの事なり。日本神道へ。元來其以前に早くあるとにて。教主もなし。三生因果の教もなし。只祭天報本より起りて俗をなし天神の子を國帝に奉し。中臣忌部等の貴族之を佐け。太古迎神等の法を傳へ。神慮を承けて事を裁制し。祭政一致の治をなしたるなり。是國體の定まりて皇統の因て起る根源なり其時まで單純なる祭天にて地祇てふものもなし書紀推古帝の時に。新羅任那二國王遣使奉表之曰。天上有神地有天。皇除此二神何亦有畏耶とあるにて。我國體を知るべし。亦神道を知るべし。釋迦も孔子も耶蘇も祭天の俗より生れ出たれば。我國體に返るとなし。神道にも戻るなし。爰に東洋一般に行はれたる上古祭天の俗を略述せん。東洋にて支那の人智の早く發達したり。易傳に孔子（庖犧氏仰觀象于天俯察法于地視鳥獸之文與地之宜始畫八卦）と。是彼邦哲理の發りにて。今を距る少くも五千年前にあり。思ふに其時日本も韓土も已に人民の群居をなして。亦祭天の俗をなしたるならん其後五六百年を経たる比に。彼の少昊氏の衰世となりて。祭天の俗紊亂したり。呂刑に「民興胥漸。泯々禁々。罔中干信。以覆誼盟。盟約を守虐威庶戮。慘酷の刑を云方告無辜于上帝。上帝監民。罔有



馨香。德形發聞惟馨。皇帝哀<sup>レ</sup>神庶戮<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>辜。報<sup>レ</sup>虐以威。乃命<sup>二</sup>重黎<sup>一</sup>。絕<sup>二</sup>地天通<sup>一</sup>。罔<sup>レ</sup>有<sup>二</sup>降格<sup>一</sup>。云云とあり。是を國語に楚觀射父は解釋して原文長ければ、漢書郊少昊氏哀也。九黎亂德。民神雜糅不可方物。家爲巫史。烝享無度。積<sup>二</sup>濟盟<sup>一</sup>而神不<sup>レ</sup>調。嘉生不<sup>レ</sup>降。禍災薦臻。顛頊受<sup>レ</sup>之。乃命<sup>二</sup>南正重司<sup>一</sup>天。以<sup>レ</sup>屬<sup>二</sup>天<sup>一</sup>。命<sup>二</sup>火正黎司<sup>一</sup>地。以<sup>レ</sup>屬<sup>二</sup>地<sup>一</sup>。云云是謂<sup>レ</sup>絕<sup>二</sup>地天通<sup>一</sup>といへり是厥初の純粹に天を畏敬したる人民も。經驗に慣るゝに従ひて。漸神を慢る有様なり。是まで、惟<sup>一</sup>の天神を崇拜したるを証せらる。然るにやがて重<sup>二</sup>天<sup>一</sup>を郊し。黎<sup>二</sup>地<sup>一</sup>を祀ると言倣し。天神地祇を郊祀し。皇天后土とて。天を父とし地を母とすると始<sup>レ</sup>り。三四百年を経て。虞書に「類<sup>二</sup>于上帝<sup>一</sup>。禮<sup>二</sup>于六宇<sup>一</sup>。望<sup>二</sup>秩<sup>一</sup>于山川。徧<sup>二</sup>于群神<sup>一</sup>」と見ゆ。夫已に地を祀る。故に日月星辰風伯雨師も祭るとなる。山川を祀る。故に丘陵墳衍も祀るとありて。多神崇拜の俗とありたり。されば又人鬼の崇拜も亦起れり。虞書に「歸格<sup>二</sup>于藝祖<sup>一</sup>」と。夏書に「用<sup>レ</sup>命賞<sup>二</sup>于祖<sup>一</sup>不<sup>レ</sup>用<sup>レ</sup>命戮<sup>二</sup>于社<sup>一</sup>」とあり。祖と帝宮の内に明堂を建て。國祖を天に配して祭る。故に祖と稱す。實と祭<sup>二</sup>天<sup>一</sup>の堂なり。社は地祇あり。漢郊祀志に「自<sup>二</sup>共工民彌<sup>一</sup>九州。其子曰<sup>二</sup>勾龍<sup>一</sup>。能平<sup>二</sup>水土<sup>一</sup>。死爲<sup>レ</sup>社。祠有<sup>二</sup>烈山氏<sup>一</sup>。王<sup>二</sup>天下<sup>一</sup>。其子曰<sup>二</sup>柱能殖<sup>一</sup>百穀。死爲<sup>レ</sup>稷祠。故郊祀稷所<sup>二</sup>從來<sup>一</sup>尙矣。云云。湯伐桀。欲<sup>二</sup>遷<sup>二</sup>夏社<sup>一</sup>。不可作<sup>二</sup>夏社<sup>一</sup>。乃<sup>二</sup>遷<sup>二</sup>烈山子柱<sup>一</sup>。而以<sup>二</sup>周棄<sup>一</sup>代爲<sup>レ</sup>稷祠」とあり。されば後人に社稷の人鬼を祭るかの疑問起りしに。孝經援神契に「社者土地之主也。稷者五穀之長也」と見え。後漢の大儒鄭玄因て「古者官有<sup>二</sup>大

功。則配<sup>二</sup>食其神<sup>一</sup>。故<sup>二</sup>勾龍<sup>一</sup>配<sup>二</sup>食於社<sup>一</sup>。棄配<sup>二</sup>於稷<sup>一</sup>」と説きて。略一定の説となりたり。されば祖<sup>二</sup>祭天<sup>一</sup>の堂にて。社<sup>二</sup>土地の主なれども。後頗て習例變りて。宗廟社稷といひ。鬼神といふ語も起り。宗廟に<sup>二</sup>國帝<sup>一</sup>の祖先を祭り。禘祫とて重き祭典あり。是<sup>二</sup>人鬼<sup>一</sup>あり。社稷に<sup>二</sup>春秋兩度の祭をなし。郡縣にも社稷を置く。村々にも春秋の社祭をなす。猶我<sup>二</sup>供日<sup>一</sup>の如し。社日<sup>二</sup>即其日<sup>一</sup>なり。唐詩に桑柘影斜秋社散。家家扶<sup>二</sup>得醉人<sup>一</sup>歸とあるにて。其風俗を想像すべし。されば彼<sup>二</sup>地祇<sup>一</sup>なり。我<sup>二</sup>農村<sup>一</sup>の供日<sup>二</sup>天神<sup>一</sup>なれば其主とする神異なり。此風日本支那の俗に相似たれども。實は相異なれり。神祇の事は殊に根元を澄し。紛れぬ様に考へんを要す

新嘗祭神嘗祭大嘗祭

日本の上古に。彼禹貢の冀州に島夷皮腹と。揚州に島夷卉服と見ゆ。冀州の島夷は韓人の皮を以て交通したるにて。揚州の島夷は倭人の麻織の木綿を以て交通したるなり。此く四千年前より三土互に交通したれば。風俗も亦互に輸入したらん。然れども倭韓の尙神祇を分つとなく。純に天を祭れり。又一千年を経て。周初に至りては。黑龍江の山野に於て。最獷悍文盲を稱したる肅慎さへも。石罫楛矢を以て交通したる程なれり。倭韓の發達は。彼少昊氏表世の如きを経過する時代ならん。天皇繼統の世數を人世の通率にて推算すれば。天祖の降跡は二千四百年前と思はる。周の中葉なり。此時已に天兒屋命<sup>神産靈</sup>の



齊太玉命（高天原）の二氏。中臣部皇部を分掌し。中臣の太古秘傳の法を傳へて神に事へ。忌部は齋物を調へて民を率ふる。彼等祭の天地を愛護したると相似たり。其祭天の大典は新嘗祭なり。新嘗祭は天照大神を祭るに非ず。天を祭る古典なるとは、紀の神代卷に。素戔鳴尊の「見天照大神、新嘗時、則陰放」疾於新宮。又見天照大神方織（神衣）。尼齋服（麻）。則劍（天）。班駒（穿）。履（二）。而投納（云云）と見ゆ。是大神宿禰籠りの原因にて、天照大神の親ら新嘗祭新衣祭を行はせられたるにて明證となすべし。又觸穢不淨を忌むの風俗も。みな此時代以前より早くあることなり。巨つ新嘗祭の支那にもあり。爾雅（天）に。春祭曰禘。夏祭曰禘。秋祭曰嘗。冬祭曰蒸。王制も略同じ風俗。豈仲舒は「禘者、以正月一始食、非也。禘者以四月一食、麥也。嘗者以七月一嘗、黍稷也。蒸者以十月進初稻也」と説き。郭璞は嘗を嘗（新嘗）也と。蒸を進（品物）也と注す。然れば嘗蒸は同じく新嘗と進む祭にて。我神嘗新嘗兩祭に似たり。但我九月に神嘗。十一月に新嘗と分つは。何代比よりの例なるや。天武紀の五年九月に。「神宮奏曰爲新嘗一ト國郡」と。十月に「發（警）幣於相新嘗諸神祇」とある。神嘗例幣のとは。十一月乙丑。以新嘗事不告朔とある。是を史に見えたる始とす。新嘗祭は東洋の古俗にて。韓土も皆然り。後漢書（魏志）に。高句驪は「以十月一祭天。國中大會。名曰東盟」とあり。東盟は東明にて。豊明節會のとならん。漢も「常用十月一祭天飲酒歌舞。名之爲舞王」とあり。馬韓は「常以五月一田竟（魏志は下種）」。祭鬼神。晝夜群聚歌舞。輒

數十人相隨。踏地爲節。十月農功畢亦如之」とあれば。夏冬兩度の大祭をなし。皆節會を行ふなり。夫餘は「以臘月一祭天。大會連日。飲食歌舞。名曰迎鼓」とありて。此國のみ十二月おれを。其趣は全じ。我國の嘗祭も固り兩度行はるゝに非ず。式に九月の神祭は伊勢神宮の條に記し。十月の新嘗は四時祭の條に記せ。神祇令の義解に。「神嘗祭謂神衣祭日。便即祭之」とありて。伊勢神宮に於て舉行せらる。因て天皇神祇官に行幸ありて。奉幣使を發せらるゝまでなり。前の天武紀、江家次第に。「天皇宣、常奉幣長月乃神嘗乃御幣。汝中臣能申天奉祀。中臣微音稱唯退」とあり。是を御幣と稱す。十一月の新嘗ころ。令に下卯大嘗祭とありて。天皇神祇官（正式）に於て親祭ある。職員令義解に。「謂嘗新穀以祭神祇也。朝者諸神之相嘗祭。夕者供新穀於至尊也」とあり。祭畢て。豊明節會を行はる。格の宇多天皇の詔に。寛平五（二月）。祈年。六月十二月月次。十一月新嘗等國家之大事也。欲下歲災不。時令順度。預此祭神。京畿九國大小通計五百五十八社」とある等にて。其大要を知るべし。古の新嘗祭を大祭ともいひたれど。令に「凡天皇即位。惣祭天神地祇。」又「凡大嘗者。每世一年。國行事」とある。天子一代一度の大祭に混合するを以て。毎年の嘗を新嘗といふとになりぬ。大嘗會は神祇官に悠紀主基爾神殿を新造せられ。天子天之羽衣をめてして親祭ある。其は二條良基公の文和太嘗會記あり。假名文にて解し易ければ。就て其概略を見るべし。今上は明治四年十一月に舉行せられたり。是は世に記憶したる人も多かるべし。余は岩







思ひたるにも非ず。大神は天の代表者と信じて。日に比へたるなり。大神宮の其詔に我前に拜むが如くせよとの旨に従ひて。其御魂を拜む所なり。漢土の宗廟に國社を天に配享するとの異なり (未完)

(史學會雜誌 明治二十四年十一月十五日發兌)

神道の祭天の古俗

(承前)

會員 文科大久

米 邦 武

賢所及び三種神器

賢所に伊勢神體寶鏡の寫しを齎まつる。又内侍所といふも是なり。往古の三種器を大殿に奉し。天皇は同牀にましくて政事をなし給ひしに。崇神帝の時に。鏡劍の寫を造り。眞器を大和の笠縫邑に祠りたるを。伊勢神宮の起りとす。其時より寫しの鏡劍を大殿にかかれたり。是賢所の起りなり。古語拾遺神武帝に(從=皇天二祖之詔。建=樹神籬。所謂高皇產靈。神皇產靈云云)とあるは別なり。其は入神殿と稱し。後に神祇官に建られ。南北朝の比までも存せり。世にかゝる故事なども知らぬ人ありて。近來春秋二季に皇靈祭を行はるゝにより。賢所は歴代の皇靈を祭る所にて。俗の位牌所の様なるものと誤りて拜する人もあるよし。因て此に略辨しておくなり。皇宮中に祭天の祠堂を建るゝ。高麗の古代にも相似たるとあり。魏志に(高句麗好治宮室。於所居之左右。立大屋祭神)と見ゆ。前にいふ如く。唐虞の大祖は後世に宗廟と變し。人鬼崇拜の靈屋となりたり。高麗も革命數回のすへ。古式の廢れ。唯我邦の

み一系の皇統を承して。古式を繼續するゝ。誠に目出たき國と謂へし。

天照大神の鏡劍玉を天孫瓊杵尊に授け給ひてより。三種神器と稱し。天皇の御璽となして傳授せらる。其鏡は八咫鏡。玉は八咫勾瓊の御統にて。並に天石窟の前に。賢木かきに掛て飾りたる物なり。劍は素戔鳴尊の出雲鏡川上に於て。八咫大鏡を征服して獻したる天叢雲劍にて。後に草薙劍と稱す。尾張熱田神宮あるの世に隠れなれども。此三器の何用なる物なるや。是を説く者奇し按ずるには。祭天の神座を飾る物あるべし。書記景行帝の條に。豊國今の神夏禮は(坂=磯津山)賢木。以上枝=挂=八握、劍。中枝=挂=八咫鏡。下枝=挂=八尺瓊。亦素戔樹=于册船(參向)と見え。仲哀帝の條に筑紫阿、縣主の迎へたる船に。上枝=挂=白銅鏡。中枝=挂=十握劍。下枝=挂=八尺瓊)とあり。伊觀縣主も(坂=東百枝)賢木。立=于船之船。上枝=挂=八尺瓊。中枝=挂=白銅鏡。下枝=挂=十握劍(參迎。中)天皇如=八尺瓊之勾。以=曲妙御宇。且如=白銅鏡。以=分明看。行山川海。乃提=是十握劍(平=天下)矣)とあり。天皇正統記に。三種器を智仁勇に喻へたるの此言に本づく。故に三器の天神の靈德に象りたるものにて。普通にて鏡を神體に用ふ。日本武尊の日高見國へ打入りの船に。大鏡懸=於王船)と鏡のみなり。今も神殿に鏡を安んずるの此縁なり。又玉をも神體となす。筑前風土記に(宗像大神自天降。居=時門山)之時。以=青薙玉=置=與津宮之表。以=八尺紫薙玉=置=中宮之表。以=八咫鏡=置=邊宮之表。以=此三表=成=神體之形。納=置=三宮)とあるにて知べ



し宗像三社は、三女命の玉劔を納れて、劔の戦時の式にて。所謂る荒魂を表す。故に天石燈前の賢木は劔を掛けず後世も劔を神體に用ふるとは普通に之なし。彼是を考へ合すれは、三器を以て神座を飾るは。天安河の會議に創まりたるに非ず。遂の以前より祭天の古俗あるべし。韓土にも似たる風俗あり。魏志に「馬韓信鬼神。國邑各立一人。主祭天神。名之天君。又諸國各有別邑。名之爲蘇塗。立大本懸鈴鼓。事鬼神。諸亡逃至其中。皆不還之。其立蘇塗之義。有似浮屠」とあり。我は鏡玉を懸け。彼は鈴鼓を懸く。其物の異あれども。大方は同じ。國邑に天神の社あり。皆これを以て神座とし。社の境内地を定め。其境内にて人を殺し人を捕ふるを得ぬ法なり。我邦社寺の境内は。幕府の時まで守護入部を禁ず。是も其起りの古きとを知べし。

神道に地祇なし

神道に地祇なしとい頗る世聽を驚かすならん。然れども余は神道に地祇なしと信するなり。支那の地祇てふ字は。后土を祀り。社稷を祀り。山川を祭るとなどを云。我古代にいかる例なし。但し諸冉二尊八大洲國及山川草木を生とは。書記の正文に記して。山神は大山津見神。海神は大綿津見神。又少土神は垣安。野神は野椎。木神は久々能智など。紀の一書及古事記に載たり。是は山。川。野等を主るものにして。大山津見の子孫は吾田國今陸君なり。海神は。記に阿曇連等者其綿津見神之子、宇都志日

命カノコ拆命之子孫也と見たり。又姓氏錄にも見ゆ。伊豆伊豫の三島社。及隱岐に大山祇神を祀るは。吾田君の兼領地にて。筑前志賀島の海神社は。海神國なるべく。對馬。壹岐。隱岐。但馬。播磨等の海神社は。其兼領地なるべく。已に第十四號第十五號に辨したり。夫れ天照大神月讀命は月日を祭るに非ず。津守氏の住江津に祠る住吉社の津神を祭るに非ず。山神社海神社も亦然るなり。又後世の地神祭。或は北辰祭は。皆陰陽道も出づ。是を以て日本に日月星辰を祭り。山海河津を祠ると思ふもの。全く歴史を解せざる者の臆説にて。辨するに足らず。爰に辨せざるを得ざるとい。神武帝以來の歴史に。明かに天神地祇を記し。後に神祇官を置き。神祇令を制し。續紀の元明帝聖武帝の宣命文にも。天坐神地坐祇とあり。地祇とい如何なる神をいふにやと考ふれば。神祇令を見るに。凡天神地祇者。神祇官皆依常典祭之とありて。義解に「謂。天神者。伊勢。山城。鴨住吉。出雲國造。齋神等類是也。地祇者。大神。大倭葛木。鴨。出雲大汝神等類是也」といへり出雲國造。齋神とい出雲の熊野社にて。出雲の大汝神とは杵築の大社なり。熊野社の素盞鳴尊を祭る。因て天神とし。大社の大汝命を祀る。因て地祇としたるにや。其別甚明白ならねども。支那の皇天后土とい異なること明かなり。大神のおなみわと訓す。大三輪社の事。前條に擧たるか如く。大汝命の幸魂奇魂を祠りたる社なれば。亦天神とこそいふべけれ。大倭葛木鴨の。紀に「大己貴神之子即甘茂若とありて。記に「大國主神娶坐胸形與津宮神多紀理毘賣命生子阿遲紐



高日子根神云々今謂<sup>か</sup>迦毛大神者也とあり。姓氏錄に「大國主神之後。大田田禰古命之孫。大賀茂部美命奉<sup>ら</sup>賀茂神社」とあれり。景行成務の朝に建たる社にて。大三輪社と同體の神社と思はるれり。地祇は只大國主命のみを云が如し。姓氏錄の神別に。天神天孫地祇を分ちて。地祇に「大國主・胸形三神・海神・天神種分・椎根津彦・井光・石押別等の後を彙集したり。海神は住吉神と共に諸尊祓除の時に現生し。筑前那珂郡並に其社あり。宗像社の天照大神の御女なるに。住吉と素盞鳴とハ天神に列し。海神と宗形との地祇に列す。何とも其理の聞えぬとなり

地祇の起りを釋ぬるに。紀に神武帝宇陀より磯城磐余へ打人の前。天神訓之曰。宜<sup>ら</sup>取<sup>ら</sup>天香山社中土。以造<sup>ら</sup>天平瓮八十枚。并造<sup>ら</sup>嚴瓮。而敬祭<sup>ら</sup>天神地祇とあるを始見とす。其時弟猾の奏に。今當<sup>ら</sup>取<sup>ら</sup>天香山壇。以造<sup>ら</sup>天平瓮。而祭<sup>ら</sup>神社國社之神とに作れば。天神地祇ハ天社國社と互文にて同じきを知る時に椎根津彦・井光・石押別皆軍に従ひたれり。所謂地祇ハ只大三輪社あるのみ。皇師に抗したる登美彦<sup>即長</sup>大三輪の一族なれり。此地祇ハ大三輪社をさきに非ざるべし。且大己貴命の大三輪社を建たるハ。瓊々杵尊の西降し天照大神伊勢降臨の後なるへし。然れハ日向の宮に於て大國魂神を地祇として祀らる。故もなし。崇神紀に「先是天照大神、倭大國魂二神、並祭<sup>ら</sup>於天皇大殿之内」と。必ず神武帝の大倭を平定して。大三倫君より五十鈴姫を皇后に納給ふ后のとなるへく。其以前の國社の大己貴に非

ざるも明々白々なり。天社國社とい。天朝より齋かれたる社を天社とし。國々にて齋きたるを國社と云あるへし。今の官幣社國幣社の如し。祭神に因て別つに非ず。故に筑紫の宗像社の國社よて出雲熊野社を天社とむ。墨江の住吉社の天社にて。筑紫の海神社を國社とするも妨げなし。みな天に在る神を祭るなり。地に顯れたる神に非ず此義は早き時代より誤りたるにや。天社國社を神祇と譯したり。古事記ハ漢譯の誤なしと稱すれども。紀ハ「崇神帝七年定<sup>ら</sup>天社國社。及神地神戶」とあるを記は「定<sup>ら</sup>奉<sup>ら</sup>天神地祇之社」と書たり。今も其時代に定められたり。已に神祇の別を誤れり。まして姓氏錄ハ猶百年も後の書かれり。前に論する如く混雜なる分別をなすに至れり。令義解に山城の鴨を天神とし。大倭葛木鴨を神祇としたるも甚疑し。山城の鴨ハ別雷神社<sup>一</sup>と稱する故に天神としたるならん。然れども其創建に遡れり。大倭の京にてありし時ハ。山背ハ吉野と同じく青垣山の外の平野にて。此に天社を建られたるとの不審なり。思ふに大倭の大三輪社の如き。山城の國社なるへし。平安奠都の後ハ。其國の産土神なれり。別段に尊敬せられしと覺ゆ。凡諸神社祭神の説ハ神道晦みたる後の附會されり。紛々として影を捉ふか如し。姓氏錄に素盞鳴ハ天神。天穗日ハ天孫。宗像三女の地祇とあるか如く。不倫甚だし。此くいふ故に神祇ハ人鬼を崇拜するもの、如くありて。益神道の本旨を失ひたり

### 神道に人鬼を崇拜せず



神道に人鬼を崇拝するところ。古書に絶えてなきとなり。伊勢大神宮の固より。大廟に非ず。忍穂耳尊社の豊前香春にあるの後に辯すべし。次て瓊々杵尊の日向可愛山陵、彦火々出見尊の日向高屋山陵。鷓鴣草葺不合尊の向日吾平山陵の。並に延喜式に無陵戸とありて。又「神代三陵」於山城國葛野郡田邑陵。南原一祭之其兆域東西一町。南北西一町とあり。是は何代に築かれしにや。日向の遠隔なるを以て。陵代を作りて祭られし故に。日向三陵の守戸もなく。終に其處も知れぬ様に移果たり。可愛山陵の薩摩穎娃郡高田郷鷹屋に在べきなり。且田邑陵の神社に非ず。墓祭りをなす所なり。是か神道の風なるへし。故に神武帝の畝傍山陵も神社を建てて。綏靖帝以後歴代の天子を神社に祠りたることなし。八幡大菩薩を神功皇后應神天皇といふの。佛説の入りたる後の事なり。是は別に説あり。續日本後紀承和七年五月藤原吉野の議に。「山陵猶宗廟也。縱無宗廟者臣子何處仰」といへり。此の如く天子に神社を建る例なきに臣子に神社を建て。朝廷より祭らるゝとの斷々あるへきに非ざるの後世の神社に祭神を附會したるより誤られ。終に神社の人鬼を崇拝する祠堂之如く思ひたるのみ。近比に至り。攝津住吉社を埃及、波斯の塚穴堂に類すといふ説あり。其の古史を知らぬ人の誤りなり。たどへ古代塚穴に社殿を建る俗あるとも。住吉の三神の筑地博多を本社とす。神功皇后征韓の還りに。務古水門（今神戸）に建られ。仁徳帝の比羅江に創建せり。雜誌第十四號に詳なり。三神社を並へ祠たるか墓堂に似たるも。此地に表中庭筒男の墓あるへきに非ず。余

往年信濃上諏訪社に詣り。寶殿の様を見るに。甚墓堂に似たり。されども。諏訪の健御名方命の領國に上諏訪社にて湖東を治め。下諏訪社にて湖西を治めたる跡なるべし。其社を神名帳に南方富神社とあり富の刀賣（ツメ）なり。健南方命の其女をして天神を齋かせしめしに因て稱するなり。建築の様を望みて墓穴の堂と思ふの僻見なり。後に與津葉戸の風俗を述

神道に宗廟なし。大神宮を大廟と稱するの甚しき誤謬なれども。世にかりそめに此く唱へる人もあり。韓土にも之に似たるとあり。東國通鑑に「百濟始祖十七年。漢元壽元年といふ。立國母廟」とあるを熟考するに。我大神宮の如き宮と思はるれども。高麗の末となりて。此く誤解したるならん。我諸神社にも是に似たる誤解の甚多し。大國魂社大神社等ハ。大己貴其人を祭るに非ず。大己貴命國を造り。其地に建たる社殿にて。すべて天社國社も同例なり。故に國造を國の宮つみと云。此ハ歴史の考究に甚肝要なるにて。古代國縣の分割。造、別受領の蹟を徴すべし。例へば豊前國香春神社ハ。神名帳に田川郡に並辛國息長大姫大目命神社。忍骨神社。豊比咩命神社とある三座にて。辛國は韓國なり。息長大姫大目命は以前の領主にて忍穂耳尊新羅より渡り。此を行在として西國を征定せられ。後に豊姫の受領せし地と思はる。雜誌第十一號星野氏の論説を參考。社殿ハ其政事堂なり。土佐香美郡に天忍穂別神社あり。別は造別の別なり。紀の景行帝の卷に「當今之時。謂諸國之別者即其別王之苗裔焉」とあるにて知るべし。此忍穂耳尊豊前よ



り上洛の途次に。しへし駐蹕ありし地なるへし。凡神社の古時國縣の政事堂なり。神名帳大和に添御縣坐神社。葛木御縣神社。志貴御縣坐神社。高市御縣神社等あり。猶後世の郡家の如し。美濃に又比奈守神ひなもり厚見あり。比奈守の。紀の景行帝の卷に。巡狩筑紫國。始到夷守中乃遣兄夷守弟夷守二人令親乃弟夷守還來而諮之。日諸縣君泉媛。縣郡とある夷守に同じ。魏志に。到對馬國。其大官曰卑狗。謂曰卑奴母離。云云。至一支國。岐官亦曰卑狗。謂曰卑奴母離。とあり。卑狗の彦なり。卑奴母離の比奈守なれり。彦の後の莊司地頭の如く。比奈守の莊下司地頭代の如し。是某彦某姫社若くは。夷守社等の領主の建たる祭政一致の政事堂にて。某縣社某縣坐神社と其義一なり。又倭文。物部。服部。兵主。楯縫。玉造。鏡作等の神社の。各伴部の地に建たる社にて。久米郡麻績郡忌部村など、謂か如く。後世の莊衛に同き。前にもいふが如く。宗像社の。筑前風土記に據るに天照大神の三女。筑紫に身形部を領し。鏡玉を表として韓土往返の津に建たる三社あり。大和石上坐布留御魂神社の。垂仁帝の時に建られたる武庫にて。中に御靈寶劍をも納められたり。之を神體として石上社の建たり。前條に擧たる天香山社の。神を祭る瓮を造る土を出す山なるを以て往古より祠られたる社なり。常陸風土記に。鹿嶋郡の鐵礦を鹿嶋社頭として採掘を停めたるも。同じ政略なるを知るへし。總て上古の神社の皆此の如き原由にて建たるなり。神魂。高魂社を始め。昔神代に國土を開きたる人の創建したる社なりと見れり。神名帳諸社の起りハ氷

釋とへし。蓋し祭天の堂に外ならず。然るを其社號に泥みて祭神の名と誤るより。天神地祇の混雜を生し。人鬼を祭る靈廟にまぎれ。神道の主旨亂れて。遂に謀叛人の藤原廣嗣を松浦社に祭り。大臣の菅原道真を天満宮と崇めて。天子も膝を屈め給ふ。歷代の天子の。一々神社に祭ることなきに却て補佐大臣より一郡一邑の長までも神に化する。冠履倒裝の甚きなり。末世の拘忌より。狐を祠りて稻荷とし蛇を祠りて市杵島姫とし。鼠を崇めて大己貴神と謂ふか如きは。凡下流俗の迷ひにて。論ずるに足らざれども。其弊端を啓きたる。天神より強ひて地祇を別ちて遂に人鬼を混淆し。此く亂れたるなり。佛法の入らぬ以前。陵墓に厚葬の風はぬれども。人鬼を崇拜するとなく。宗廟の祭もなく惟大神を祭るを神道とす。是日本固有の風俗なり。

神は不淨を惡む

神に事へるには清淨を先として。穢惡を忌嫌ふ。神道の主旨あり。紀一書に諸尊の再尊發歿の所より還り。吾前到於不須也凶目汚穢之處。故當去吾身之濁穢。則往築紫日向小戸橋之本原。而後除焉。遂將身之所汚云云とありて。海神住吉神の現生し。又天照大神月讀尊素戔鳴尊の三貴子生れ給へり。記も素戔鳴尊の大神新嘗に當り。祭殿に放戻し。馬を逆刺して齋服殿に投納れたる。神道破滅。尙武鎮壓の主義と思ゆる。因て大神位を遷れて窟戸に入給ふに至れり。神道に觸穢を忌むとの至



嚴ある此の如し。魏志東夷傳に、「始死。停喪十餘日。當時不食肉。喪主哭泣。他人就歌舞。誅のとな  
 飲酒。已葬。舉家詣水中澡浴。以加練沐」とあれり。只中國のみならず。西國まで一般の風俗皆然  
 り。此風に原つきて。清淨を以て神に仕へる式は定まり。所謂天清淨。地清淨。内外清淨。六根清淨は  
 敬神の主要たり。神祇令に。散齋の内より「不得下。喪。問。病。食。肉。亦不判。刑。殺。不決。罰。罪  
 人。不<sub>レ</sub>作。音樂。不預<sub>レ</sub>穢惡之事」とあり。義解に「謂。穢。惡。者。不淨。之。物。鬼。神。所。惡。也」と解せり。因て三  
 代格に。齋月齋日に弔喪。問病。判器。刑殺。文書。決罰。食。宍。預<sub>レ</sub>穢惡を六條の禁忌と云。邦人の肉食を嫌  
 ふも。かゝる習慣より來るとなるへし。後漢書東夷傳にも。「行來度<sub>レ</sub>海令<sub>レ</sub>一人。不<sub>レ</sub>櫛沐。不<sub>レ</sub>食  
 肉。不<sub>レ</sub>近<sub>レ</sub>婦人。名曰持衰」と見え。格にも。神社の境内附近にて屠割狩獵。牧牛馬を禁忌する等を考  
 合すべし。足利時代まで忌の事をすべて觸穢と云。死喪大祭戦争等には朝を緩め。音楽雜評定を停め  
 〇。行刑を停むるを法とす。徳川時代にても。喪に之鳴物を停む俗に御停止と云是なり。又産穢血荒踏合  
 等ありて。出仕を忌避るは。皆神道の遺風なり。  
 諸穢中にて尤も忌嫌ふは死穢なり。古代に人死すれり。其屋を不淨に穢れたりとして棄たり。紀の一書。  
 素戔鳴尊の新羅より杉檜楨樟枝等の種を日本に植むる條に「枝可<sub>レ</sub>以爲<sub>レ</sub>顯見蒼生。與津粟戶將臥之具」  
 とあり。與津の津の助詞なり。與との死人の臥したる奥の間にして。粟戸との被を以て棺を製し。死

人を斂し。其處に遺骸を置きて棄て去りたるなり。陵墓の家の貧富に應じて厚葬の風なれども。殯斂葬  
 理にの専業人ありて執行たるとならん。後世に穢多の起りもかゝる風俗より生したるとなるへし。格の  
 弘仁五年六月太政官符に。「檢平十年西曆七百三十八年五月廿八日格。國司任意。改造館舍。儻有<sub>レ</sub>一人病死。諱  
 恐不<sub>レ</sub>肯居住」と見ゆれば。其時代までも此風俗の存したり。韓土も同じ風俗あり。紀の皇極天皇元年  
 五月の條に。「凡百濟新羅風俗。有<sub>レ</sub>死<sub>レ</sub>亡<sub>レ</sub>者。雖<sub>レ</sub>父母兄弟夫婦姉妹。永不<sub>レ</sub>自看。以此觀<sub>レ</sub>無慈之甚。豈別<sub>レ</sub>  
 禽獸<sub>レ</sub>と見ゆ。其比日本の死を忌嫌ひ親戚皆棄去る風の愚たれども。親しく神社に近づきて事へる家の  
 〇。猶此風は嚴重に行はれたり。其證は北嶋氏文書南朝正平二十年、西十月。出雲國造貞孝の  
 〇。細目安に。「自<sub>レ</sub>襲祖宮向宿禰人體。始<sub>レ</sub>至<sub>レ</sub>資孝四十四代。皆止<sub>レ</sub>亡<sub>レ</sub>父喪禮之儀。打<sub>レ</sub>越于神魂社。隔<sub>レ</sub>十<sub>レ</sub>相<sub>レ</sub>  
 〇。續神火神水之時。國術案主。稅所。神子神人等令<sub>レ</sub>參集。奏<sub>レ</sub>舞樂。遂<sub>レ</sub>次第之神役。令<sub>レ</sub>一人<sub>レ</sub>相<sub>レ</sub>傳神職也。  
 而彼孝宗者。五體不具。親父孝宗死去之時。荷<sub>レ</sub>入棺。拾<sub>レ</sub>遺骨。爲<sub>レ</sub>觸穢不淨之間。不可<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>近<sub>レ</sub>付于神體之  
 條。無<sub>レ</sub>其隱<sub>レ</sub>云々」とあれば。國造大宮司祭主神主などの家の。親の葬禮をも打止め國司立會にて。祓除し。  
 神火神水相續の式禮を舉行したる有様の。彼百濟新羅に異ならざるを知る。神事に濁穢を忌嫌ふにつきて  
 〇。祓除の法も生し。就ては古來種々の歴史も多く生じて。弊害も亦多かりし。此に其一を擧げん。貞治よ  
 〇。り少し降り。康暦元年南朝天授五年、西曆一三七九年。伊勢外宮の改造久しく期を過ぎたる未にて、十二月廿六日



いよく遷宮式を舉行せんとするに。禁裏の御衰日せりと。前關白准后二條良基の沙汰にて。又延引したるとき。迎禮記に父の參議東坊城長綱の物語を記して曰。(前略)不憚御身之慎。被遂尊神之禮者。更不可有<sub>レ</sub>其咎。還可有<sub>レ</sub>冥感。前賢所為有<sub>レ</sub>如此事。中院禪問正和興福寺供養。已欲出<sub>レ</sub>車之處。或者投<sub>レ</sub>入生頭於車中。見<sub>レ</sub>告之。事可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>行哉。可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>延引<sub>レ</sub>之由。申之輩有<sub>レ</sub>之。大義不可<sub>レ</sub>憚<sub>レ</sub>少。興福寺供養。依<sub>レ</sub>此事延引。天下之口遊不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>遁歟。所<sub>レ</sub>寄清<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>遂<sub>レ</sub>供養<sub>レ</sub>之由被<sub>レ</sub>申。于今爲<sub>レ</sub>美談<sub>レ</sub>者也。云云とあるにて。神事に穢を忌避け。少しの出來事にて。大儀を延引せるとなど。數々ありたるを知るべし。神事にあつかるときは。常人さへ此の如し。まして神に仕へるに常職とする人。死穢を忌嫌ふと甚嚴なるつきに。時世移りて。今は神職の葬儀を主るとまでなりたる。神道の本義に於て甚如何なるとなり。○前號論說ニ載ス、今改ム

史學會雜誌 明治廿四年十二月十五日

神道の祭天の古俗

(承前)

會員 文科大 久米邦武

祓除は古の政刑

神道の穢惡を惡む至て嚴なる故に、祓除を行ひ、身を清淨にして神に事へるを大主旨とせり、上古神宮皇居を別たざりし時代に於て、朝廷の有様の、後の伊勢神宮の如きものなりと想像すべし、國造伴造の

分轄する國縣の府治も、盡く其式に倣ひ、因て諸國に天社國社に設けたり、其天社國社に於て取扱ふ事の年々新嘗祭即後の氏神祭禮をなして報本の意を表し、祓除を行ひて攘災招福をなすに外ならず、故に臣民みな毎年農桑諸業より收めたる、粟米布帛等を撰みて神に奉納す、之をみつぎと云、後世に御初穂といふ是なり、災害若しく罪過に因て、祓除の料を納むるをあがものと云、猶後の贖罪金の如し、朝廷國縣の經濟者是にて立ち刑罰も是に依りたり、是を祭政一致の治とするなり、祓除の起りの甚古し、諸再並に前二尊も筑紫橘小戸の祓除あり、魏志に(詣水中澡浴)と記す並に前蓋し神道と共に逸古より來りたるとなるべし、其法ハ中臣家に傳ひる書記一書天石窟に(天兒屋命、則以神祝祝之)と、又(掌其解除之大辭)とあり、今の中臣祓の其諱辭にて、原文ハ簡古なりしを、文武帝の朝に、柿本人麻呂修潤したる文なりと云、衆人の前にて、再三反覆し誦する詞に、甚古拙なる所あれば、人の誠敬を損する故なるべし神の供物の齋部家まで掌る、古語拾遺に(命太王命率諸部、神造和幣)と、(又宣太玉命率諸部、神供奉其職如天上儀)天上ハ天朝の義と見るべしとありて、又神武の朝に(其裔孫天宮命率供作諸氏造作大幣)と、又宮内立藏、令齋部氏永任其職とある等にて見るべし、神宮皇居の別れたる後の、調査の法も改まりて、此藏の齋藏、内藏、大藏の三藏に分れ大寶令に大藏省あり内藏寮あり又齋藏の神祇官にありて、祓除の贖物を納めたるなるべし、祓除の主旨ハ、支體を清め、心を清め、清淨なる天地に呼吸するに非ざれば靈顯なる天神の加護を蒙り得ずとの旨あり、是宗教



の善根懺悔に近し、されども此旨につきて別に心身を清くする教文もなく、因て世に誘善利生の方を述べたる教典もなし、本居宣長の神ながら言舉せぬ國と誇れども、言舉せぬにて神道宗教をす程の力なきと明かなり、而して左に説たる如く、古の祓除を政治の本となし、刑罰も是に因て行へり、素盞鳴尊神の、御田に重播、毀畔、埋瀆、挿鐵したるうへに、大嘗殿を穢し、重々の罪を犯したるの、神道破滅を主張したる所爲にて、天照大神も御位を遷れんとするに至りしに、諸大臣等盡く服せず、天安河の會議にて、大神の復位を勧め、素盞鳴尊に重罪を科したるの、是國是一定して、皇室の安固したる根柢なし國史に於て最重最要の節にて、神道の最功力ある處とす、此時尊（科之以千座置戸）との、釋日本紀に、（私記曰、座是置物之名也、言置積祓物者、正是千處也、置戸者、是積置此千處之物、便爲其戸、令罪人出其中故云置戸也）と釋せり、余の千處の齋藏を科したるにて、又（至拔髮以贖其罪亦曰拔其手足之爪贖之）あるの、亦日の文を是とすべし其の一書に、（己而科罪於素盞鳴尊而責其祓、是以有手端、吉棄物、足端凶棄物）とも、又（即科素盞鳴尊千座置戸之解除、以手爪爲吉爪棄物以足爪爲凶爪棄物乃使天兒屋命掌其解除之大醇辭而宣之焉、是の中臣氏たるものと覺へたり齋部氏の記録を並せ考ふれ、其贖物の彼氏の齋藏に納むべし、世人慎収已爪者此其緣也）とあるに合へば、古より貴人に死刑を行ひたる例なし、蓋解除の科に輕重の差等あるまでのとなるべし、其解除に、必ず吉凶の両、を重科を、紀の履仲帝五年に、（則負惡解除善解除、而出於長渚崎令祓禊）と見え、三代格延歷二十年五月十四

日に至りて太中、小祓の物を定めらる其詔に、（承前、神事有犯科祓贖物善惡二祓、重科一人、條例已繁、輸物亦多事傷苛細、深損黎元、仍今弛張立例）とあれば平安京の初めに至り始めて兩科を一重に改められたり

### 神道の弊

天地の活世界なり、循環して息まき、常に新陳代謝しつゝ進めり、故に其中に棲息せる万物万事、みな榮枯盛衰をなし、少し活動を失ひたる停滯物の、頓て廢滅に歸すると、皆人の眼前觀察する所なり、故に久しくて弊れざるものなし、日本の創世の神道より成り、皇基の是に因りて奠定したる主要の節目に、前に述べたる條々に零盡せり、夫も數千年間に漸々と修正改進したる結果なるべく神武帝の桓原に神人一致の政治を建給ひし時も多少改革ありたるならん、亦九世を経て、時運益進み、神崇の朝に、神宮皇居を別けられたれば神物官物も別れ、従ひて齋藏官倉も別れ、調貢の法も改まり政治兵刑みな改まらざるを得ざれども、古來沿習の余勢あれば、猶祭政一致の制によりて、漸々と變したるの見易き情實にて、その歴史にも概見する所なり、三韓服屬し、應神、仁徳の兩盛代を経て、履仲、反正、允恭三朝も移る比に、己に刑罰の變革したるを見る、武内宿禰甘内宿禰兄弟權を争ひたる時、くかたち（探湯）をなしたり、允恭帝群卿國造の氏姓即譜詐冒を改正の時も、（諸氏姓人等沐浴齋戒各爲盟神探湯則於和樞丘之群禍戸群、坐探湯瓮而引諸人令赴日、得質則全、僞者必害、或溼納金煮沸攘手探湯、云々詐者



愕然之、豫退無進」とわれれば、探湯(神に要して詐偽者を發覺する鞠訊法あるべし、是當時に盛んに行  
 いたると見えて、北史東夷倭傳に、「每訊冤獄、不承引者、以木壓膝、或張強弓、以弦鏹其項、或置小石  
 於沸湯中、令所讞者探之或置蛇瓮中令擊之曲者即整」とあり、是ハ西國筋の事を觀察のまゝに記したる  
 とならん、該國の國造伴造等支配下に、頗る慘酷の法も行はれたらん、繼體帝二十四年に、「爰以日本  
 人與任那人、類以兒息評訟難決、元無能判、毛野自樂置誓湯曰貴者不爛施者必爛、是以投湯爛死者衆」  
 とありて、我朝の任那諸國に人心を矢ひたるハ、其等の暴政に由るものなり此時代人智漸く開け、既に  
 神道にての治むべからず、因て儒學を講し、亦佛教も流入せんとす、履仲帝の時に、安曇連濱子が仲皇  
 子に徒黨したる巨魁なるを以て、事平くの後詔して、「將傾國家罪當死、然垂大恩、而免死科墨、即日黥  
 之」と見え、又允恭の忍阪姬皇居も、「赦國難國造、死刑一貶其姓謂稱置」と見ゆ其年に爲皇后定刑部とあ  
 れり、己に死刑其他の刑名を生じたり、但し黥の貶等にて、甘内宿禰の紀直に賜ひ、國難國造を稻後に  
 貶する類にして、黥の刑のなきとなるべし、履中五年に、「伊弉諾神託祝曰不堪血臭矣。因以卜之兆云。惡  
 二個部等豎之氣。故自是後頓絕以不黥二個部而止之」とあり記の安康の條に、「而黥老人來。我者山代之  
 猪甘也」とあるを見れば、所發の諸部ハ黥する習法なることを知るべし。支那歴史の記せる所によれば、  
 日本の古ハ文身の俗なるに。今ハ東國の賤民に文身俗を存するまでにて。西國にハ却て其俗なきハ。か  
 らる由縁に黥て自然に廢したるとあるべし。崇神の朝に神人別れてより。履中帝まで七世を経たれば  
 。時運己に進み。神道の弊を生じたるを見る。

人智の開進して。學藝興興し。上下の生活益満足なる時代とされば。祭政一致の政に依頼し。大古を以  
 て神慮を迎へて事を斷し。諄諄を以て解除をなすまでにて。國の治安を保べからず。此  
 時となりてハ舊來これに浸染したる風俗にハ亦變習を存して。洗除せらるに困むとあるハ必然の理なり。  
 紀の孝德帝大化二年三月甲申の詔に、「有下被<sub>レ</sub>役<sub>二</sub>邊畔<sub>一</sub>民。事畢還<sub>レ</sub>鄉之日。忽然得<sub>レ</sub>疾。臥<sub>二</sub>死<sub>一</sub>路頭。於是  
 路頭之家。乃謂之曰。何故使<sub>レ</sub>人死<sub>二</sub>於余路<sub>一</sub>。因留<sub>二</sub>死者<sub>一</sub>友伴。強使<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>除。由是兄雖<sub>二</sub>臥<sub>一</sub>死<sub>二</sub>於路<sub>一</sub>。其弟  
 不<sub>レ</sub>救者多<sub>一</sub>。其弊<sub>一</sub>復有<sub>二</sub>百姓<sub>一</sub>。溺<sub>二</sub>死<sub>一</sub>於河。逢者乃謂之曰。何故於<sub>レ</sub>我使<sub>レ</sub>遇<sub>二</sub>溺人<sub>一</sub>。因留<sub>二</sub>溺者<sub>一</sub>友伴。強使<sub>レ</sub>  
 被<sub>レ</sub>除。由是兄雖<sub>二</sub>溺<sub>一</sub>死<sub>二</sub>於河<sub>一</sub>。其弟不<sub>レ</sub>救者衆<sub>一</sub>。其弊<sub>一</sub>復有<sub>二</sub>被<sub>レ</sub>役<sub>一</sub>之民。路頭炊飯。於是路頭之家乃謂之曰。何  
 故任<sub>レ</sub>情炊<sub>二</sub>飯余路<sub>一</sub>。強使<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>除。其弊<sub>一</sub>復有<sub>二</sub>百姓<sub>一</sub>。就<sub>レ</sub>他借<sub>レ</sub>飯炊<sub>二</sub>飯<sub>一</sub>。其飯觸<sub>レ</sub>物而覆。於是甌主乃使<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>  
 除。其弊<sub>一</sub>如<sub>二</sub>是等類<sub>一</sub>。愚俗所<sub>レ</sub>染。今悉除<sub>レ</sub>斷」とあるハ。是今の警察違註罪に科する贖錢をハ。人民相  
 互に科徴したるなり。神道の死穢不淨を忌嫌ハ事に觸れ端に就きて祓除を強索する陋習ハ。千二百年前  
 まで存じて。其時旅行の困難思ひやられたり。公役にて已を得ざるの外ハ。郡郷の往來交通絶えて猶歳  
 月を經るならば。國の繁盛なる道ハ頓に塞り果てん。此時に當り佛教僧徒等宣教方便によりて郡郷を巡



りて道路橋梁を修架せしめ。池溝を開き。往來を通じ。生産工藝を教へたる功あり。歴史に歴々と記載し。文武元明の朝に至り。始めて貨幣を鑄造し。諸國に令して米を行旅に賣らしめ。終に奈良の盛治を見るに至りたり。其大恩の永く忘却すべからず。

### 儒學佛教陰陽道の傳播

神道の日本を襍樞の裏に育成して。國體を定め皇統を始めたなり。其最功力ある時代なりとす。然れども成長の後に。時運の進みての大陸地に萬般の學藝薈興すれば。我國にも輸入して。益開進せざる可らず。漢の朝鮮を滅ぼし。平壤に帶方郡を置くに當り。我國より交通する者卅餘國に及び。筑紫伊都津を開き。彼郡よりも使節館を建たれば。通譯の人もなかる可らず。漢字も譯せざる可らず。崇神帝の末に。加羅國地を獻して。任那府を韓土に置れたり。此時已に祭政一致にて治むべからず。必ず漢の儒學の輸入したらん。更に遡りて考ふれば。秦人馬韓に移住して辰韓を成し。少名彥命の海を航し來りて。大己貴神と共に國を造り。醫療禁厭の法を教へたる時より。漢學の輸入たるならん。時代の書紀の紀年應神帝百濟より博士を召し。皇子に論語千字文を授けしめ給ひしは儒學の宮中まで上りたるなり。其時の儒學の固より朱子學に非き。亦唐の註疏にも非ず。大抵晋末に當れば何晏の集解にて終身より寧ろ政治學に近し。其後繼體帝の朝に五經博士を召され。天智帝以後隨唐の學を年用せらる。皆政治學な

り。神道との其用を異にせ。而して儒學の最も主張する天地の郊祀宗廟の禘禘等は。一も用あるなくして。猶古來の神道祭天の俗に従はれたるは。其慮る所甚深し。神道を説くもの、特に着眼すべき要點なり。

然れども神道の誘善利生の教典なきのみならず。攘災招福にも欠典を感じたらん。因て漢學の傳播に従ひて。陰陽道も入たるならん。是は漢代盛んに行はれたる讖緯書に本づく者なり。北史に「百濟知醫藥、著龜。與相術陰陽五行法」とあり。必ず此國を経て輸入したらんと覺ゆ。紀の推古帝十年に。

「百濟僧勸來之、仍貢曆本。及天文地理書。拜遁甲方術之書也。是時選書生三四人。以傳學習於勸勒矣。云云。大友村主高聰學天文通甲以成業」とあり。三代格に。陰陽道の周易、新撰陰陽書、黃帝金匱、五行大義等を主用せ。易の五經の一にて。總體の朝に學に立たり。經書の傳はると必早からん。古事記及び書紀の一書を熟看するに。神代卷には陰陽説及び周時の風俗に附會したる痕跡を多く發見す。蓋漢學已に入り。佛教まだ傳はらぬ際にて。緯書其他の方術を以て。未來を前知し。災害を避ることを講したる結果なるべし。是も亦一時の氣運にして。久しきを経て弊れ。今も民俗に存する陋習あり。神道佛教よりも。陰陽説より出たる拘忌甚多し。

儒學の只現在を論と。陰陽道の未然を知るも。誘善利生の旨に乏し。佛教の三生因果を説くは。神道の襍樞を離れて。心理を開闢するに。偏強の效あり。其支那に傳播したるは。我倭奴國の使洛陽に至りし



比に端を開き。神功皇后征韓の比。己も盛んに行われ。應神帝の比には。高麗百濟に流布したり。其後三韓の往來頻繁にあり。築紫中國筋に流入りたるの必を早からん。史乘に見えたるは纒體帝の朝に始まる。欽明帝戊午歲法王帝説に據る。書紀の紀より至り遂に斷然と百濟より佛典佛像の獻を受給へり彼是年にては宣化帝三年なり。國に後る、百五十年あり。文明の競進より論それの遲鈍なりとそれとも。國の舊俗を守るも厚く。急遽に外教に移らざるの。日本人の氣象にして。國体の堅固なる由縁なり。佛教者に因て實想真如の體の我熱心する天神なることを示し。本地垂跡の理を説きたるを以て。衆心靡然として之に歸依し。敬神の心を移して。併せて崇佛に注ぎ。二百年を経て敬神崇佛の國となり。佛教の研闡に他國に超越するに至りたるの。歴史上に於て國の光輝と謂て可あり。佛教の入りたる後は。神社と佛寺と。並に崇敬せられて勝劣なきの。歴史に明白あり。佛に偏して神に疎かりと思ふの僻める説なり。但し佛教も久しきを経るに従ひて弊れたり。委しく他日を待て論せん。若又神道にのみ僻し。今日まで神道のみにて推來るをら。日本の不幸の實も甚しからん。前條に擧たる大化二年の詔を一顧をへし。崇神帝以後數百年間に。神道の國民を教化したる結果の如何あるや。續紀神龜二年七月の詔を。今聞諸國神祇。社内有穢亂。及放雜言敬神之禮。豈如是乎。宜國司長官自執幣帛。慎致清淨。常爲歲事と。又天平二年九月の詔に。安藝國周芳國人等。妄説禍福。多集人衆。妖祠死魂云有所祈。近京左側山原。聚集多人。妖言惑衆。多則萬人少乃數千とあり。かゝる人民を開誘する爲に。唐韓諸國の皆弘むる佛教の方便に依らずして。教典さへ備へらぬ神道の古俗に任せたり。全國今も蒙昧の野民も止まり。臺灣の生蕃も一般ならんのみ。

神道の日本を育成したるは慈母の恩あり。されども成人の後まで。永く母の左右にのみ居るへからず。總て地球諸國のみ神道の中より出て種々に變化したれども國本を維持して。順序よく進化したるの日本のみあり。神道の時に定りたる國帝を奉じて敢て變改せず。神道の故俗を存して敢て廢棄せよかの新陳代謝の活世界を通過し。時運にも後れされはなり。凡國に之主宰者を立て、政務の本を統へざるへからず。此至尊なる位は斷して人事を以て定め難し。智愚賢不肖を擇ませ。只其創世に當り。純に天神を信じたる時に於て。神意とて定めたる君主を。國のあらん限り。永遠に奉をべし。此外に萬古不易の國基を定むる方法なきし。日本人民は天神の子孫を天日嗣に奉し。少しも心を變せず。其日嗣の天子に惡徳の君は一代もさく又系統の絶ゆる不幸も逢はず。九世親盡たる疎遠の系統に此位を傳ふ不幸に逢はずして。今日に至るは誠に人力に非し。天神の加護を忘るへからず。他國を見よ。盡く人事の麤忽にて。一度國祚を變更したれ。帝位は國民の競争物とあり。常に國基を安定するに辛苦しつゝ。經過するに非ずや。我國の萬代一系の君を奉ずるは。此地球上も又得られぬ歴史あり。其誇るべき國體を保存するには



。時運に應じて。順序よく進化してこそ。皇室も益尊榮なるへけれ。國家も益強盛とあるへけれ。世に一生神代卷のみを講じて。言甲斐なくも。國體の神道に創りたれんとて。いつまでも其襟襟の裏にありて。祭政一致の國に棲息せんと希望するものもあり。此活動世界に。千餘百年間長進せざる物に。新陳代謝の機能に催されて。秋の木葉と共に搖落やぶらざるへし。或は神道を學理よて論すれば。國體を損をど。憐れ墓なく謂ものもあり。國體も皇室も。此く薄弱ある朽索にて維持したりと思ふか。歷朝の烈を積み。其神道の中より出たる國を養成せられたる。百二十餘代の功德に。染みて人心にあり。其間に他の諸國一度國本を變動し。再ひ復そへからず。革命の禍を痛嘆したる歴史を經過したれに。最早皇綱の安固あり。此に觀察して益盛大富強を圖るへし。徒に大神宮の餘烈にのみ頼むは。亦是れ秋の木葉の類あるへし。余既に神道の大本に就て。其國體と共に永遠に保存せべき綱領と。國民に浸潤したる美風とを論述したり。其他の癡朽に屬する枝葉と。中世以來の謬説と。本を振し葉を落して。本幹を傷害せざる様にすへし。是亦國家に對する緊要の務めあり。

(史海第八卷 明治二十五年一月廿五日發兌)

田口卯吉

序文

久米邦武君の史學に於ける古人未發の意見實に多し、而して余は此篇に於て最も敬服せり、故に既に史學會雜誌に掲載せしものありと雖も君に請ひて左に之を掲載し以て讀者の瀏覽を供せ、余は此篇を讀み私に我邦現今の或る神道熱信家は決して緘黙すべき場合ふあらざるを思ふ若し彼等にして尙ほ緘黙せば、余は彼等は全く閉口したるものと見做さるべからず、

是ヨリ史學會雜誌久米氏ノ全文ヲ修録ス因テ之ヲ省ク

跋文

神道を以て「只天を祭り撥災招福の祓を爲すまであれば、佛教と並行なれて相戻らず」と云ふ、卓見と云ふべし若し佛法にして渡來せざりしならんや、神道に或ひは宗教とまで發達したらんも知るべからずと雖も、中途にして佛法渡來し且つ之と共に文學移入したるに於て、我神道の半夜に撻破せられたる夢の如く、宗教の軀を備ふる能はざりしあり、後世に至り之を以て宗教とあさんと欲するものありと雖も、是れ避まざる唐辛にして國史と之を許さざるあり、而して其事實を証するもの著者も若くあし、

田口鼎軒

○神道者諸氏に告ぐ

田口卯吉

久米邦武氏が「神道は祭天の古俗」と題してものせられたる一文の實に古人未發の意見にして、余の最も



敬服する所ありき、是を以て余の之を我史海に掲載し、世人をして成るべく之を一讀せしめんと欲し、特に神道者諸氏をして熟讀の上之れに對して其意見を表白せしめんとを望めり、

然る所以のものは何ぞ、余の我邦神代の諸事は尙ほ學士に向ひて十分に研究の餘地を存するありと認められばなり、余は我邦に於て神代の諸事を最も綿密に研究せるもの、神道者に多しと推定したればなり、余の我邦の神道者は必ず喜びて久米氏を迎へ、共に真正の事實を世に顯はせんとを勉むるあるべしと信したればなり、

此點に於て余の先づ辨明せざるべからざる一事あり、余の耶蘇教信者にあらざることは是なり、余は嘗て信者の一人たりしとあり、然れども數年前に於て既に退會したり、故に余は異宗の故を以て神道を敬視し、之を破壊せんと欲するものなりとの邪推は切に御免を蒙らざるべからず、然るを況んや皇室の尊嚴を打破し奉らんとするの邪推に於てをや、余と雖も懼りながら日本國の一民あり、國家萬一の場合に於て瘡腕たりとも國家の干城たるに於て、未だ必ずしも神道者諸氏の後にあらざることを期するものあり、懼りあから余輩武夫の斯る場合に於ては往時の神道者流か天神地祇を祭りて怨敵退散を祈りしか如き方法を以て忠義の極意と認めざるものあり、余の久米氏も必ず此點に於ては余と同一の人あることを保證するものあり、余の久米氏の文に於て一點も神道を敬視したるの意志を發見せず、又た久米氏の位地を從來

の履歴とに徴するに氏に斷して皇室に對し不敬の文字を陳列するの意志ある者にあらざるを知るあり、嗚呼豈久米氏のみあらんや、此の如き愚見は今日に當りて日本國中第一等の癡狂者を誘ひ來るも之を口に之を筆にせるものあらんや、

唯々問題の日本古代の歴史の研究の今日の儘に放擲して可あるやと云へると是也、本居平田等が古事付けたる解釋（或る反對者か余を評したる語を借用せ）他に今日の人民の新説を出せべからざるや否や是なり、新説を出せば皇室に不敬あるや否やは是あり、嗚呼余の之を信せざるあり、余の固く信す、日本人の隨意に古史を研究するの自由を有せるとを、余は固く信を、隨意に古史を研究するも皇國に對し不敬に涉らざるを、余の固く信を、神代の諸神の靈妙ある神靈とあらずして、吾人と同一ある人種則ち飯も喰ひ水も飲み踊り夢も見玉へるものとなるも、決して國弊を紊亂するものにあらざることを、余は固く信す、皇室を敬し國家を愛するの氣は、彼の本居平田等の如く單に古事記の語義を尋思して研究せるよりも、廣く人種、風俗、言語、器物等に就いて研究せるの間に於て盛に發揮すべきことを、余は固く信す、平田等か靈の眞柱に於て述ふる所の造化三神の説の耶蘇の三位一體の説に類し、吾人をして信せしむるに足らざることを、余の固く信を、若し此の如き舊説の外に新説を發表せるは國弊を紊亂するものなりと云ふか如きあらば、有識の人物の復た古史を繕くなきに至らんとを、見よや、彼の水戸の義公



か古史を随意に研究したるを見よや、思ふに公の皇室を重んじ國家を愛したるとは、神道者諸氏の沿く首肯する所あらん、然りと雖も公の日本史に於て神道者諸氏が最も尊信する所の神代史を抹殺し去りしにわらずや、其神武天皇紀中に神代の事を記せる所ありと雖も、造化三神も國常立尊も神異不測の四語を以て抹殺せられたるおあらずや、今神道者諸氏が久米氏を責むるを見るに、曰く天御中主神以後一系連綿たる皇統も架空の説に歸すべきありと、然れば大日本史か全く之を抹殺し去れるの如何、假令想像たりと雖も自ら信すべき部分を執りて之を記せるの尙ほ信用を存すと云ふべし、神異不測として抹殺するに至りては、復た諸氏も國祖とせる所の神名をだに知るべからず、諸氏之を何と云ふや、諸氏が皇室の尊嚴を損し國弊の秩序を紊亂せんと云ふは、恐くは久米氏にわらずして水戸義公にあらざるべき乎、余か歴史を研究せるの方法は諸氏と異あり、余の大日本史と同一信をべからざるものを抹殺せるあり、久米氏と同じく苟も信すべきものわらば之を採擇せるあり、余の之を以て皇室に忠み國家に愛なるもこれと信せるあり、夫れ史家の邦國に於ける猶ほ忠臣の其君に於けるが如し、事々物々君意是れ奉るる必しも忠義にあらず、頌言美辭是れ記せる必ずしも良史にあらず、支那に於て之を堯舜禹湯文武周公の如き賢君、若くは桀紂の如き惡君の世を経て春秋と云へる亂臣賊子の方に其暴横を遠うせる時代、西洋に於てはバビロン、アスシリヤ、フヒニシヤ、埃及等の文明を經過し、希臘諸國互に相攻戰せし時代に當り

て、東海の一孤島ある日本帝國の尙ほ神靈の坐せし時代なりと稱せるも、決して國弊をして貴からしむるに足らず、故に余の神代を研究するに當りて勉めて吾人の祖先の吾人と同一ある八種ありとの主義を執るあり、余は却て之を以て國史を改良せるものにして、實に皇室に忠に、國家に愛あるものと信せるある、

然りと雖も余は敢て神代の尊命達を以てカミは非すと云ふにあらざるなり、舊史を案ずるに神代の尊命達の、申をに及ばず、神武以後と雖も自ら稱して「カミ」と云へるもの多し、萬葉集の諸歌を閲するに、天智、天武の如きも、「ソニツミカミ」と稱せられたり、思ふに時世の悠遠に従ひ古代偉人の神靈に近道するの各國皆を然り、然れども我邦の如きは「カミ」と云へる語を以て神祇の二字に配せしより、上古の尊命皆を神靈と成れるにあらずや、若し夫れ我舊紀にして是非とも神代の尊命の神靈の如く解釋せざるべからざる義あらば、余と雖も敢て好みて異論を立つるものにあらずと雖も、我舊紀の尊命達を以て吾人と同一ある人種あり、即ち吾人の祖先ありと解釋するも差支なし、何ぞ殊更に平田等の解釋を遵奉せるとを是れ爲さんや、

余輩は古事記の解釋に於て斯く自由ある主義を有せるのみならず、古事記其物の本文と雖も、字々句々皆な眞事實を記せるものなりとの信する能はざるあり、此點に於ては余の先づ神道者諸氏に向ひ古事記



の編輯如何にして成りしやを述べざるべからず、是れ古事記の序文を研究するに如くなし、曰く  
 於是天皇詔之、朕聞諸家之所、實帝紀及本辭、既違正實、多加虛偽、當今之時、不改其失、未幾經  
 幾年、其旨欲滅、故惟撰錄帝紀、討覈舊辭、削偽定實、欲流後葉、時有舍人、姓稗田、名阿禮、年  
 廿八、爲人聰明、度目誦口、拂耳勤心、即勅語阿禮、令誦習帝皇日繼及先代舊辭、然運移世異、  
 未行其事矣、伏惟皇帝陛下、得一光宅、通三亭省、(中略)於焉惜舊辭之誤、正先紀之謬、  
 以和銅四年九月十八日、詔臣安萬侶、撰錄稗田阿禮所誦之勅語舊辭、以獻上者云々

此文を熟視せば一は以て古事記の成る所以を知るべく、一は以て古事記に對して幾何の信用を置きて可  
 あるやを知るべし、蓋し我邦に於ては皇室を始め、朝廷名族の諸氏に於て皆を知るべからざるの古代よ  
 り、口々に相傳へたる舊辭ありしあり、推古天皇の二十八年に至り聖德太子の蘇我馬子と共に、天皇記  
 及ヒ國記、臣、連、伴造、國造、百八十部并公民等の本記を録し玉へり、是れ蓋し皇室及諸家に傳へた  
 る舊辭に因て之を輯録したるあり、説者曰く是れ則ち今日傳ふる所の舊事紀ありと、或は然らん、去れ  
 ば是より以後一方に漢文にて綴れる歴史あり、一方に口々に傳へたる舊辭ありしあり、天武天皇は  
 則ち其口に傳へたる舊辭を訂正撰録せんとて企て玉へるあり、天皇の勅に見るに或は曰く既に正實よ  
 遠ふと、或は曰く偽を削り實を定むと、當時舊辭の紊亂したりしを知るべし、夫れ聖德太子蘇我馬子

の時より以後既一一方に漢文の歴史あり、然るも尙ほ虚偽を傳へたり、然らば則ち知るべからざるの古  
 代より聖德太子及馬子の時に至るまで、口々相傳へたる舊辭に虚偽なきとを保證し得べきや否や、且つ  
 又聖德太子と馬子との果して正當ある歴史眼を備へたるものありしや否や、然り而して天武天皇の討  
 覈舊辭とあれば、此等の歴史及び諸家の口誦を討覈し口つから稗田阿禮に教え玉へるあり、天武天皇の  
 討覈は果して一々其當を得たりとするも、稗田阿禮が此勅語舊辭を天皇より承りてより和銅四年に至る  
 まで二十餘年を経たり、一字一句能く忘却するあかりしや否や、然り而して太安曆亦之を撰録すと云へ  
 ば、多少取捨せしむるべし、殊に其序文中左の文あり、曰く亦於姓日下、謂玖沙訶、於名帶字、謂多  
 羅斯、如此之類、隨本不改、と然らば則ち古事記撰録の時亦た舊本に據りしあり、其舊本との必ず聖德  
 太子馬子等の撰録せしものあらざるべからず、而して安曆の史論に至りては余は最も不賛成を表するも  
 のあり、夫れ玉中の一亂ハ其事情實に錯雜と雖も、弘文既に即位し玉ひし後に至りて、天武兵を興し  
 て之を殺し天位に即き玉ひしを見れば、其正非知るべきのみ、然るに安曆は此變を記して曰く、  
 杖矛舉威、猛士烟起、絳旗耀兵、凶徒瓦斯

と云へり、夫れ正統の天子弘文の官軍を稱して凶徒と云ふ、是れ實に阿世の小人あり、吾人何ぞ之を筆  
 録せざるを得んや、之に因りて之を思へば古事記の原料ハ、第一に其君を弑し奉り、且つ神道を排斥し



たる蘇我馬子と、之を傍觀し玉へる聖德太子の撰錄を經、第二に一たび剃髮して沙門とあり、次ぎて弘文の天下を奪ひ玉へる天武天皇の討叛を經、而して阿世の小人安曆の撰錄に成りしものと云ひざるべからず、余今日古事記を見るに實に憑據すべきもの多し、故に余の其人を以せてすして其言を採ると雖も事々之れを信せざれば國體を紊亂するが如きものとの信せざるあり、余の聖德太子蘇我馬子若くは天武天皇大友麻呂の如く僞を削り實を定むるの自由を有することを知るあり、而して余は神道家が斯る人物の手を經て成れる古事記に對して非常に信用を置くことを怪まざる可らず、

余が古事記を見ると此の如くにして、而して其解釋に於ける彼れが如し、故に久米氏が新論を吐かるゝに當りての余の實に神道家諸氏の十分に自己の信する事實を擧げて、之を辯駁するあるべしと信じたるあり、然るに今日まで世に顯はれたる所にては單に「國家の秩序を紊亂するものあり、皇室の威嚴を損るものあり、大學教授に不適任あり」と云ふに止まるが如し、是れ余の大に感服する能はざる所あり抑も久米氏の論文の其後治安に妨害ありとの主意を以て發賣を禁せられたり、而して其身も亦た非職を命せられたり、故に諸氏の意見も政府に貫徹したるあるべし、然れども諸氏の國家に立つの教理と條理とを以て立つものあらざるや、諸氏は決して國家の秩序と皇室の尊嚴とを保つべきの職任あるにあらず、然らば則ち久米氏の議論を辯駁せんと欲するに於ては、筆を執りて一々證を擧げ其誤謬を指摘するのみにし

て可あり、莊子曰、危人雖不治危、尸祝不越樽俎而代之と今や政府國家の秩序と皇室の尊嚴とを保つに於て未だ嘗て其職を失はざるに、諸氏先づ之を論ず、是れ尸祝樽俎を越ゆるに類せずや、今や敢て久米氏と徹頭徹尾意見を同うするものにあらず然りと雖も、博識高才なる氏にして此の如き新論を出すに當りて、之を叩きて以て古史を討究するは、天下の大快事ありと信じたるが爲め、之を神道家諸氏に紹介したりしあり、然るに諸氏之を受けず却て之を稱して國體の秩序を紊亂し皇室の尊嚴を毀損すと云ふ、抑も何等の舉動ぞや、嗚呼苟も上古の尊遠を以て神靈ありと信せずんば、國體の秩序を紊亂し皇室の尊嚴を毀損するものなりと云ひ、日本の神道は殆んど羅馬教の千六百年代に於けるが如くなり、余暨新説を唱ふるもの皆な異端たらんのみ、余輩豈に古史研究の自由を唱へて、彼の神道者流の之を思むものを論さいるを得んや、思ふに彼輩よして古事記の性質を知るあらば、庶幾くは大に覺知する所あらん乎

○神道は祭天の古俗と云へる文章よ付問答の始末

史 海 綖 錄  
倉持 治休  
本郷 貞雄  
道生館學生  
藤野 達二 合著



著者云茲の一篇の史學會雜誌に出たる久米邦武氏が神道の祭天の古俗といへる論説を田口卯吉氏が  
 古人未發の卓論として史海第八號の序言を添へて轉載せしを讀むに是の事頗る皇室の尊嚴を損じ奉り  
 伊勢大神宮を蔑如し奉るものあり國民の傍觀をべき件に非ざるを以て兼ての塾中の持論を持出し久米  
 氏の居を叩き論議の末遂に久米氏を降参せしめ其取消しの書狀を出さしむるに至りたる其大要を左に  
 掲ぐ

問今日我々が(倉持治休外三名)來訪せる旨趣は史海中疑問の件なり我々は元と一農民にして宗教に關  
 係あるものに非ず、頃日史海第八號ある神道は祭天の古俗といへる先生の御高論を讀むに頗怪訝に堪  
 へざる事のも多しソモ學者は責任と云へる者は所謂世道人心を維持せといふ如く世の中に益を與へ又  
 の浮薄の俗を防ぐこそ本務と心得れ先生の御議論の如きは言、頗る奇異に涉り神に全く想像より出た  
 る者也云々伊勢神宮の天照皇太神を祭るに非ず云々皇祖忍穗耳命の朝鮮より渡來云々佛法によつて  
 國家の基本鞏固にされり云々等の如き如何に先生が一家言にもせよ頗る皇室に對し不敬の甚き者にて  
 其國粹を毀損し天下後生を誤るのみならず我々國民の歴史をも侮蔑したる者されば國民の義務として  
 其儘に默視するに忍びず遂に先生に質問する所以あり

答右の件に付ては星野恒氏の史學會雜誌にのせたる論より出む者されば今之を參考せざれば一々明了に  
 答辨しがたし(星野氏の説の要を)皇室に對し不敬の言を吐き國體を毀損せる精神より出でしには  
 非ずして反つて益々皇室の尊嚴を發揮せる積より出たる也其譯は拙者兼々の意見にして未だ世も公言  
 するを憚りあれと實に日本古來の一大典として皇室にも參拜怠りなき賢所を西洋人及各國公使も參  
 拜せんと欲する精神あり扱宗教に一神多神の兩教あるは已に諸君の知れる所なるが多神教は其弊禽  
 獸虫魚をさへ混淆して奉祀するが爲めに世界に於て最劣等なる者されば西洋人の決して是等の宗教よ  
 り從ふまし我國の神道も之に類せり然れども其實賢所の天津神即造物主を奉祀する所にして即冥冥の  
 裡に一神教の眞旨に叶へるあり此説にして行われしめば各國公使等の參拜をべき日も近きにあらんと  
 思ふ因つて世上に公にするに當り舊藩主(鍋島侯)の語したる事もありしが藩主の少しく意見ありと  
 て之を遮しかども余の前述の主旨にて外人も賢所を參拜させ益々皇威發揚せる精神されは史學會雜  
 誌に掲載せるを田口氏が前後の評言を加へて史海に轉載せられしに余に於ても少く迷惑にあらざ  
 り問御論中抑宗元か言を引用せられ且神に全く想像より出たる者と云れしは如何  
 答然りぞの獨日本のみならず況して世界萬國に通じて太古の有様を云へるなり  
 問想像より出たる神に子孫ありと云は實に不可思議ならずや彼の論文中日本人民は天神の子孫を天



津日嗣として奉戴し少くも心を變せず云々ありて已に天神にも子孫のある事を説きたるは自家推着の言にあらざるや且先刻御話中に私は久米氏あれば久米部の子孫ありしといはれしが然かいはるゝ久米部の天忍日命の孫ならずや然らば君の先祖忍日命も亦想像の神あるか實に可笑しき事の限りと云べし  
 答想像と云ひしは諸君等の肉眼にて神を見得ざるべし見えざるが故に有るマロウと思ふ此思ふが即ち想像といひし也

問然らば歴代の天皇も今は我々の肉眼にて見得されは是亦想像といふを得べきか  
 答それは決して想像とは云ひがたし何とあれは今我々は肉眼を拜する事を得ざれども我々の歴史に記しおればあり

問然らば歴史の証する所の想像と云ふを得すとせば御説の想像の神即ち 天御中主神の我正史に特書大筆をる所あらざるや然るを猶想像ありと断定し玉ふはいかに

又問伊勢の神宮の 天照皇太神を祭るに非ずして祭天治民の殿堂也云々との御説なれども天下萬民誰か伊勢の神宮を以て天祖に非ずとなす者あらんや三才の童子も辨知する所先生にして此説ある實に怪訝にたへず見よ朝廷奉祀の典禮の常に伊勢を以て重しとすし何事も嚴重の御取扱あるにあらざるや然るを君今臣民の一に居ながら想像に出で空漠其有無をだに判別しかたき不信の者をとって奉祀せられし

といふの誠に空漠たる論旨にて不敬も亦甚し且已に天祖を以て曖昧時代の祖先も分らざる一個の爲政者とあしたる時即皇統も頗空漠の者とあり 皇室もさして難有からぬ者とある則是を以て 皇室に對し大不敬とあり國体を毀損せといふあり

答然云はれては迷惑あり世人が動もそれば伊勢の大廟々々といへど全く支那杯にて云ふ宗廟の類には非ずや 天照皇太神の靈魂を祭りし所にも非ず即 天照太神といへる即ち王古事記にも我魂として齋き奉れどもゆる如く御鏡に其生靈を添へて賜りしを祭れる所也といふ意也靈魂とは死者の靈をいひ生靈とは即天神の靈顯したる者にて即 天照皇太神といへる人によりて天神の弘徳が發現したるを云也

問然らば天神の生靈といふの外教にて所謂天帝といふ者の示現權化といふ義ありや○答然り○問 然らば先生の御論の了解せり 天照皇太神の生靈即伊勢の神宮の 天照皇太神が祭りたる天帝と云る義也然らば則那蘇教の三位一体の説其儘にて伊勢神宮も 皇室とは頗無關係の者あるのみならず方今世人が厭忌する外教の主旨は疾く冥々の中に行はれたりとの説よして古史に載せたる 天御中主神より一系聯綿たる 皇統も架空の説に歸すべきあり我々の見る所にては記紀二典に昭々たる 皇系を信じて毫も差支なく且國体の尊嚴も之に依つて立る君臣の大義も之に依つて存せしむる也然るに先生の如



き耶蘇教其物を脱化し來つて我古史に適用し外人の歡心を買はんと欲す是れ帝國大學教授たる者の責任乎日本臣民たる者の義務なる乎これ吾々解せざる所其陋も亦笑ふにたへたりかゝる異説を立て奇論を吐けばこそ國家の秩序日に紊亂し 皇室の尊嚴も日に陵遲するものなれ宜ざる哉世の操觚の輩青年の徒輕佻風を成し氣節日よ汚るるを余が幼少の折漢學者が造言亂民の刑といひしをきき不審と思ひたりしが今日初めて了解せり假令西洋人各國公使が 賢所を信じて參拜したりとて國民既に 皇室を無みとする時の先生の御説御精神いかに至誠より出づるとせざるも到底其實の免れ得ざるべしいかよ

問 皇祖忍穂耳命が朝鮮より渡れりと云は全く舊幕時代に腐れ儒者か唱へたりし 神武天皇は吳太伯の末ありといへる腐説を脱化して耳新らしく傳會せられたる御説あるべし只單に延喜式ある豊前國田川郡辛國息長大姫大目命神社云々の一ヶ條をとつて 皇祖を一の漂泊民とせしめて我 皇統を穢しまつるハ不都合ならずや如此薄弱の論據をらずして他に確証ありや

答 然か漂泊民又ハ 皇統を穢すまと思はれては迷惑なりそも此論の起りは星野氏が十分ある考証あり今一々明了は答辨えがたけれども國史眼もそでに其精神にて先大畧いんに朝鮮及閩越廣東安南地方は往古にあつて我日本と同國たりしや疑ひおし何をもち然かいふとならば古事記上卷御子部別段に次詔建速須佐之男命汝命者所知海原矣事依也とあり又卷末彦火々出見命の末に稻氷命者爲妣國而入坐海厚

也とあり姓氏錄には新良貴稻飯命之後也とあり且素盞鳴命新羅國に降玉ふこと日本紀に見ゆ猶同命の御母國に赴くことも見ゆたり然らば則海原ハ新羅國たるや疑ひおし之より推せば忍穂耳命が新羅國にて生れまし後我國に渡來せしこと論なし又閩越廣東地方は古常世國と稱せざるあり其證は垂仁紀に田島守が橘實を常世國より持返へることあり常世ハ古人の一説に今の朝鮮也とあれと今日朝鮮には橘實なしおしかして彼地方にハ名物あり然らば疑もなき話ならずや

問 段々と地理其他御取調の義御苦勞きとも隨分牽強傳會の事多く我古史にはさる事ハ一切明記あり只星野氏が空想説をれば今一々古史を引用して辨明するの必要あり然らば高天原ハ如何と説かるや  
答 高天原ハ大和國ありそは余が私説のみよならず古書ある日本紀集解に出てたり且天上よありといふ天香山ある是第一の證あり

問 我正史に於て決てさる事あり日本紀集解は假令古書と云ともその古人の私注ならずや本文よはさること有るべき様あり且つ天香山あるをもつて高天原は大和國にありと云ハ天安河ハ大和の何處にありや(天安河ハ近江にあり然らば高天原ハ近江國としても差支なからん可笑)

答 ヲハ……未だ……思ひ……得ず……  
問 然る上ハ天孫降臨と如何に見玉ふか



答皇孫が上國より下國に巡幸し玉ひしを云ふ也

問ソハ内藤耻叟と同論にて浮世に陥ひたる議論あり古史の神異を思んで妄りに私見をもて皇統を左右する者也余ハ飽迄も古史の傳ふる所小節目ハ兎も角も神系繼承の大主眼を信じて毫も國民たるハ愧ざる者と信ず且高天原は大和國の都會ふして 天照皇大神も人也其他の諸神も人也といはば必一々其陵墓を存すべき未だ嘗て 天照皇大神以下諸神の陵墓といふものあるを聞かざる也紀記二典の撰定ありし時より己に浮華競ひ興りかへつて舊考を嗤ふの俗をなしたるが爲に古史も亦 神武天皇を以て神代の首と置けり遂に一の陋習を形つくり 皇祖瓊々杵命を以て人代の始にふくことを知らず故に世には毎々先生の如き異論の出づる所以なり

答陵墓の有無を以て神人の區別を立つる御論なるべしハ尤も不賛成の至あり宜く子孫の有無を以て神人の區別を立つべきあり神ハ決して子孫なき者也(人を製造せるの意が)姓氏錄に載せる高皇產靈命以下皆子孫あり是決して神にあらざる也

問然ハ天神則ち天御中主命も 皇統一系たる 皇室をも子孫と爲玉ハハ決して神にあらざるか前後矛盾なる話にあらずや

答前説いまだ……確定すと云ふには非ず……

問然らば御説復信するに足らざる也總て先生が古史上の御論ハ多く自己の都合よき私説杯をとり之に想像説を敷衍し尙事國體の基本 皇室の尊嚴に係りたる大主眼目ハ悉く之を反古とし抹殺したり是余が天下後世を誤るといふ所以あり又御論中神佛並行とれて相悖らず佛敎の渡來前までハ只單に幼稚なる神道といへる宗教的のもの行はれて人民も一何に曖昧野蠻あるが如く見ゆれども余が見る所にてハ甚だ異れり我往古尙武の元氣充滿し内政の美悉く擧るのみならず其餘勇遠く海外に及び只今にて云へば遠征政畧の最行ハれし時代にて日光日に發揚せしが中途佛法の渡來せしより以降慈悲忍辱の敎の爲に其銳鋒を挫き國勢日に陵遲せしにあらずやソヲ國の基本が佛法のおかけにて鞏固にありしとはいかに答君ハ左様に日本々々と仰せらるれど中々日本ひとりで行ものであし外國の長所をもとりてゆかねハ國家は文明に赴くまじ佛法渡來后我國文采の發達せしは諸君も知らるゝ所あるべし

問ソハ知れたる話なり然れども海外の長所をとると云ふも文質の別あることを注意し玉はざるべからず彼の佛法の如き全く我質を蹂躪したるものにてツマリ國家の基本を脆弱ならしめたる者あり然るを却て基本を鞏固ならしめたりといふハ如何

答成程基本といひし二字少く病あるが如し段々の御議論に付き彼の論文中章句に付て取消とあるべし



問假令章句に付御取消あるとも一篇の主意已に一神教の化生したるものあれば無益のことなるべし余は敢て先生に取消せよと強迫する者にあらずッハ御意のまふくあれど只國家を思ふ熱心の餘質問に罷出たるのみあり且先生の御説の是非邪正ハ即席論場にてハ辨別しがたければ世の輿論即學者社會の輿論に訴ふべし

答學者の説を輿論に問ふといふハいかゞなる話ならずや……迷惑……至極といふべし……然し諸君の指摘せられし點ハ付不都合の廢ハ篤と勘考の上取消す事と致さへし云々……爰に於て久米氏意見のある所も分りたれば幾度繰返し論難するも到底徒勞あるを以て倉持治休等引返れり○右問答實は往復辯論五時間餘を費し頗る激烈の論鋒ありしが是は其大意を採りて書連ねたる者也

二月廿九日倉持治休外三名より京橋區三十間堀二丁目九番地久米邦武氏へ左の端書を發せり其文ハ○拜啓昨日は失敬仕候扱彼の史海登壇之文章一條御取消に相成候哉小生等の意見も有之候に付此段及御照會候也

同日午後七時久米氏より返書到來を其文左の如し○昨日者態々御貴臨御忠告奉謝候神道祭天之一條ハ面陳仕候通此節時論紛々之際國家之緊要なる辯論と思ひ考證の勞を取たるに文意石碎意旨圓熟せざる所あり世間ハ誤解の人多き由承り驚入り甚本意に背く事と存候御歸後猶勘考候處殆ど五時間辯解しても不辜

分程されは世間の誤解も推知せられ候に付取消せ方可然と決定候只今罷歸り候得ば御端書到來に付不取敢致御答候也 道生館筆配

廿五年三月刊行道生館學生對久米邦武氏問答之始末

○日本新聞○同日

史學會雜誌第廿三號より廿五號まで及史海第八號に掲載したる神道ハ祭天の古俗の考證ハ世人より忠告せらる所あり因て之を熟看するに文意圓熟せざる處ありて本文起筆の精神を達すること能はざるの處を以て全文を取消せ

右

明治廿五年三月三日

久米邦武

久米邦武氏ニ質ス

佐伯有義

帝國大學教授久米邦武氏ハ、神道ハ祭天ノ古俗ナリト云フ一篇ノ論文ヲ、史學會雜誌ニ掲載シ、經濟雜誌社ヨリ發兌スル史海ト云フ雜誌ニモ之ヲ轉載セリ、而シテ轉載スルニツキテ、田口卯吉氏之ニ序文ヤウノモノヲツヘテ、久米邦武君ノ史學ニ於ケル、古人未發ノ意見實ニ多シ、而シテ余ハ此篇ニ於テ最も敬服セリ、故ニ既ニ史學會雜誌ニ掲載セシモノナリト雖モ、君ニ請ヒテ左ニ掲載シテ、讀者ノ瀏覽ニ供ス



ト云ヘリ、久米邦武氏ハ、當時有名ナル史學専門家ナリト自モ許シ給ヒ、世人モ稱賛スル程ノ大家ナレハ定メテ名論卓論ニシテ、其説キ方モ頗ル周到緻密ナルベケレハ、予輩後進者ハ大ニ利益ヲ得ル所アラソ、ト心竊ニヨロコヒテ讀ミモテユクニ、豈計ランヤ中途ニシテ思ハズ卷ヲ抛テテ古今未曾有ノ邪説ナリトノ聲ヲ發セシメタリ、再卷ヲトリテ全篇ヲ通讀スルニ、則チ氏ノ妄想ヲ以テ一篇ノ骨子トシ、之ニ種々ノ事實ヲ取交ヘテ牽強附會シタルニ過キサルナリ、田口氏ハ大ニ敬服セリトイハレタレト予ハ少モ敬服スルヲ能ハス、依テ一々其服シ難キ點ヲアケテ久米氏ニ質サント欲ス、願クハ確證ヲ擧ケテ明答セラレシコトヲ、

久米氏議論ノ要點ハ、神道ハ祭天ノ古俗ナリ、伊勢神宮及ヒ賢所ハ皆祭天ノ宮ニシテ、天照大御神ヲ祭レルニアラス、神道ニテハ地祇人鬼ヲ崇拜セルコトナシト云フニアリ、而シテ其天ト指ス所ノモノハ寶物アルニアラズシテ只古代人、民ノ想像ヨリ作り出セルモノナリト云フニアリ、然レドモ予ハ之ニ反シテ、伊勢神宮及ヒ賢所ハ、天照大御神ヲ齋ヒ奉レル所ニシテ、空漠タル想像ノ神ヲ祭レル所ニアラスト確信ス、之レ大體ニ於テ氏ノ説ニ左祖スル能ハサル所以ナリ、而シテ氏ノ説ハ國體ヲ毀損シ、教育ノ勅語ニ違背スル所アリ、コレ即チ予ガ思ハス邪説ナリト、叫ビタル所以ナリ、請フ遂次詳ニ然ル所以ヲ論辨セン

予久米氏ノ名ヲ耳ニスルコト久シ、未ダ其聲咳ニ接スルヲ得ズ、氏ニハ半面ノ識ナキヲ以テ、思ニ預ルコトモナク、恨ミノアルベキ筈モナケレハ、固ヨリ猥ニ氏ヲ抗擊セント欲スル意ナシ、然レドモ、其言辭國體ヲ毀損シ、聖勅ニ違戾スルモノアルニ至リテハ、決シテ緘黙スルヲ得サルナリ、(一)久米氏曰ク、蓋神道ハ崇教ニ非ズ、故ニ勝善利生ノ旨ナシ、只天ヲ祭リ攘災招福ノ祓ヲナスマデナレバ云々、氏ハ何ニヨリテ神道ニハ勝善利生ノ旨ナシト云ヒタルニヤ、彼ノ天照大御神ガ御弟素盞鳴命ノ惡シキ行ノ數々アリシニモ係ラズ、少シモ答メ給ハズシテ詔リ直シ玉ヘルガ如キ、倭姫命ノ右ヲ右トシ左ヲ左トシ右ニウツシ右ヲ左ニ移ス勿レト教ヘ給ヒシガ如キハ、善道ニ勝ヒシニアラスシテ何アヤ、伊邪那岐伊邪那美ノ二神ノ國土ヲ修理固成シ給ヒ、大名持少名彦ノ二神其業ヲツギテ修理シ給ヒシガ如キ、素盞鳴命ノ手名推足名推ノヌメニ、籬ノ川上ニテ八岐大蛇ヲ殺シ給ヒシガ如キ、天照大御神ノ稻種ヲシテコハ青人草ノ食ヲ生クベキモノナリトノ給ヒシガ如キ、生民ヲ利スルモノニアラズシテ何アヤ、又上古ハ盤土老翁(物識人ノ物稱ナリ)アリテ教導ノ任ニ當レリ、即チ彦火々出見命ヲ海邊ニテ教ヘ奉リシモ莫一人ナリ、又天日鷲命ノ子天物知命ハ博ク事物ヲ知り給フ神ト聞エテ、其子孫ニ天語運トイフガアリテ(此ハ後世博士ノ類ニテ)其職ニ任テ部下ニ語部ト云フ物アリテ遍ク世人ヲ教導スルコトヲ掌レリ、此ノ如ク勝善利世ノ旨古史ニ照ヤトシテ明ナリ、又萬葉集ノ歌ニ



大名持少名彦名ノ神代ヨリイヒ傳テテラク父母ヲ見レハ尊ク妻子見レハメグシイツクシ云々  
ト見エタル如キ、以テ神代ヨリ五倫ノ道行ハレタルヲ知ルニ足ルベシ、然ルニ誘善利生ノ旨ハ佛教ニノ  
ミアリテ神道ニハ更ニナシト云ハルハ何等ノ偏見アヤ、氏ハ日本ノ開化ハ儒佛二教ノ大恩ニシテ此二教  
渡來セザリセハ日本人ハ今尙野蠻ノ情態ヲ脱スルコト能ハサルモノ、如ク偏信セルヨリ、儒佛二教渡來  
前ニハ道モナク、教モナカリシモノ、如ク思惟セルナラン、サレハコソ大膽ニモ大神宮ノ餘烈ヲノミ頗  
ムハ秋ノ木葉ノ類ナルベシトノ妄言ヲ吐クニ至リタルナラン

(二)又曰ク祭禮ノ習例モ各土ニ少異アレド、大抵新穀ノ登リタルヲ以テ、濁酒ヲ醸シ蒸飯ヲ炊キテ神酒供  
饌トナシ各其地ノ古俗ニヨリテ祭ル因テ供日トモ稱ス、濁酒蒸飯ハ古時ノ生活ノ狀ニテ祭禮ハ報本ノ意  
ヲ表シテ神ニ福ヲ禱ルナリト、氏ノ説ニヨレハ(氏神トハ正シク諸氏ノ祖神ヲ稱ス)中臣藤原二氏ハ天兒  
屋根命ヲ氏神トシ、忌部氏ハ天太玉命ヲ氏神トスルガ如シ、然ルニ後世産土神ヲモ打マカセテ氏神ト稱  
スルハ非ナリ)ノ祭禮ハ新穀ノ登リタル時ニノミ行ハル、ガ如ク聞ユレドモ、通常春秋二季ニ行ヒ、春  
ハ風雨旱蝗等ノ災害ナクシテ五穀ノ豐熟センコトヲ祈リ、秋ハ新穀ノ成熟セルコトヲ謝シ、マメ來ル年  
モ豐熟セシメ玉ハンコトヲ祈ルヲ例トス、春季祭祀ヲ行ヒタル確證ハ令義解ニ仲春祈年祭謂祈ハ、猶禱ノ  
コトシ歲交作<sup>オコ</sup>ラス時令順度ナラシメンガタメニ即チ神祇官ニテ之ヲ祭ル故ニ祈年トイフト見エ、延喜式

八卷ニ祈年祭ノ祝詞見エ又同一二卷即チ四時祭式ノ條ニ三千一百卅二座ノ神等祈年ノ幣帛ヲ奉テ、由  
見エ、其他續日本後紀、三代實錄、類聚國史等ノ諸書ニ見エタルニテ明ナリ、但シコハ朝典ノ重要ナル點  
ヲ擧ケタルノミ、人民一般ニ行ヒタル由ハ諸國神社ノ社記録起等ニ詳カニ見レタレド、煩シケレハ之ヲ  
略ス、サレハ氏神祭ノ事ヲ云ハントナラハ、春秋二度行ヒタル事ヲ述フベキ筈ナルニ秋祭ノ方ヲノミ擧  
ゲ春祭ノ方ハ一言モ記サ、リシハ粗漏ノ譏ヲ免レ難カルベシ又濁酒ヲ醸シ蒸飯ヲ炊キテ神酒供饌トナ  
シ、其地ノ古俗ニヨリテ祭ル、因テ供日トモ稱スト云ハレタレハ、日本全國一般ニ氏神祭ノ事ヲハ供日  
トモ稱スル様ニ聞ユレド、コハ全ク一地方ノ俗言ニシテ、全國一般ノ通用言ニハアラズ、予嘗テ佐賀縣  
人ニキ、タルニハ、彼國ニテハ祭日ノ事ヲ供日トモ稱スルヨシ、久米氏亦佐賀縣ナレハ不圖誤リテ、全  
國普通言ノ如ク思ヒテカク記サレタルニハアラサルカ、サレド史官ノ位ニアル氏ノ事ナレハ、古文書ナ  
ドニ確證アリテ記サレタルナランモハカリ難シ、

(三)又日本ノミハ建國ノ初ニ天神ノ裔ヲ日嗣ノ君ト仰キテヨリ、固ク古俗ヲ失ハズシテ、其下ニ國ヲナシ  
タレハ今ニ天子ハ常日ニ高御座ノ禮拜ヲ怠リ給ハズト云ハレタル高御座ノ禮拜トハ、如何ナル作法ニカ、  
高御座ハ大極殿ノ中ニアリ 天皇御即位ノ時着シ玉ヲ御座ニテ、儀式 天皇御即位ノ事ヲ記セル條  
ニ 皇帝冕服ヲ服シテ高座ニ即キ玉ヲ、命婦四人分レテ御前ニ在リ、云々ト見エ、北山抄御即位ノ事



ヲ記セル條ニ 天皇大極殿ノ高座ニ御ス、命婦四人相分レテ高座ノ下ニ至リテ立ツ、内侍二人御劔璽ノ匣ヲ持テ御前ノ左右ニ候スト見エ、ナホ江家次第等ノ諸書ニモ見エタリ、サレハ高座即チ高御座ハ、大極殿ノ中ニアリテ 天皇ノ常ノ御服ナル清涼殿ノ中ニハナキ筈ナレハ、毎日高御座ノ禮拜トイフ事アルマシキナリ、抑モ高御座ノ禮拜トハ如何ナル儀式ナルカ、高御座ニマシクテ禮拜シ玉フ事ナリヤ、或ハ高御座ノ方ヲ拜シ給フ事ナリヤ、予淺學ニシテ未ダ高御座ノ禮拜トイフ事ヲハ知ラサリシニ、今回史學會雜誌ヲヨミテ始メテ之ヲ知レリ此事ハ如何ナル書中ニ侍ルニカト、予ノ知レル先輩諸氏ニ尋ヌレド、一人ノ知ル人ナシ、或人説ヲナシテ曰ク、高御座ノ禮拜トハ恐クハ石灰壇ノ御拜ノ誤ニハアラサルカ、石灰壇御拜ノ事ハ禁秘抄上卷、恒例毎日次第條ニ次ニ御手水ヲ供シ、次ニ朝餉ヲ經テ、清涼殿ノ御帳ノ北ヨリ石灰壇ニ着シ、内侍兼テ大床子内座ヲ石灰壇南間中央ニ敷キ、四季御屏風ヲ立廻シ、御簾ヲ垂レ或垂典侍御笏ヲ獻ス或獻主上御心正シテ着御罪向神宮内侍所已下御祈請ト見エ、日中行事ニ石灰壇ニ出オハシマシテ御拜アリ、辰巳ニムカヒテ兩段再拜、ソノホカ御コ、ロニマカスベシト見エタリ、禁秘抄ハ 順德天皇ノ宸記、日中行事ハ 後醍醐天皇ノ勅作ナレハ、何レモ確實ナルコト論ヲ俟タス、二書共ニ毎月石灰壇ニテ御拜アルヨシハ載スレドモ、高御座ニテ御拜ノ事ハ少シモ見エズ、或ハ此石灰壇ノ御拜ノ事ヲ思ヒ誤リ給ヒシニハアラサルカト思ヘドモ、ヨモヤ史學専門家カ石灰壇ノ御拜

ト、高御座ノ禮拜ヲ思ヒ誤ルカ如キ、僞忽ハ決シテ有ルベシモアラサレハ、吾人淺學ノ輩ノ未ダ知ラザル珍シキ書ノ中ニ見エタルヲ以テ、誰モ知レル石灰壇ノ御拜ノ事ハトモカクモ、誰レモ知ラザル高御座ノ禮拜ノ事ヲ書キテ、世ノ歴史家ノ荒謬ヲヌキ史學専門家ノ技量ヲ示サントテノ事ナラン、此ノ如ク宸儀ニ關スルイトモ大切ナル事ハ、帝國臣民タルモノ、是非心得オカズンバアルマシキ事ナレバ、確証ヲ明示セラレシコトヲ切ニ希望ス、

(四)又曰ク、萬國ノ發達ヲ概見スルニ、太古ノ人民ハ山野ニ群居シ、天然ノ產物ヲ假リテ生活ヲトグレハ其恩惠ニ感テ、寒暑風雨ノ變化ノ怖サニ、必ス彼蒼々タル天ニハ、此世ヲ主宰スル方ノマシクテ、我々ニ禍福ヲ下シ給フナラント信シタル觀念ノ中ヨリ、神ト云フ者ヲ想像シ崇拜ヲナシ、攘災招福ヲ禱リ、年々無事ニ需用物ヲ収獲スレハ、報本ノ祭ヲナスコトヲ始メタルナリ、何國ニテモ神テフモノヲ推究ムレハ天ナリ天神ナリ、日本ニテハ其神ヲ指定メテ天御中主ト云フ(以上原文ノ大要ヲ節略ス)ト要スルニ氏ノ説ハ、神ハ古代人民ノ想像ヨリ作り出セル者ニテ、日本ノ 天御中主神モ亦太古ノ日本人ガ想像ヨリ作り出セルモノナリト云フニアリ、果シテ想像ヨリ作り出セルモノトセバ、實ニ架空ノ妄説ナリ、小説家ノ作り物語ト同一ノ物ナリトイハサルヲ得ズ、然レドモ是モ亦氏一個ノ想像ニシテ、果シテ太古人ノ想像ヨリ出デタリヤ、否ヲ證スルニタラズ、僅ニ一個人ノ想像ヲ以テ古來ノ歴史ヲ打破セント欲ス



ルハ、愚モ亦甚シト云フベシ

凡物アレハ作り主アリ、タトヘハコ、ニ一個ノ硯アラハ、必其作主ナカルベカラズ、又一管ノ筆アラハ、必其作主ナカルベカラズ、久米邦武氏アラハ氏ノ阿親ナカルベカラズ、氏自ラ日本ノミハ建國ノ初ヨリ、天神ノ裔ヲ日嗣ノ君ト仰キテヨリ國ノ古俗ヲ失ハズト云ヒ、又日本ノ神道ハ云々天神ノ子ヲ國帝ニ奉シ中臣忌部等ノ貴殿之ヲ佐ケ云々ト云ヘリ、然ラバ氏ハ既ニ天神ノ子孫アルヲ証セラレタルナリ、其祖先タル天神ナシトハ云ヒ難カルベシ、然ラバ氏モ亦天神アリト認メラレタルモノナラン、然ラスシテナホ天神ハ古代人民ノ想像ヨリ作り出セルモノトセバ、氏ハ想像ヨリ生子ノ能力アリト主張スルモノナリ、奇モ亦甚シト云フベシ、トニモカクモ、氏ノ議論ハ自家撞着前後矛盾ヲ以テ、恨ラクハ十分ニ辨駁スルノ價直ナキヲ如何セシ、如此曖昧模糊ノ問ニ筆ヲ弄シテ、世人ヲ瞞着セント欲スルハ惡ムベシ惡ムヘシ

(五)又曰ク、釋迦モ孔子モ耶蘇モ祭天ノ俗ヨリ生シ出ダレバ我國體ニ戻ルコトナシ、ト釋教儒教ノ事ハ姑ク措キテ、耶蘇教ハ我國體ニ戻ルコトナシト云フニ至リテハ、辨スルヲ俟タズシテ、氏カ意ノアル所ヲ知ルベシ、耶蘇教徒ヲ除クノ外、耶蘇教ハ我國體ニ戻ルコトナシ、ト辨護ノ勞ヲトルモノハ蓋久米邦武氏ヲ以テ嚆矢トス、

國光拔錄

同人

予ハ前號ニ於テ久米邦武氏ニ質トイヘル標題ニテ氏ガ神道ハ祭天ノ古俗ナリトノ邪說ヲ辯駁セリ、然ルニ前號ニハ餘白ナクシテ、悉ク辨駁シ盡スコト能ハザリシヲ以テ、本號ヲ俟テ更ニ辨ゼント思ヒ居リシニ、賢明ナル我政府ハ、彼邪說ハ治安ニ妨害アリト認定セラレ之ヲ掲載シタル史學會雜誌及ヒ史海ハ發賣ヲ禁止セラレ、作者久米氏モ亦取消文ヲ新聞ニ掲ゲテ、右ノ全文ヲ取消セリ、然レハ最早彼說ヲ辨駁スルノ必要ナキガ如クナレドモ、世ニハ又彼田口鼎軒氏ノ如ク後馬ニ乘リテ古人未發ノ名論卓說ナド、持論スモノナシトモ云ヒ難シ、殊ニ久米氏ハ、唯字句ノ圓熟セザル所アリタリト故ヲ以テ、取消シタルマデニテ、一篇ノ主旨ヲ取消シタルモノニアラザレハ、議論ノ大体ハ不都合ナキモノ、樣ニ心得ルモノアリテ、又モヤ如何ナル邪說ノ出デンモ計リ難キヲ以テ、再ヒ筆ヲ執リ前號ヲウケテ、辨駁スルコト左ノ如シ、

(六)久米氏曰ク、天皇繼統ノ世數ヲ人世ノ通率ニテ推算スレハ、天祖ノ降跡ハ二千四五百年ト思ハル、周ノ中葉ナリ、ト嗚呼氏ハ如何ナル確証アリテ、天孫降臨以來今日マデ、僅ニ二千四五百年ニ過キズ、ト斷言シタルモノナリヤ、氏ガ所謂人世ノ通率トハ、何ヲ標準ニシテ定メタルモノナリヤ、支那人ガ三十年ヲ定テ一世ト定メタルニ準據シタルモノナリヤ、或ハ人世五十年トイフ說ニ準據シタルモノナリヤ、抑



人ノ生命ハ時代ニヨリテ差異アルモノナレハ、猥ニ今ヲ以テ古ヲ計算セントスルハ甚非ナリ、同時代トイヘドモ、種族ニヨリテ長壽ナルト短命ナルトアリ、譬ハ甲家ハ世々七十以上ノ壽命ヲマモテドモ、乙家ハ常ニ四五十歳ニテ果ツルモノアリ、決シテ一様ニハ言ヒ難キモノナリ、然ルニ甲ハ七十ノ壽命ヲ保タルヲ以テ、乙モ亦必ズ七十ノ壽命ヲ保テリト主張シ、乙ハ四十ニシテ終レルヲ以テ、甲モ亦四十ニシテ終レリト主張スルモノアラバ、誰カ其愚ヲ笑ハザルモノアランヤ、然ルニ氏ハ唯空漠タル自己ノ想像ヲ以テ、紀年論ヲ確定セントスルハ、杜撰モ亦甚シト云フベシ、(紀年論ノ事ハ茲ニ盡シ難キヲ以テ、更ニ他日ヲ俟チテ委シク辨ズベシ)

(七)又氏ハ、祭天ノ大典ハ新嘗祭ナリ、神嘗祭ハ天照大神ヲ祭ルニアラス、天ヲ祭ル古典ナリト斷言シ神代卷ニ、天照大御神新宮ニマシノクテ新嘗ヲ聞食サレ、又齋服殿ニマシノクテ神衣ヲ織ラセ給ヘル事ノ見エタルヲ引キテ、天照大神ノ御親ヲ新嘗祭、神衣祭ヲ行ヒ、彼ノ想像ノ天ヲ祭ラセラル証ナリトイヘリ、然レハ此二事ハ、以テ氏ノ説ヲ確實ナラシムルノ、証據トスルニ足ラズ、何トナレハ天照大神ハ新宮ニマシノクテ、新嘗聞食サレタリトハアレド、想像ノ天ニ新穀ヲ奉リ給ヘリト云フ事ハ、毫モ見エズ、又神衣ヲ織ラセ給ヘリトハアレド、ノ天ニ奉リ給ヘリトイフ事モ、毫モ見エザレバナリ、抑新嘗祭ハ天皇今年ノ新穀ヲ聞食サル、ニツキテ、先ツ天照大神ヲ始メ天神地祇ニ新穀ヲ奉ラル、御祭

典ナリツハ神祇令ニ仲冬大嘗祭(今ノ新嘗祭ナリ、今ノ頃マデハ一代一度ノ大嘗祭ノ事モ、毎年ノ新嘗祭ノ事ヲモ、共ニ大嘗祭ト稱ス)ト見エ、義解ニ若シ卯日ニアラバ、中卯ヲ用井ヨト見エタリ、カクテ此大嘗即新嘗祭ノ事ヲ、職員令義解ニ大嘗、謂嘗ニ新穀以祭神祇也、朝諸神之相嘗祭、夕者供ニ新穀於ニ至尊也トシルシタルニテ、新嘗祭ハ天照大神ハ申スモ更ナリ、其他ノ諸神ヲモ祭ル事明ナリ、又大嘗祭ニモ天照大神ヲ始メ奉リ天神地祇ヲ祭ラレタルナリ、ソハ神祇令ニ凡天皇即位、惣祭ニ天神地祇トアルヒテイト明白ナリ。諸神ノ中殊ニ天照大神ヲ専ラ嚴肅鄭重ニ親祭アラセラル、ヨシハ、續神皇正統記ニ、神國無双ノ大事ハ大嘗會ナリ、大嘗會ノ大事ハ神膳ナリ、マタ廻立殿ニ行幸アリテ御湯殿ノ儀式モ甚深キ故アル事ニヤ、悠紀主基ノ神殿ニハ神膳ヲ儲ク大神宮勸請申サレテ、御ミツカラマツリ給フ御事ナリ、應永廿二年一條經嗣公大嘗會記ニ、凡神國ノ大事ハ大嘗會ナリ、大嘗會ノ大事神膳ニ過タルナリ、其故ハ神座神服ヲマウケテマサシクアマタル大神ヲ勸請申サレテ、天子御身ツカラマツリタマフ儀也ト見ユ、其他一條禪問代始和鈔等ニ見エタリ、

(八)又氏ハ、大嘗會ハ神祇官ニ悠紀主基兩神殿ヲ新造セラレ、天子天ノ羽衣ヲメシテ親祭アル、其ハ二條良基公假名文ノ文和太嘗會記アリ就テ其概略ヲ見ルベシト云ヘリ、天ノ羽衣ヲメシテ大嘗會ヲ行ハル、トハ何等ノ言フヤ、天ノ羽衣トハ天皇ノメサル、御湯カマヒラノ事ナリ、湯カマヒラヲ若シテ、一代



一度ノ大神事ヲ行ハセラル、事ノアルベキヤハ氏ハ、二條良公基假名文ノ大嘗會記アリ、就テ其概略ヲ見ルベシ、大嘗會ハ神道ニ於テ最重ノ祭ナレハ、臣民ハ皆知ヲザルベカラズナド、親切顔ニ記載スレハ、其實恐ラクハ良基公ノ大嘗會記ヲ見ザルナラン、又良基公假名文ノ文和大嘗會記アリト云ヘルモ信シ難シ、蓋永和大嘗會記ノ誤ナルベシ、モシ假名文ノ文和大嘗會記ト稱スルモノ別ニアラハ見マホシキ者ナリ、サレドヨシサル書アリトスルモ、天ノ羽衣ヲメシテ大嘗會ヲ行ハルト云ヘル事實ハ、誤謬ニシテ信ズルニ足ラザルナリ、永和大嘗會記ニハ、十一月廿三日卯ノ日ナリ、大嘗會ノ當日ナリ、中略帛ノ御衣ヲメサルコレ大神事ノ御シヤウヅクナリ、中略其後御湯ヲメス、中略アマノ羽衣ヲメサレテ御槽ニオリサセ給フ、イトカウカウシクメツラシキ御行水ノサマナリ、御湯ハテ、又帛ノ御裝束ヲメサル、幘トテ御冠ノ巾子ヲズシノキヌニテマトハセ給フ、コレ又大神事ノ御裝束ナリト見ヘタリ、苟クモ普通ノ文字ヲ解シ得ル人ニテ、此文ヲ一讀シマランニハ、天ノ羽衣ハ御湯カマヒラノ事ニテ、大嘗會ノ時着セラル、晴ノ御裝束ナラザル事ハ、火ヲ見ルヨリモ明ナレハ、恐クハ解シ得ザル人無カルベシ、況ンヤ堂々タル専門家ニ於テヤ然ラバ恐クハ永和大嘗會記ヲ讀マザリシモノナラン、モシ讀ミテ誤解セリトセバ、予ハ大ニ氏ノ無學無識ナルニ驚カサルヲ得ズ、猶天ノ羽衣ノ事ハ、人事記仁安三年十一月廿二日巳卯ノ下ニ、天時未明出立參齋場所○中略 有御湯殿事、中略 主殿允中原資兼勤御湯入役之、先是内藏寮供○天衣二領、

一領着御、令入御湯船一領令上之時着、同寮獻打清布以件布清、天皇御浴如常、不召御川藥云々、次着祭服、闕腋御袍、半臂下龍衣以生絹調之、表御表袍單大口等召、本御裝束、件祭服曉夕料各一具也、總殿寮調進之ト見エ、應永廿二年一條關白經嗣公大嘗會記ニハ、ケフハ卯ノ日ニテ大嘗會ナリ、中略 次ニ御ユドノ、事アリ、中略 次ニ主上天ノ羽衣ヲメサレテ御フチニオリサセ給フ、中略 ソノ、チ御湯ノコトハテ、大床子ノヒンカシノカマノ御座ニテ御齋服ヲメサルコレハ總殿寮ノマテマツルシロキス、ソノ御服ナリトアリ、尙諸書ニモ見エタリ、サレハ久米氏ガ天ノ羽衣ヲメシテ大嘗會ヲ行ハルト記セルハ、何レノ書ニモ見エザル臆説ニシテ、之モマ々牽強附會ノ甚シキモノト云ハザルヲ得ズ、身尙モ史官ノ位置ニアリタル歴史專家ガ天皇一代一度ノ大祭ヲ行ハセラル、時如何ナル御裝束ヲ召ル、ヤヲ知ラザルハ、恐クハ無識ノ譏ヲ免レザルベシ、  
 (九)又氏曰ク、伊勢太神宮ニハ、三神器ノ鏡劍ヲ後ニ劍ハ尾張、熱田太神宮齋奉ル、普ク世ノ知所ナルベシ、此鏡ハ古事記ニ太神宮ノ詔ヲ記シテ、專爲我御魂一而如拜吾前、伊都岐奉トアレバ、俗ニ太神ヲ祠ルト思フモ無理ナラテド、是モ實ハ天ヲ祭ル也、我御魂ノ字ニ注意スベシ、此ニ適例アリ、大三輪社ハ書紀一書ニ、大己貴神曰、唯然迺知汝是吾之幸魂、今欲何處住耶、對曰、吾欲住於日本國之三諸山、故即營宮彼處、使就而居、大三輪神也、ト見エテ、大己貴神ノ、自ヲ幸魂奇魂ヲ祠タル所ナリ、魂トハ天ノ靈顯ヲイフ、



サナクテハ巳ガ巳ノ魂ヲ崇拜スルノ理アラシキヤ、大神ノ我御魂ト詔給ヘルモ、正ニ是同シト、附會シ得テ妙ト云フベシ、然レモ亦氏ガ古事記、日本紀ヲ誤解シタルニ起レル過ニテ、記紀ノ二書ヲ正シク解シ得タラシニハ、カ、ル附會説ハ決シテ起ルマツキナリ、天照大神ノ此之鏡者、專爲ニ我御魂ニ而如レ拜ニ吾前ニ伊都岐奉ト詔給ルハ、八咫鏡ヲサシテ、此鏡ヲ全ク我が御神靈トシテ、現在我ニ仕奉ルガ如クシテ齋キ奉レト仰セラレタルニテ、我トハ天照大神御親ヲノ事ヲサシ玉ヘルナリ、本居翁ノ古事記傳ニモ、此文ヲ釋シテ爲ニ我御魂トハ、出雲國造神賀詞ニ、大穴持命乃申給久云々申天、巳命和魂乎八咫鏡爾取託天トアル如ク、大御神ノ御神靈ヲ此御鏡ニ取託テ賜ハスルナリ、然レバ天照大神ノ御靈ハ、全此御鏡ニ坐シマヌモノゾ、貴キカモ可畏キカモ、此大御詔ヨ、ユメオロソカニ、ナ見過シソ、ト云ハレタリ、又此ノ詔ヲ、書紀一書ニ、天照大神手持ニ寶鏡、授ニ天忍穗耳尊ニ而祝之曰、吾兒視ニ此寶鏡ニ當レ猶レ視レ吾可與同床共殿以爲ニ齋鏡ト見エタリ、此ノ吾ヲ如何ナル眼ヲ以テ見レバ、天ノ靈顯トヤラン云々者ト見ユルヤ、附會モ亦極レリト云フベシ、大已貴神ノ詔ニ、適知ル汝ハ是吾ガ幸魂奇靈ナリト宣ヘルモ、大已貴神御自身ノ幸魂奇靈ナリト宣ヘルノミ、天ノ靈顯ヲサシタルニアラズ、又氏バ巳ガ巳ノ魂ヲ崇拜スルノ理アラシキヤト難オレドモ、天照大神モ大已貴神モ巳命ノ巳命ヲ崇拜シ給ヘルコトナシ、天照大神ハ、御靈ヲ寶鏡ニトメテ、吾前ヲ齋クガ如ク齋奉レ、ト天孫ニ詔シ給ヘルノミ、大已貴神ハ、和魂ヲ

八咫鏡ニトリツケテ、天皇ノ近キ御守トシテ、三諸山ニ止メタマヒシノミ、猶解シ得ズンバ日本紀古事記、祝詞式等ノ先哲ノ注釋書ヲ熟讀玩味セバ氷解スベシ、又氏ハ垂仁紀ヲ引キテ、故隨ニ大神教、立ニ其祠於伊勢國、因興ニ齋宮於五十鈴川上、是謂ニ磯宮、乃天照大神始自天降之處也、トアルヲ熟看スベシ、始自天降之處トハ、天孫瓊々杵尊西降ノ時、猿田彦太神ノ、吾則應レ到ニ伊勢之狹長田五十鈴川(紀一書)トイヒタルニ考合スレバ、其時天照大神ハ、高天原大倭ヨリ伊勢ニ遷都アリテ、東國ヲ經營シ給ヘルト思ハル、トイヘリ、是レ何等ノ妄言ゾヤ、是何等ノ誤解ゾヤ、實ニ毒筆ヲ弄シテ國家ヲ混亂シ國體ヲ毀損セント企ツルモノニシテ、惡逆無道ノ極ト云フベシ、如何トナレバ、氏ノ説ノ如ク、天孫降臨ノ時、天照大神、猿田彦神ト共ニ、高天原大倭ヨリ伊勢ニ遷都シ給ヘリトヒバ、一方ニハ皇孫ニ詔シテ、汝ハ豐葦原中國ヲシロシノセトノ玉ヒ、皇孫ヲ以テ天下ノ主ト定メナガラ、猶伊勢ニアリテ政事ヲトリ玉ヘリトヒバ、兩帝並ビ立チテ天下ヲ治メ給ヘリト云ハサルヲ得ズ、コレ國體ヲ毀損スルモノニ非ズシテ何ゾヤ、又高天原ハ即チ大倭ナリト解スル時ハ、高天原ハ葦原中國ノ一部分ナリト主張スルモノナリ、猶東洋ハ西洋ノ中ナリト主張スルニ同ク、如此牽強附會ノ説ヲ以テ國史ヲ解釋スルハ、國史ヲ研究スルニ非ズシテ破壞スルモノナリ、又下文香春神社ノ事ヲ云ヘル處ニ、忍穗耳尊新羅ヨリ渡リ此ヲ行在トシテ西國ヲ征定セラレタリト記載スルニ至リテ、殆安誕無稽ノ極度ニ達シ、シカモ前後矛盾自家撞着ノ最モ甚シキ者トイハサル



ヲ得ズ、氏ノ説ノ如ク高天原ハ大倭ノ事ナリトセバ、忍穗耳尊ハ大和ヨリ下リテ云々ナド記スベキ也、何トナレハ、瓊々杵尊ヲ葦原中國ニ降シテ、忍穗耳尊ヲハ高天原ニ止メ給ヘリ、ト古事記日本紀ニ見エタリ、高天原即大倭ナリトセバ大倭ヨリト記シテ新羅ヨリトハ書ク間敷ナリ、然ルニ又新羅ヨリ渡リ玉ヘリト云ヘルハ、實ニ前後矛盾シ自家撞着セル者ト云ハザルヲ得ズ、又外宮ハ豐受姬ヲ祠ルニ非ズトイヘルモ例ノ妄言ナリ、古事記ニ登由宇氣神此者坐外宮之度相神ナリト見エタルニテ、豐受大神ヲ齋キ奉レルコト明ラガナリ、猶ホ延曆儀式帳等ノ諸書ニモ明ラカニ見エテ、疑フベキ所ナシ、又タ大三輪社ニハ今モ寶殿ヲ造ラス、只タ拜殿ノミナリ、是ハ三諸山ヲ幸魂奇魂ノ鎮マル所トシテ崇拜シ、別ニ神體ヲ齋カレザレバナルベシ、ト云ヘルモ誤ナリ、大三輪社ニ古ハ寶殿アリシ証ハ、氏モ上ニ引用セル日本紀ノ文ニ、即營宮彼處使就而居、太三輪之神也、トアルニテ論ヲ俟タズ、日本紀畧ニ、長保二年七月十三日、奉幣廿一社、依大神社寶殿鳴也ト見エ、童蒙抄ニ、三輪明神ノ社ニ參リテ、此女ニ逢ヘキ由ヲ祈リ申スホドニ、其社ノ御戸ヲオシ開キ、見エ給フナド見エタルニヨレハ、中世マデハ寶殿アリタル事明ナリ、寶殿ヲ造ラザル様ニナリタルハ後世ノ事ナリ、又出雲國造神賀詞ニ、皇御孫命乃靜坐牟大倭國申天、已命和魂乎八咫鏡爾取託天、倭大物主櫛藤玉命登名乎稱天大御和乃神奈備爾坐トアレハ、神體ヲ齋カレズト云ヘルモ誤レリ、

(十)又氏ハ神道ニ地祇ナシトハ頗ル世聽ヲ驚カスナラン、然レドモ余ハ神道ニ地祇ナシト信ズルナリト斷言セリ、サレドコレモマタ氏ノ謬見ノミ、地祇ハ或ハ國神トモ書ケリ、共ニクニツカミニアテタル漢文字ニテ、字義ニハ關セザルナリ、クニツカミトハアマツカミニ對シテ、此國ニ生レ出デタル神ヲ總稱ス、唯ニ土地ヲ守ル神ト解スルハ非ナリ日本紀ニ、素盞鳴尊自天而降到於出雲國簸之川上ニ時聞川上有啼哭之聲、故尋聲往者有一老公與老婆中間置一少女、撫而哭之、素盞鳴尊問曰、汝等誰也、何爲哭之如此耶、對曰吾是國神(古事記モ亦國神ニ作ル)號脚摩乳、我妻號手摩乳ト見エ、又天稚彥受勅來降、則多娶國神女子、經八年無以報命トモ見エ、又神武紀ニ造嚴釜、而敬祭天神地祇トモ陟于丹生川上、用祭天神地祇トモ見エ、猶此外ニモ地祇ノ事多ク見エタリ、又神祇令ニ、凡天神地祇者、神祇官皆依常典祭之トモ、凡天皇即位總祭天神地祇トモ見エ、廷喜式ニ、天神地祇總三千一百三十二座ト見エ、職原抄ニ神祇官、以當官置諸官之上、是神國之風儀重天神地祇故也トモ見エタリ、如此地祇ノ事ハ、古史ニ明ニ見エ、列聖ノ深ク崇敬シ玉ヒシ所ナリ、然ルニ獨氏ノミ、神道ニ地祇ナシト主張スルハ、列聖ヲ輕蔑シ奉ルモノト云ハサル可カラズ、蓋氏ハ地祇ノ意ヲ誤解シ、タダ支那文字ノ地祇トイフ義ニツキテ、支那流ノ解釋ヲ與ヘ、而シテ日本ノ國神ヲモ、ソノ摸型ニ入レントシ、若シ摸型ニ入ラザルモノアル時ハ、悉ク排除シ而シテ日本ノ歴史ヲ說カントスルガ、故ニ常ニ牽強附會ニ流ル、



ナリ、所謂杓子定木ヲ以テ、モノヲ量リテ定木ニ合ハザレバトテ怪ムニ足ラズ、氏ハ原來漢學者ナリ漢學者ノ眼ヲ以テ、我國ノ事實ヲ評論スルヨリ、意外ノ誤謬ヲ來シ、識者ノ笑ヲ、受クルコト少カラザルナリ、史學ヲ以テ自任セント欲セバ、先ノ漢意ヲステハ、公平ナル眼ヲ以テ、歷史上ノ判斷ヲ下スコト肝要ナリ

(十一)又氏ハ、神道ニ人鬼ヲ崇拜スルコトハ、古書ニ絶エテナキコトナリ、伊勢大神宮ハ固ヨリ大廟ニ非ズ、其他忍穗耳尊瓊々杵尊、彦火々出見尊、鷦鷯草葺不合尊ヲ始メ奉リ、神武天皇以下歷代ノ天皇ヲ祀レルコトナシ、天子ニ神社ヲ建タル例ナキニ、臣下ニハ神社ヲ建テ、朝廷ヨリ祭ラレ、コトハ、斷々アルベキ理ニ非ズ、アルハ後世ノ神社ニ祭神ヲ附會シタルヨリ誤ラレ、終ニ神社ハ人鬼ヲ崇拜スル祠堂ノ如ク思ヒタルノミ、凡神社ハ古時國縣ノ政事堂ニテ、盡ク祭天ノ堂ニ外ナラズ、(原文ノ大要ヲ取ル)ト主張セリ、人鬼ヲ崇拜スルコトハ、古書ニ絶エテ見エズトハ、如何ナル種類ノ古書ヲ調査シテ此ノ如ク斷言セルモノナリヤ、予ガ研究セシ所ニヨレバ、人鬼ヲ崇拜セシ例、古書ニ頗多ク見エタリ、今二三ノ例證ヲ舉ケレハ延喜式神名帳ニ見エタル、山城國葛野郡平野神社ハ、桓武天皇ノ御母高野皇太后ノ祖先ヲ祭リ、梅宮神社ハ嵯峨天皇ノ太后橘氏ノ祖先ヲ祭リ、伴氏神社ハ伴氏ノ祖先ヲ祭リ、宇治郡ナル山科神社ハ、宮道朝臣ノ祖先ヲ祭リタルモノナリ、其他諸氏ノ祖先ヲ祭リタルモノ枚擧ニ遑アラズ、神武天皇以後ノ

事實ニテ誰レモ知レルモノ一二ヲ擧グレバ、備中國賀夜郡吉備津彦神社ハ吉備津彥命ヲ祭リ、但馬國伊豆志坐神社ハ天日槍ヲ祭リタルモノナリ、此レミナ人鬼ヲ祭リタル例證ニシテ其他頗多シ、マヌ忍穗耳尊以下ヲ祭リタル例ナシトイヘド、豐前國香春神社、山城國許波多神社ニハ天忍穗耳尊ヲ祭リ、日向國霧島神社ニハ彦火瓊々杵尊ヲ祭リ、大隅國鹿兒島神宮ニハ、彦火々出見尊ヲ祭リ、山城國木島坐天照御魂神社、丹波國天照玉命神社等ニハ、火明命ヲ祭リ、宇佐神宮及ヒ香椎厩ニハ、神功皇后ヲ祭リタル證古書ニ明ナリ、又陵墓アレバトテ別ニ神社ヲ建テ、齋ヒ奉ル可カラサルニモアラズ、サレバ陵墓アレバトテ神社ナシトノ證ニハナシ難カルベシ、殊ニ三代實錄ニ、香椎大帶姬宮ニ奉幣使ヲ遣ハサル、ト同時ニ同山陵ヘモ使ヲ遣ハサレタル由見エタリ、又天子ニ神祭ヲ建テタル例ナキニ、臣下ニハ神社ヲ建テ、朝廷ヨリ祭ラル、事ハ、アルマシキ理ナリト云ヘルモ、例ノ氏ガ想像ノミ、實際天皇ヲ祭リタル神社モ臣下ヲ祭リタル神社モアルヲイカンセン、氏ハ徹頭徹尾想像ヲ以テ、事實ヲ打破セント勤ムレドモ、徒手以テ金城鉄壁ヲ壞ラントスルガ如シ、嗚呼難哉

又信濃國ナル諏訪神社、即チ南方宮神社ハ、健南方命ノ女ヲシテ、天神ヲ齋カシメシ所ナリトイヘルモ、氏一個ノ妄想ニテ決シテ信ズベカラズ、又忍穗耳尊新羅ヨリ渡リ、此ヲ行在トシテ西國ヲ征定セラレ、後ニ豐姬ノ受領セシ地ト思ハルト云ヘルハ、何等ノ妄言ヅヤ、カ、ル無稽ノ造言ヲ放チテ、國体ヲ



毀損セント欲スルハ、史學家ノ責任ナリヤ、イカニク、又大和國六ノ御縣坐神社ヲサシテ、猶後世ノ郡家ノ如シト云ヘルハ、何等ノ誤解アヤ、御縣トハ天皇ノ供御ノ菜菓ヲ作ル所ナリ、ソヲ大和國ニテ六所定メ置カレ、其所ヨリ生ズルモノ、災ナク豐熟センコトヲ守リ給フ神々ヲバ、御縣神ト稱シ奉ルナリ、コ、ノ御縣ハ郡家ノ事ニハアラザルナリ

(十二)又氏ガ今ノ中臣稜ハ、其諱辭ニテ、原文ハ簡古ナリシヲ、文武ノ朝ニ、柿本人麿修潤シタル文ナリト云フトイヒ、齋藏ハ神祇官ニアリテ稜除ノ贖物ヲ納メタルナルベシトイヘルハ何レモ誤レリ、人麿ガ稜詞ヲ修潤シタル事ハ、正シキモノニハ見エズ、蓋俗漢ノ愚説ナルベシ、又齋藏トハ凡テノ神物ヲ収ムル藏ヲイフ、神ニ奉ルモノハ齋ミ清メテ供フルヲ以テシカ云ヘルナリ、贖物ヲノミ納ムル藏ニハアラズ、

(十三)又氏ハ日本紀ヲ引キ、允恭ノ忍坂姫皇后モ、赦<sup>ニ</sup>爾<sup>ニ</sup>國<sup>ニ</sup>造<sup>ニ</sup>死刑<sup>ニ</sup>貶<sup>ニ</sup>其<sup>ニ</sup>姓<sup>ニ</sup>一<sup>ニ</sup>稻<sup>ニ</sup>置<sup>ニ</sup>ト見ユ、其年ニ爲<sup>ニ</sup>皇后<sup>ニ</sup>定<sup>ニ</sup>刑部<sup>ニ</sup>トアレバ<sup>ニ</sup>已<sup>ニ</sup>死刑<sup>ニ</sup>其他<sup>ニ</sup>ノ<sup>ニ</sup>刑名<sup>ニ</sup>モ生<sup>ニ</sup>ジタリト説明セリ、皇后ノタメニ<sup>ニ</sup>刑部<sup>ニ</sup>ヲ定<sup>ニ</sup>メタル事ハ、コ、ニ何等必要アリテ引用シタリヤ、刑部ハ皇后ノ御名代ニテ御名ノ忍坂ヲトリテ忍坂部ヲ定メタルナリ、古事記ヲ參考スルニ、同書ニハ爲<sup>ニ</sup>大后<sup>ニ</sup>御名代<sup>ニ</sup>定<sup>ニ</sup>刑部<sup>ニ</sup>トアレバ、刑部ハ皇后ノ御名代ナル事疑フマシキナリ、カ、ル事ヲダニ解シ得ザルトハ、アハレハカナキ史學家ナリト稱セザルヲ得ズ、尙此ノ外

ニモ批難スベキ點頗多カレドモ、濱ノ真砂ノ數多ク、一々拾ヒ盡シ難キヲ以テ姑ク筆ヲコ、ニ止ムベシ以上辨駁ヲ加ヘルガ如ク、要スルニ此ノ一篇ハ氏ノ想像ヲ以テ骨子トシ、之ニ種々ノ事實ヲ牽強附會シ。已ノ想像ニ適スルモノハ、黒ヲモ白ト解キ、馬ヲモ鹿ト説キ、想像ニ反スルモノハ、雪ヲモ炭ト稱シ、有<sup>ニ</sup>ヲモ無<sup>ニ</sup>ト稱シ、漸クニシテ結末ヲ結ビタルモノナリ、此ノ如ク雜駁ニシテ誤謬多キ誤説ヲバ、古今未曾有ノ卓説ナリト稱賛シ、前ニ後ニ序言ヲ付ケテ、史海ニ紹介シタル田口鼎軒氏ハ、如何ナホ古今未曾有ノ卓説ナリト稱賛スルノ勇氣アルヤ、

異説を好む勿れ

富士見の里人

清代猶存粹太夫、萬言史說費欺誣、始知呂政真英主、必竟世間腐儒多、とハ亡友扶桑真男子が嘗て時事に慨せる所ありて賦せしものあるが、今日に至って益其甚しきを見る者あり、苟も捨て之を問はざる時ハ其弊益滋からん、イカニ言論自由の世中と云へ、イカニ史學上の研究と云へ、牽強附會、白を變じて黒と爲し、上を倒にして以て下と爲し、蟬翼を重と爲し千鈞を輕と爲し、正史を斥して野乘私註、己の意に合ふ者を楯とし、擅に國史を抹殺せんことを、事<sup>ニ</sup>皇室<sup>ニ</sup>の尊嚴<sup>ニ</sup>を覆<sup>ニ</sup>しまつり、國體<sup>ニ</sup>を毀損<sup>ニ</sup>せるものあり、其天下後生を誤る其罪豈に輕しとせんや、昔支那に造言亂民の刑あり亦所以奇きにあらざる也、明義正名の學湮滅せるや久し、舉世賸々本を捨て末に趨り、浮華競興り、利口捷給、苟もその己れに



不利ある者われは狂奔して之を争へども、事大義に關するに至りては恬として又顧る者あり、豈長大息せざるへけんや。久米邦武氏の「神道ハ祭天の古俗なり」といへる論の如き、事頗る新奇、世聽を驚かし以て世の嗜好に投ざるの論なり、是を以て田口卯吉氏之を史海に轉載し且前後に序言を添へ以て世に示せり、然れども此の事たる豈獨り一小宗教に屬すべき問題あらんや、事頗る皇室の尊嚴に關し且國民が金科玉條ともべき國家の歴史を蔑如したるものなりとて友人兩三輩、昨日久米氏を其卅間堀の僑居に訪ひ段々其論文により一々尋問せし所、氏ハ決して國體云云等の精神にあらず全く畏所を西洋人にも參拜させんがためにて、一神教にあらざれば洋人の首肯せざる事を説かれ、且其皇孫ハ朝鮮より渡來せし等の論ハ星野恒氏の考證によりし事佛法渡來國體の基本が鞏固にありしといへる基本の二字少く病あり猶其他不都合の個所ハ取消すべき事、又史海の序言ハ頗る迷惑に感する事等を答へられしが猶其他の尋問に對し大に曖昧にして明答を得ざる個所も多かりきといへり、よつて此事たる頗る大義に關する事あれば、學者社界の輿論に訴へて其曲直を論せんと云ひしに、氏ハ餘程の迷惑の標見たり猶其詳細のことは別に記する所あれば不日世に公にせる事あるべし、余ハ只久米氏が史官に職を帯び三千の子弟を教育する身ありしが少く其言を慎まざるを惜む、ア、(日本抄録)

劍の光 神道ハ祭天の古俗と云ふ論を讀て其妄を辨ず

從三位子爵 岩 下 方 平

久米邦武氏よ、氏ハ現職を帝國大學に奉じ文科に在て帝國臣民の子弟を教授せる大任を負ふ者に非ずや然らば氏ハ上 敎聖文武ある 天皇陛下の勅語に背違し、下帝國臣民の子弟を謬る所のものと謂はざる可らず、如何とされれば氏ハ神道は祭天の古俗と云ふ悖逆文を草し嘗て史學會雜誌に連載し、此頃再び史海に轉載せしめたり、故に一犬の虚吠或ハ萬犬の之に應じて以て、世を過つに至らんと、未だ測るべからず、故に予之其妄を辨じ、其逆を鳴らして、以て氏ハ迷夢を覺破し氏をして帝國の一良民たらしめんとす、氏ハ腦中未た少しく靈魂を存し、眼目悉く暗あるあくんば、虛心平氣左の論辨を見て反省する所あれ、久米邦武氏よ、今氏ハ論せし所の背逆文の通論を陸覽するに、大不敬に涉る者六にして、其文前後撞着して世人を眩惑する者六あり

新嘗祭、神嘗祭、大嘗祭の草中に曰はく 天皇繼統の世數を人世の通率にて推算すれば、天祖の降跡ハ二千四五百年前と思はる、周の中葉ありと云ふ、これ大不敬の一にして、其論前後撞着の一なり、如何とされハ、 神武天皇皇位に桓原宮に即き玉ひしと、明治二十五年の今日を距る、實に二千五百五十二年あるといハ、他の証據を求るまでもなく、目一丁字を視る者にして、氏等を除くの外、一人の之を疑ふ者あり、世人之を疑はざるを、氏等のみ之を疑ふハ、 皇系に關して、大不敬に非ずして何ぞや、氏ハ



同章の始に於て、日本の上古は彼禹貢の冀州に島夷皮服と揚州に島夷卉服と見ゆ冀州の島夷は韓人の云々揚州の島夷は倭人の麻穀の木綿を以て交通したるあり此く四千年前より三土互に交通したれば云々と云たる其次に直に天祖の降跡に二千四五百年前と推測したるに、忽に前後撞着の論に非ずして何ぞや、太神宮も天を祭るの章中に曰はく、伊勢太神宮に三神器の鏡劍を齋奉ると普く世の知る所なるべし此鏡は古事記に太神の詔を記して專爲ニ我魂ニ而如ニ拜ニ吾前ニ伊都岐奉とあれば俗に太神を祠ると思ふも無理あらねども實に天を祭るあり、と云ふこれ

大不敬の二にして、其論前後撞着の二なり

如何とあれば敬聖文武ある 天皇陛下の御大祖たる 皇大御神鎮座の大神宮をして蒼々として物質を有せざる天空を祭れる、祭場の舊趾とせるは、皇室に對し大不敬に非ずして何ぞや、氏に同章の末に於て、太神宮に其詔に我前を拜むが如くせよとの旨に従ひて其御魂を拜む所なりと記せるは 皇大御神鎮座の大宮と云意味にして、自然に前後撞着せる論に非ずして何ぞや、

賢所及び三種神器の章中より曰はく、賢所に 伊勢神体寶鏡の寫しを齋まつる内侍所といふも是あり云々、 皇宮中に祭天の祠堂を建る云々、と云ふこれ

大不敬の三にして、其論前後撞着の三あり、

如何とあれば敬聖文武ある 今上陛下に至るまで、朝夕御敬拜遊ばさるゝ、賢所をして、前條に辯ずる如くある蒼々たる天空を祭る所となすは、朝夕の 御敬拜を莫如し奉るは、陛下に對し、賢所に對し奉りて、大不敬に非ずして何ぞや、然して氏に前に 伊勢神体寶鏡の寫しと云ふがら、後に祭天の祠堂と云ふは、其論前後撞着に非ずして何ぞや、

同章中に曰はく、天照大神の鏡劍玉を 天孫瓊々杵尊に授け給ひてより三種神器と稱し云々此三器も何用にある物あるや云々按するに是は祭天の神座を飾る物なるべし、と云ふこれ

大不敬の四にして、其論前後撞着の四あり

如何とあれば、 歴代天皇の御授受遊ばされて、 今上陛下に傳へさせらるゝ、三種の神器をして、祭天の神座を飾る物と輕蔑するは、上の 天津日嗣の正閏を混亂せしめ、下の帝國臣民をして、國体の尊嚴を冒瀆せしめんとする者にて、 天津日嗣の正統に坐させ、皇上に對し奉りて、大不敬に非ずして何ぞや、然して氏に前には賢所に 伊勢神体寶鏡の寫しを齋まつると云ふがら、賢所に奉安する三種の神器をして、神祭の裝飾物とするは、其論前後撞着に非ずして何ぞや、神道は人鬼を崇拜せずの章中に曰はく、豊前國香春神社に云々、 忍穂耳尊新羅より渡り此を行在として西國を征定せられ云々と云ふるは、此れ



大不敬の五よして、其論前後撞着の五あり

如何とされバ 天皇陛下の御太祖とまふを、正勝我勝々速日天忍穗耳尊をして、海外流離の蕃種とあす  
と、皇統に關して大不敬に非ずして何ぞや、然して氏ハ上ある太神宮も天を祭ると云ふ章中に於て、

天孫瓊々杵尊西降の時猿田彦大神の吾則應<sub>レ</sub>到<sub>二</sub>伊勢之狹長田五十鈴州<sub>一</sub>と考合されバ其時 天照大神  
ハ高天原(大倭)より伊勢に遷都ありて東國を經營し給へると思はると云ひしは、無稽の妄説なるハ勿  
論、御親子の間にして、一は新羅より渡り給へるものとし、一ハ大倭より西降、或ハ伊勢ハ遷都と云  
ふ者ハ、其論前後撞着と云ふべきのみ

神道ハ不淨を惡む章中ヨ曰はく、紀一書に被可<sub>レ</sub>以爲<sub>二</sub>顯見蒼生與津將樂戶將臥之具<sub>一</sub>とあり與とハ死人  
の臥したる與の間にして樂戸とハ被を以て棺を製し死人を斂し其處に遺骸を置て棄去りたるあり陵墓ハ  
家の貧富に應じて厚葬の風なれども云々、歴代天皇の必ず宮殿を遷さるゝも與津樂戸に原因したること  
あるべし、と云へるはこれ

大不敬の六にして、其論前後撞着の六なり

如何となれば、 上代歴世の天皇の遷都し玉ひしハ、 父天皇の御遺骸を舊宮に置て棄去りたるありと  
云ふと、上古の 御歴代をして、 先皇を収斂せず、遺棄したるハ、不幸の 御所爲ありと云ふ意にし

て、 御不孝を唱導するされバ、 皇親の御中に對し奉りて、大不敬に非ずして何ぞや、然るて遺骸を  
置て棄去りたるありと云ひながら、陵墓ハ厚葬の風ありとは、其論忽ち前後撞着に非ずや、

嗚呼久米邦武氏よ、氏は現職を帝國大學教授の大任に負ひながら、前後矛盾自家撞着の悖逆文を草し、  
之を諸雜誌に掲載して、漫よ

皇系の長短を論じ、

皇大神宮を祭天の虛趾とあし、

聖上の御敬拜を蔑如し、

皇統の正閏を混亂せんとし、

皇祖をして海外流離の蕃種となし、

歴代天皇を御不孝の君主とあし、

己獨此の妄を信するのみにわらずして、至仁至愛ある 陛下の臣民、數千萬蒼生の子弟をも謬たんとせ  
故に老朽事に堪へざる予が如き者も、敢て氏が妄を辨じ、逆を鳴らすの勞を執らざるを、得ざる所以な  
り、然るに氏ハ之を悔悟するを知らざるか、迷夢を覺破するを能はざるか、氏よ少しく腦中に靈魂を  
有し心中僅に慚愧するあちハ自ら罪を延き以て、上 皇室に對し奉り、下蒼生の父兄に向ひて大に謝す



る所あり、終に臨んで、帝國大學教授諸氏に質さんとせざる者あり、久米氏が此論文を草して雑誌に登録せるに、數閱月の前にあるも、諸氏にして一言の之を論辨せしものあるを聞かず、諸氏の既に久米氏か背逆天不敬の言論に同意を表したるか、又他は故ありて然るか、予の大に怪訝に堪へざる所あり、諸氏以て如何とあそ、

附て云以上論せし所のもの、其大なるもの、大概を表自せしのみあるが猶通編を細覽すれば日本の敬神崇佛の國あり、

神ハ上古人の想像より出でたるものあり

新嘗祭は 天照大神を祭るお非ず天を祭る古典なり九月に神嘗十一月に新嘗と分つは何代比よりの例あるや

高句麗の東盟ハ豊明節會のことあり

外宮は豊受姫を祠るに非ず

天社國社とは祭神にて別つに非ず

神祇官の齋藏は祓除の贖物を納め

允恭天皇の時ハ爲皇皇后一定刑部とあそべ已に死刑其他の刑名も生じたり

以上の彼久米氏が自身の不學を世に露せしものにして、具眼の士ハ予が辨論を要せざるあり、近來万般の學術大に開け、人智の進歩洵に驚くべきものあり、就中史學上の奇言新説ハ日に出で月に顯はれ、常お老生輩をして感服せしむるもの一よして足らず、嘗だ惜むらくハ、奇を衒ひ新を競ふを以て主とせざるが故に、動もれば忘誕無稽に流れ、俗耳を驚かそに足るのみ、然れども世具眼の士に乏しく、俗物に富むを以て、眞は偽とあり偽は眞とあり、虚實所を轉ずるもの往々よして免れず、遂に世界特殊の國体を傷け、

皇室の尊嚴を犯して顧みざるに至る、嗚呼喜ぶべきか悲むべきか、これ予が靜かに老を養ふべき時なるにも拘へらず、秃筆を奮つて此篇を草したる所以あり、(國光拔録)

●「神道は祭天の古俗なり」を塗抹す

久米邦武氏は文科大學教授あり頃者文壇に於て盛名を得たる「史海」に一篇を寄せ命じて「神道の祭天の古俗あり」と云ふ論旨新創前人未だ言はざる所「史海」を主る者ハ當時史學に通達せりと稱せらる、田口卯吉氏あり田口氏此の篇を得るや珍とし寶とし之を前方に稱し之を後面に褒じ以て世に誇る、心を國体に存じ念を世道に注ぐ者一見大に驚く謂へらく久米氏の論は世を亂し俗を駁るに足ると、或は奔或は走或は考或は證遂に之ひて久米氏を詰る、新聞紙上亦た漸く盛々たり鋒芒一に久米氏に集る、久米邦武ハ



文科大學教授なり、大に新聞紙上より廣告して「神道は祭天の古俗あり」を取消し其説を塗し其論を抹し其の主張せし所の論を削り其の心を苦しめ慮を焦らし而して後ち唱道せし所の議を壞り其の念お出で其の肝に傳はり其膽に傳はり墨之れを磨し硯之れを洗ぎ而して後ち染め得たる所の筆を折る筆を折ると雖も人の死せざるう説を壞ると雖も社會お於ける久米氏は死ざるか久米氏の死せずと雖も文科大學教授の死せざるか抑も教授は死せずと雖も明治の學者博士の社會に死する者は既に多きを見るあり死者復た問ふを須かず知らず之を價し之を値し大に天下に流りたる者果して何の辭をあるぞ 明治廿五年三月五日日本

●「神道は祭天の古俗なり」に對する寄書(一)

久米邦武といふ者あり、近ごろ「神道は祭天の古俗あり」いふ一篇を著はし、史學會雜誌及び田口鼎軒が撰ぶ所の史海に載せ、且つ鼎軒の之に感極して天下の至論ありと激賞す、天下の學者之に服せざる者多く駁論を作り、我社に寄せる前後數篇に及ぶ、我社初めは一人の私言世を動かさざるものあからんを想ひ、概平として心に經せせ、而るに頃ころは學者の之を是非する者益々加はると聞く、仍て茲に二三の駁論を登錄し、而る後ち吾輩も亦一たび其原篇に檢校を試みんと欲す、日本子誌ス

史海第四號に掲載ある久米邦武氏の神道は祭天の古俗と

云ふをよみて

宮澤 常次郎

田口卯吉氏は久米邦武氏の「神道は祭天の古俗」といふ説を史海第八號に掲載して曰く、余は此篇をよみ私に我邦現今の或る神道熱信家の決して緘黙すべき場合にあらざるを思ふ、若し彼等にして尙緘黙せば余は彼等の全く閉口したるものと見做さざるべからず」と實に仰のとほりたどひ吾人は神道熱信家にあらざるもこの説につきて反駁を試みでやはあるべき、よし又神道熱信家にして緘黙すべきも敢て閉口したりといふにあらざるべし、ざるを君にして彼等の緘黙せば全く閉口したるものと見做さるゝの鄙見といはんかあらざるべし、只臆測して獨得たるのみ、これより久米氏の説につきて其所々を抄出していへんに、氏が東洋祭天の起りの祭に於て論せられたる説の如く、神の上古人の想像より出でたる者させんか、我國体をいかん、又天皇の御祖先をいかん、そも我國の成立の清濁わかれて天地となり其中神あり山川草木生じ蒼生生る、こゝよ於て天照大御神登神と評議し給ひて其皇孫をして天下に君臨なせしめ奉らんとするま當り、皇祖手に寶鏡を以ての給はく、この寶鏡を見まさんこと當に猶吾を見るが如くすべし、與に同殿共牀以て寶鏡とあそべし寶祚の隆えまさん事常に天壤と無窮あるべし、を以て降し給ふ、こゝに於て皇孫所々をへめぐり、從ふもの撫しまつるぬものは殺し給ひて、遂に神武天皇にいたり、天下を一統ましくして橿原宮に都をたてて以て天下をしろしめし給ふ、それより歴代の天皇繼承し給ひて今日まで二千五百有餘年、皇統連綿として動く事なく天下をつぎくにしろしめし給ふ、天皇



の御祖先を上古人の想像中より出でたる神とせんか、決してさけあらざるべし、而て神の天なり天神なりとせんか、決してさにもあらざるべし、やはり天は天ありいかで有形の我 天皇陛下を成出せべきこれやはり神のみしわざならん、いかで天と天神を同一視すべき、孔子は天を恐れ耶蘇は在天の神を思ふ、我神道の惟神の大道を重んじ神祇ともに敬祭せ、而て我國神代に於て最早天神地神をわかち、崇神天皇の時に於て天社國社をもわかつて、何ぞ敢て祭天といはんや、それ又天兒屋命太玉命の二氏中臣部忌部を分掌し、中臣は太占祓除の法を傳へて神に事へ、忌部の齋物を調へて民を率ゐるの彼重黎の天地を分掌したるに甚だ相似たりとうれさもあらん、されど似て非ざる者あり、言惣意別ある者あり、心おかざれば能はず、然し而して今の新嘗は天照大神を祭り、太古天照大神の新嘗の天御中主神、さての神皇産靈尊高皇産靈尊を祭りしあらん、よしそを祭りたるにあらざるにもせよ、天を祭りたるを斷言する所にあらず、二をあら未だたえかめじまのあり、然りとはいへ今の大神は天神地祇をわかち、天社國社を異にしたる後に於て神祇を奉齋するに又何ぞ天を祭るものとせんや、然して伊勢神宮を以て日神の御魂を祭りたるとせらる、いたさにあらざるべし、それ日神の神鏡を以て吾を見るが如くせよとの給はれたりしに於きて、神鏡を以て直に日神の御同体を見し奉らんに於ても不可あかるべし、もしさやらんこれに新嘗神嘗の御祭ありとて又何ぞ天を祭るとしもいはん、

右の伊勢神宮をして日神の御同体を奉齋せしものとしたらんは、ここに摸造の寶鏡を奉齋する賢所も亦同一なり、されば三種の神器も何ぞいたづらに祭天の器物といはんや、いと恐れ多き事あり、又紀に於ての崇神帝七年定天社國社と見は、記に定奉天神地祇之社とかれたれを、この時代に於て天社國社と神祇と同様の者に定りしあらん、ざるを事物の變遷につれて後世には種々さまざまにありて混雜ある分別をききに至りしあらん、又神の不淨をにくむ事にもとよりあり、されどそれも時と場合とにもよる事ハ言をまたず、例へていへ、こゝに人あらんか死せり、上古の風習によりてこれを棄てんか所々に其の汚穢を見るべしあらんよりひしる其遺体を埋葬し以て其靈を慰めん爲に祭るよりしくはなし、然り而して其人々の穢に觸るゝやつゝしみて其神前をさげ、又其身を河に清め海にそゝぐ事あるなり、既ち伊邪那岐尊一度穢にふるゝとも之を水よ清めたる事さへありしにあらざるかあらんは神に仕へるを常職とする人の死穢を忌み嫌ふとも、かゝる清淨の法あるに於て何かあらんよし時世は移りて少々の其の本体もとりたるよもせよ佛道の本意を失し耶蘇本旨を失したるものとこれ一般なり、何を神道に於てのみ之を排せんや、

さて久米氏のこの説をみずや、或は賛するもの、如く或は破壊するもの、如く、其言語甚だ曖昧として所謂一方はのがれ口を開きていはるもの、如くし、而して君は史學に於ける古今未發の意見多くし



て、我國体至尊に於て甚だいかゞ言論もあつたやに見うけぬ、されどそれは己れのひが目にや、又この一編の説をささるゝや、田口卯吉氏は大にこれを賛成せられ我神道を以て宗教の如きあざやかなるものに類似しつゝあるやの如き觀念なきにしもあらざるものゝ如し、かつ宗教を以て非常のものとなせらるゝ如し、宗教とい何ぞ、これを見るに過去現在未來をさくのみならず我神道は宗教の体を備へざりしころ幸福あれ、然して田口卯吉氏とい何ぞある人ぞ、我これを耶蘇教派の中に見る、又例の非凡なる史眼と神通ある達筆とい天才に出でたるを知る、又史海第七巻にて恐れ多くも光明皇后に戀着せられたりと庚寅新誌の批評に於て之を知る、然れば最早其人とありをも知れり、然して氏の久米氏の説に賛成せられたるや教派の刺撃お於てならんとも臆測して知る、又耶蘇教徒とはいへこれやいり其名を以て日本臣民たるを知る、されど恐をいばきて未だ知らざるものゝ只た余が説に同意者の有無あると記紀の語解、さては鼻下三千尺以て源語をさくばかりの國學者もあらんかとのみなり、もしそれ余と同意者のありたらんには、勿論神道の祭天の古俗にあらざるを知るべし

明治廿五年五月六日印刷  
 全年月七日出版

編輯人兼

静岡縣平民

下田義天頼

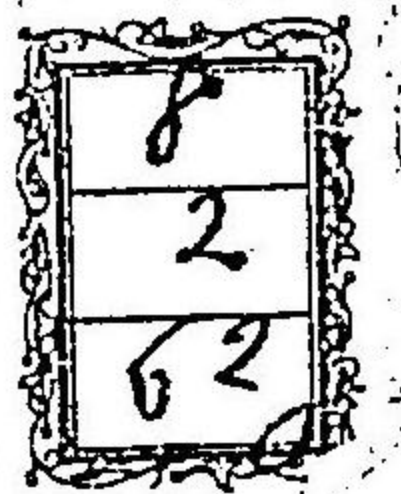
三重縣伊勢國度會郡字治山  
 田町大字古市百六拾五番地  
 寄留

印刷人

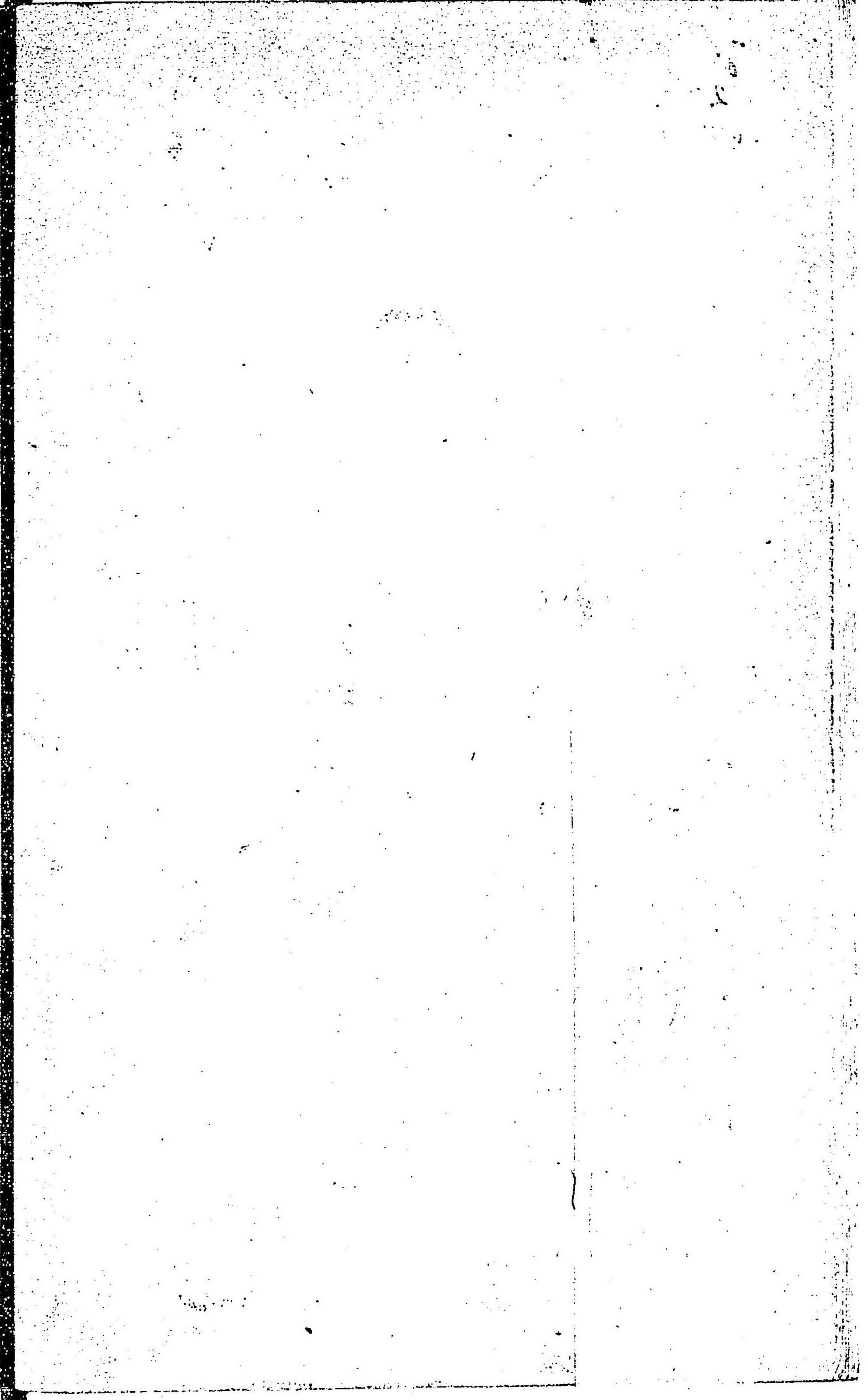
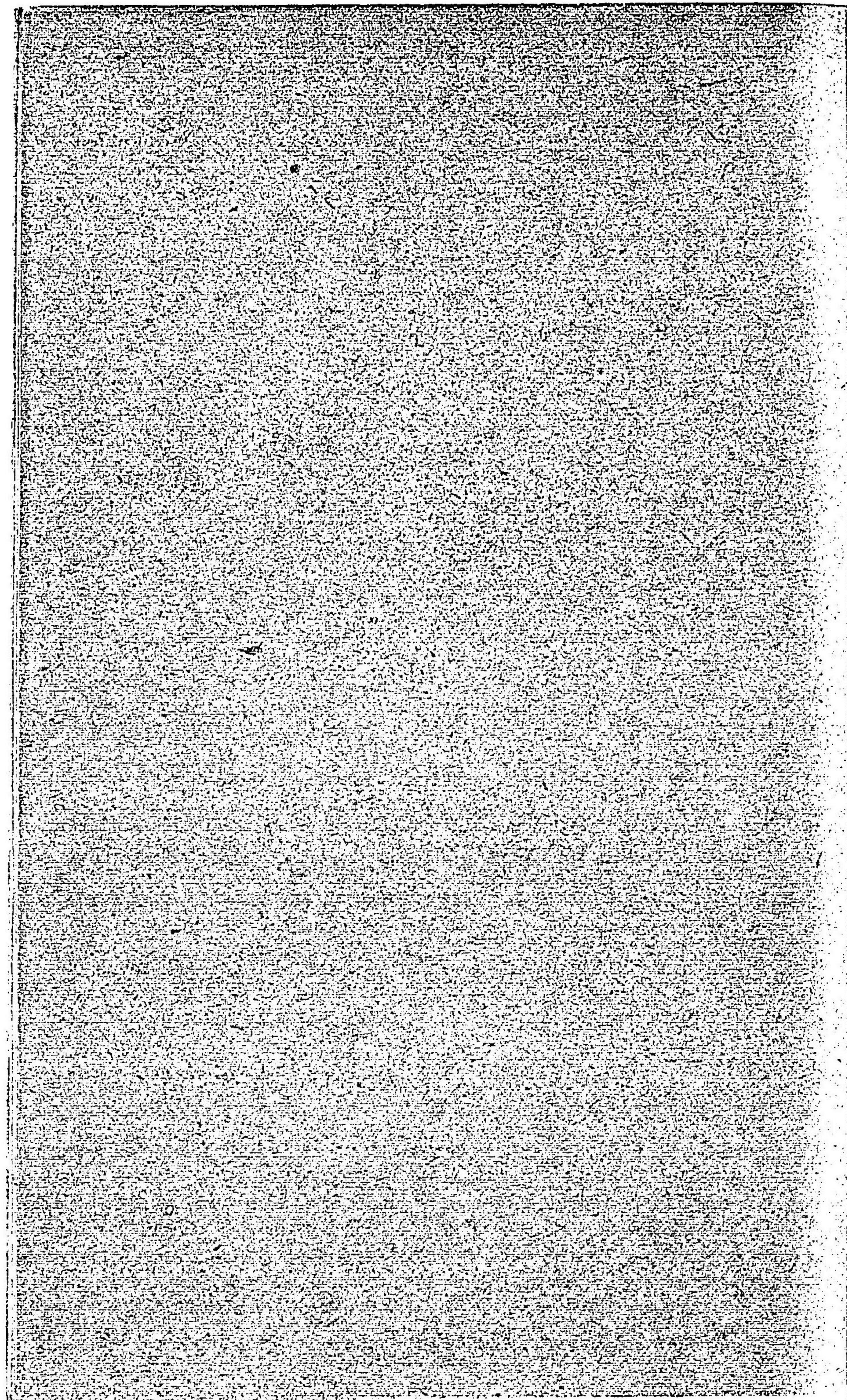
山口縣士族

伊賀川友一

同縣同郡同町大字櫻木  
 町百八番地寄留









非賣品

祭天古俗說辨明

第二編



祭天古俗説辨明第二編

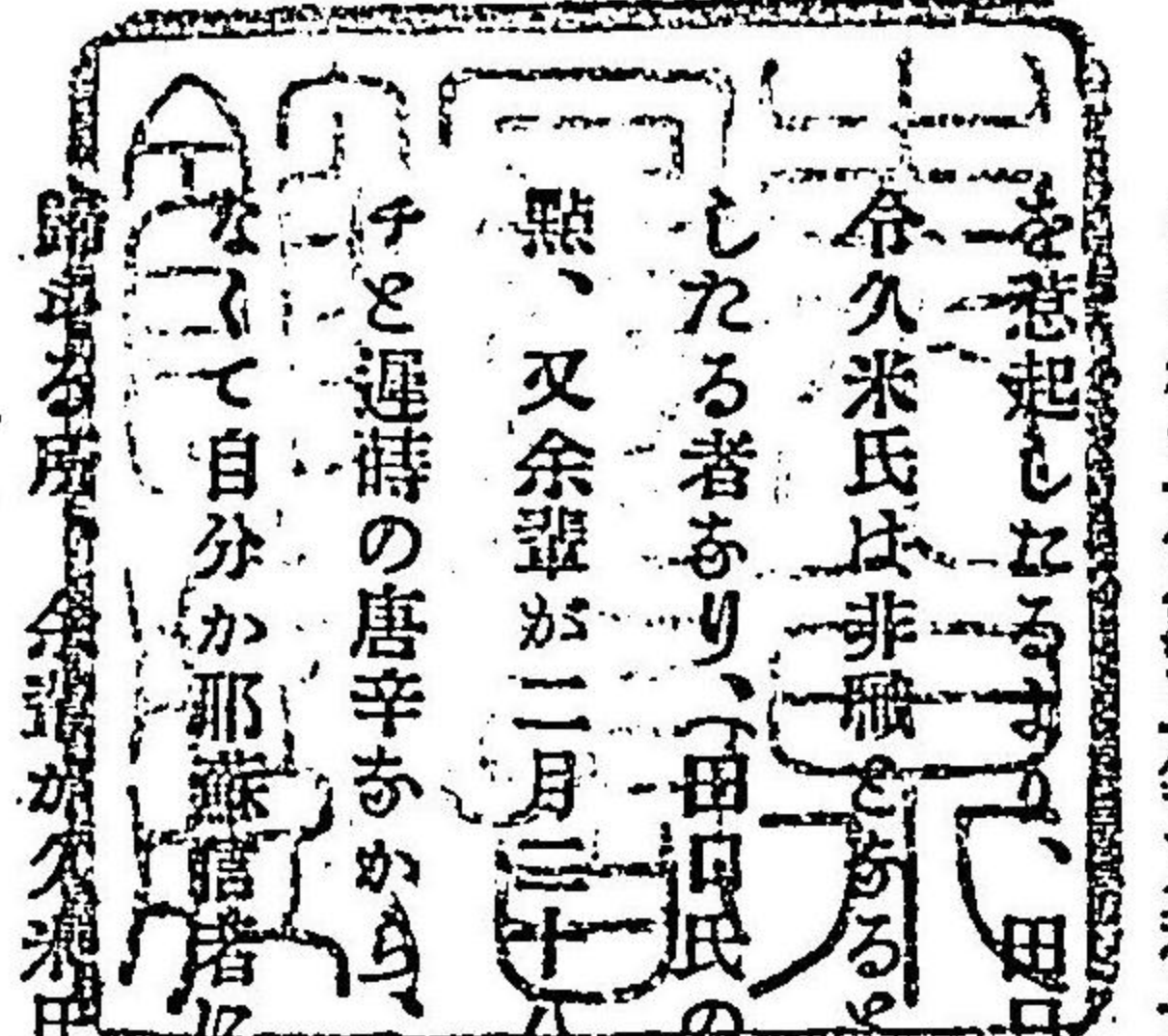
田口卯吉氏に答ふ

倉持

治

1892/3

去る十二日(三月)發兌の日本新聞を讀むに、田口卯吉氏の神道者諸氏に告くると云へる寄書あり、



彼の從五位勳五等文科大學教授久米邦武氏が、神道ハ祭天の古俗と題し、考證せられたる文章に付世論を惹起したる事あり、田口氏も亦嘗て彼の文章の、前に颯言し、後に稱賛し、同意を表せられたれり、假令久米氏は非難せられたるも、取消を出したりとも、余ハ田口卯吉あり、鼎軒あり、此儘にせし全く閉口したる者あり、(田口氏の語を借用を)、豈黙々に付きへけんやとて、世人か彼れ文章に向て、攻撃したる點、又余輩が二月二十一日を以て、久米氏を訪ひ、論難したる箇條に對し、久米氏の意見を受け續ぎ、予と遲時唐辛みから、田口氏の語を借用を、十分反駁の勞を取られし者と思ひ、讀一讀するに、左はなれて自分か邪蘇信者ハ非ざる申譯と、又誰も知りたる天武帝の、古事記を撰録されたる事情を述べ、歸する所、余輩が久米氏に質問し、各省に意見を叩きたるを答め、尸祝樽俎を、見當違ふことを並へ立て、大人らしくも、覺知する所あらんなど、攻撃するか如く、論示するか如く、肝心の久米氏の論を措て、裏面から還回りに論鋒を試みられたり、吾輩是に對し、久米氏の論を一々辨論したる上反駁せざる



れ、讀者にも其精神を知るに不便あるべけれども世已に識者あり、(國光三卷九十號)、其文を悖逆ありとし、其大不敬の罪を數へ、大衝突の件を擧げ、其考證の誤まで、一々論破せられたれば、余は只田口氏の論に對し、順を逐ふて答辨をへし

(一)「久米氏が、神道は祭天の古俗といへる一文を、史海に掲載せるの、神道家が熟讀の上意見を表白し、神代の事を研究し、久米氏を迎へ共に眞正の事實を顯さんことを、勉むへしと信じたればなり」と一口に云へ、彼の文を世の神道家に紹介して、久米氏に如此新論あり、如此妙説あり、余尤も敬服感服の至りあるか、神道家にして異論あらば、随分碎究討尋せしとの意あり、然れども田口氏よ、口の重寶とは云ふから餘りと云へ、重寶ならせや、氏に彼の史海に前言して曰く、神道家にして、緘黙せば、全く閉口したる者あり、又後言して曰、神道の夜半に攪破せられたる夢の如く、遑轉の唐辛の如く、今之を以て宗教とせんとするも、國史は決して之を容さずと云ひしに非ずや、何そ前後矛盾の甚しきや、若閉口云々の神道家を激して、之を獎勵せるありと云か、後に決して容さずと斷言せるの如何に、我容さぬ者を激勵せることは、事實に於て爲し得へきや、況んや彼の緘黙云々は、恰も判官の甲乙の是非を問はせ、次席判決せるか如き意味あるに於てをや、是尻口の合ふたる者と云ふへきか、田口氏よ口は重寶と云ひながら、他を顧み、自を謹み、少しく注意する所あれ、

(二)余は嘗て耶蘇教の仲間ありしか、數年前已に退會したれ、異宗の故を以て、神道を破壊せんとするの邪推の、平々御免を蒙りたし」と辨明せられたるの、一應尤どの如く聞ゆれども、能々其意思を探尋すれば、前後矛盾と云はざるを得ず何とあれ久米氏の論旨の、歸する所日本の神道と云ふ者へ上古只天を(即天帝「ゴット」)祭りし、風俗の遺れるに於て、云も憚ることながら、朝廷の御璽とせらるゝ三種の神器も、天帝を祭りし時の器具にして、伊勢の神宮も、天帝を祭りし殿堂の虚趾あれ(其外種々あれども)、當時に神道家か、所謂神道の皆謬傳訛稱なり、眞正の神道は、一神即ち天帝を祭りし者なり、天照皇大神も天帝を祭り、皇室にて敬拜せらるゝ賢所も、亦天帝を祭りし者ありと云ふ説にして、耶蘇教を以て、國體を破壊せるものたるや明々たり、此明々たる耶蘇教を敬服し感服し居ながら、異宗の故を以て邪推とは何事ぞ氏を以て外教者とせよ、豈正當なる思量否正直銘なる信者に非せや、然れども尙信者に非すと云へ、田口氏に只彼の信者の名簿に在らずと云意あらん、我輩は名簿の有無の知らず、只其心事の如何を問ふのみ、其精神何如を論するのみ、

(三)「余と雖とも憚りながら、日本國の一民なり、國家萬一の場合に於て、瘡痍たりとも國家の干城たるに於て、未だ必ずしも神道者諸氏の、後にあらざることを期するなり」と、嗚呼田口氏よ、余は此に至りて、氏も能くも勇氣を鼓らして、此文弱世界は壯語を放てるを稱するあり、國家萬一の場合に於ては



老たり、壯たり、弱たり、少たり、其神道家たり、佛法家たり、氏の如き一神教論者たり、瘠腕たり、強腕たるに關はらず苟も帝國の臣民たる人の、誰れ彼れの差別なく、其難に當り、其危に趣かざる者あらんや、氏か語、壯り則ち壯あれども、是れ臣民の當に爲すべきことにして、三文の價値ありとも思はれず、且つ人の大事を爲し、大業を建つ、平時の言行こそ大切なれ、史海に於ける田口氏か言論、投産金に於ける田口氏か行爲、夙に世人が記憶する所、その皇室の尊嚴を保ち、同胞に親切ある此くの如く、一旦國家危急の場合に、氏か船に（尻に非を）帆を揚げて、南嶋に走らざるは、豫め知るべきのみ、

(四)「余は久米氏の文に於て、一點も神道を敵視したるの意志を發見せき」實に然り、敵視したる點はかくして、只神道を排除したるなり、夫敵視とい、存立對峙の上にて云ふ語也、久米氏の眼中、已に神道ありし神道をかくして只一の天帝あり、何を當に敵視位のことあらんや、日本にて所謂神道の、廢滅せられたるなり、氏よ氏の廢滅に歸したる點も發見せざるか氏か明も時ありて陰晴あるか如き如何、

(五)「嗚呼豈久米氏のみあらんや」此語意味ありけある文字なれども、何が久米氏のみか非かと云ふか、此段落中何れの文字に照應するや、前文の一點、神道を敵視せきと云ふ語に照應するか、又久米氏の地位經歷に徴するに、皇室に對し不敬の文字を陳列するの意なきとの語に照應するか、察するに神道の祭天の古俗と云ふ趣旨は、當時の學者皆唱ふる所にして、何を獨り久米氏のみあらんやとの意あらんか、

果して然らば、此數語の、我輩借りて以て後に言ふ處あらん、且曰く日本國中第一等の癡狂者を誘ひ來るも、之れを筆舌にするものあらんやと、余は田口氏か如何ある種類を指して、癡狂と云れたるやは、確知する能わざるも、何れ利口者の反對に解釋したらんには、大差ある可し、然らば即狂者にして云はせ、利口ある者に於ては尙云ふまじとあり、然れども余か考ふる所は、之に異なる所は之に異あり、利口あればこそ種々の新案も出來妙論も出る可れ、固より狂者にして理窟を知るものならんや、久米氏の如く、田口氏の如く、世の表面より立ち、學識ある才智ある、利口なる者あれは、祭天の古俗と云ふ證考も出來るなれ、遐時唐辛とも評し得らる、あれ、狂者豈如此ことを謂ひちらし世間を喚ぶるを得んや、孔丘曰く利口の邦家を覆を疾むと、ア、信ある哉、

(六)「日本人民は、隨意に古史を研究するの自由を得、且研究したりとて、皇國に對し不敬に涉らざるを固く信ぜ」とい、當然の事にして、余の見る所の隨意あるのみならず、尙進て日本の土に生る者、上 聖主より下人民に至る迄、必ず古史を研究し、我國の國體を明にし、皇統の起源を尋ね、君臣の義忘るへからず、忠孝の道廢さへからず、上民を愛して大御寶との玉へは、下君を敬して統御尊と稱へ、上下一致、君臣情を達し、蕩然たる和氣一國に充滿して、然して後外邦の技可採、他國の藝可學、長短取捨之策も、是に於て始めて効用を爲す所以を知らしめんと欲す（こは此處より大要を掲ぐ）、何を當



随意と云ふのみあらんや、余ハ常に世の學者教育家カ、我古史に冷淡にして、其國に生れあから其本  
 に注意せざるを憾としぬ、其偶々古史を讀む者あるも、多くは儒眼にあらざれば佛眼、佛眼にあらざれば  
 西洋眼を以てするか故に、青き眼鏡を懸け萬物皆青しと云ひ、赤き眼鏡を懸け萬物皆赤しと争ふ如く、  
 種々の變説異論多くして、眞に青赤の眼鏡を去り、眞正なる日本人とあり、日本の眼を以て見ることを少  
 きを、尙一層に憾とせる處あり、田口氏も公平に、氏か胸中の洋説を洗滌し去りて、古史を讀み古  
 史を研究するハ、随意あるのみあらす、自由あるのみあらす、必ず進て研究すべきハ、前云へる如くに  
 して、誰か國体を傷け皇室に不敬なりと云んや、然るを氏ハ口を史學の研究ハ托し、辭を外邦の年紀に  
 藉り、建國之体同からせ、君臣の倫等しからざる者を取り、強て我國の古史を其模型に入れんとせ、如  
 何に自由と云ハ随意と云ハ、他に不利を與へざる範圍内に於て、言論するハ兎も角も、皇祖を指  
 して三韓より渡來せし蕃種とあし、陛下の御璽を以て天帝を祭る器具とあし、儒佛二教の輸入せるるを  
 んハ、我國四千萬の同胞ハ、彼の臺灣生蕃と一般の有様ありと、斷論せるに至りてハ、其國体を傷け、  
 皇統を汚し、國民を侮蔑したる罪、決して逃るへからす、是れ余カ大不敬と云ふ所以なり、且夫れ父瓊  
 あるも、子敢て不言、君欠典あるも、民敢て不問、其名を惜み、其行を掩ふ、是れ臣子の至情、當に務むべ  
 きの義務あらそや、然るを之れに反して、君父過あれば臣子之れを責む、家果して齊ふ可きか、國果して

治むべきか、昔山田長政の遲遲に覇たる、濱田兄弟の台湾に於ける、其當地我國運に些の關係あしと雖  
 も、今日尙人意を強ふするに非すや、源豫州の鞭鞭に入るや、子孫遂に支那を征服して清皇帝とあれり  
 と、其言未だ信すへからそと雖も聞く者をして愉快の念を惹起さしむ、總て是等の感情は、損益の外理  
 想の上に出て、苟も一の國土を保ち、一の政府を戴く人民は、必ず有せざるを得ざる者にして、愛國心  
 の根柢とあり、國土依て以て保つべく、國權依て以て振ふ可し、國家の獨立を計り、國家の隆盛を期そ  
 るハ、只此感情の厚薄如何にあるのみ、若夫れ之れハ反して我カ奉戴する 皇室の祖先ハ、三韓の蕃種  
 ありと妄誣し我親愛する同胞の祖先は、刑蠻地方の穢多の如き人種ありと輕蔑し、我カ祖先等ハ無智蒙  
 昧ありしかとも、佛敎と儒敎との爲めに、彼の台湾人の如く穴居野處の野蠻を免れ、かつくも人類の  
 仲間入を爲し得たりと云ハ、國民の國に對する感情、夫れ如何そや、其極弊國家を統一せる者は、英  
 たり、佛たり、魯たり、清たるを問ハと、個人眼前の安寧と幸福とを得ハ、他に云々をへきことあしと  
 云ふに至り、遂に君を無にし、祖先を棄て、國の獨立を謀るも、無用の心配に屬するに至らん、嗚呼論  
 者の所謂随意研究、自由解釋の結果、如此不祥の現象を描出し來るも、尙本居平田等の、單に古事記の  
 語義を尋思して研究するよりも、廣く人種風俗言語器物等に就て、研究するの間に於て、皇室を敬し  
 國家を愛するの氣ハ、盛に發揚せしと云ハ、乞ふ願くと氏カ住せる處ハ、神聖ある 天皇陛下の統治ま



します、日本帝國武藏國東京市本郷區駒込西片町拾番地あるを記憶し置き、深夜入定るの後、沈思瞑目以て其真心に問へ、必を思ひ半に過くるものあらん、

(七)「神代の諸神か、靈妙ある神靈とあらまして、吾人と同一なる人種とあるも、決して國体を紊亂せる者に非ざることを信せ」と、嗚呼是れ何等の妄言や、天御中主神天地を創造し、高産神産の二尊造化の功を奏し、諸冊二神之を修理固成し、天照皇大神素盞雄命を経て、皇孫降りて地球に君臨す、此人皇の始めにして、古史の大主眼、即皇系繼承の點に付て、吾輩臣民たる者、天津神の御下を、天津日嗣に奉し世々其統治の下に居る上り、斷して疑を容れざる處なり、支那にて帝位に即く者を稱して、天子と云ふは天地を創造せられし神あり、其子孫必を帝位に即くへしと云ふ義よりして、遂に帝王の名とありしあらん、又西洋にて所謂天帝と云ふも、我國の造化の神を言傳へたるあらん、然らば即洋の東西を問はず、靈妙ある造化の神ありしは、一定の議と謂ふ可し、已に靈妙なる神ある以上は、諸冊の二尊、天照皇大神、素盞雄命等、靈妙にあらずといふを得んや、是等の諸神は、皇室の太祖と仰ぎ、國民の起源となり玉ふ神にして、上下一般尊奉するは、古來の定制にして、當時現に行はるゝに非ざるや、然るを今吾人と同一ある人種ありとし、又は外邦漢民の人種ありとせし、皇系爲めに光輝を添へ、國體爲めに尊嚴を加ふるか、嗚呼田口氏よ少しく放言を謹めよ、口は是災の門、只氏一身の災のみならず、遂

には國家の妖孽とあらん、余前に史海孝謙の條を見るに、帝を指して、惡婆云々の語ある、よし人意を推察し書けるにもせよ、惡婆とい何事や、今日如何程下等社會の話もせよ、此の如きはあるまじし、況んや天皇の御所爲に付評論しまつるをや、田口氏よ會社に自ら禮節秩序ありて存せり、是非曲直を論ずる、必しも詭言惡語を用ひざるべし、然れども之れ史海の賣るゝ所以なりと云ふ者あらば、吾輩亦再ひ言を用ひざるなり、

(八)「平田等か靈の眞柱の説は、耶穌の三位一体の説に類し、又水戸の義公は大日本史を著し、神異不測の語を以て、造化諸神を抹殺せり、然れは諸氏か皇室の尊嚴を損し、國体の秩序を紊亂すと云ふは、恐らく久米氏に非をして、水戸義公にあるか」

靈の眞柱の耶穌に似たりとい、例の青眼鏡を以て見しあらん、何ぞかれは眞柱の説たる、古傳により、造化の効を説き、人必を靈魂あり、其歸着を定めざるべからずとの主意を述べしなれは、三位一体をど、西洋臭き處何よありや、請ふ田口氏よ、青眼鏡を脱し仔細に熟讀せよ、請ふ天下の諸士、靈の眞柱を讀み、其思想を確め、田口氏の爲めに欺かるゝ勿れ、又義公か神異不測を以て、造化神を抹殺し、國祖とする所の諸神の名をさへ不明ならしめられたれば、其實久米氏に非をして義公にありと云ひ、靈の眞柱を擔ぎ出し、大日本史を引張り、よき荷担人を得たりと思ふへけれど、不知其荷担人か忽ち戈を翻し、氏



か呼吸を止め氏をして復云ふこと能はざらむることを、今詳に之を論せん、氏よ先づ義公の人となりをしれりや、義公の史に於ける如何ある點に向ひ、尤も注意せられたるを知れりや、義公か君臣上下の分を正し、忠邪淑慝の跡を明にし、道義を重し、風教を植つるに、汲々たりしこと、世間如何ある曲筆者も、如何ある僻説家も、打消をこと能はざるべし、此君臣、忠邪、道義、風教の四の者を、腦裏に收め、筆を起し乍ら、如何にして國体を損し、皇威を汚すべきことを書き得らるゝや、否やは問はせしめて明了あるべし、只神異不測の四語を以て、強く氏の仲間に入れんとせざるも、世豈に之を許さんや、夫れ神威不測とい、天神之盛徳大業、載在古典者、大抵神異不測、固難以常理論、然蓋皆天地以來相傳之説、決不容疑、とあるか如く、只常人の私智を以て、窺ひ知る可らざるものなれ、彼是云ふにあらむと云意にして、神代を虚誕ありとして排除したるにあらず、故に又神代大要於卷首、以明皇統之所本、蓋亦欲矯夫牽強會附之弊也、又神祇氏族職官兵刑之類、凡原於太古者、悉收諸志類、則神代事實亦自見於其中、可謂盡矣、とあるか如くにて、義公の修史に意を用ゆるの深くして、國家に對して深切あること感佩の至りあらむや、尙又會澤翁の及門遺稿にも、藤田一正先生の言行を述ふる中に、先生尤重君臣之義、恒語人曰、天祖垂統、天孫繼承、奉三器以照臨宇内、皇統綿々、與天壤无究、實如天祖所命、是神州之所以冠四海萬國、天祖天孫固與天一矣、世々相襲、號天津日高騰極謂之日嗣、神天合一、與殷周配

天尙不免於與天爲二者不同矣、先生論國体、其大旨如此、蓋奉義公之遺意云、とあるに於ても、固より明了のことにて、今更云ふまでもなきことあり、久米氏田口氏等か何と云ても、足元に寄り得べきものぞ、若し氏等の如きものよして、義公の前に出しめは、如何なる辛き目に遇はんも知るへからず、うゝ義公嘗與尾紀二公、在幕府、適有撰一史請刊行者、公緝閱至於以吳太伯爲神州之始祖、大駭曰、此説出於異邦附會之妄、我正史所無也、後醍醐帝時、有一妖僧、唱斯説詔焚其書、方今文明之世、豈可使有此怪事、宜命速削之、二公左祖其議、遂停刊行、とありて、舊幕府の時、已に廢れ儒者等か皇統の始祖が、吳の太伯より出しあといふ奴がありしを、義公の方今天下太平にして、學問も進み行き、上古の歴史も炳然たる文明の世よ、此の如き妄誕なる説は、國家に大害ありとの趣旨にて、發行も停止されたるあり、然るに明治維新の文明世界の、同じく文明の書けども、皇祖を標民し、伊勢神宮を皇祖にあらずとし、賢所の天帝を祭りしものにして、傳國の御璽の其祭器ありと放言し、高論するも世人敢て怪まず、史學研究に政府の干渉するに、文明を妨碍するものなれ、放任して宜く謙遜をべしと云ふ、痴者もありて、益々好んでその説を主張するるとき、時勢といひ、文明の意義も、變れり變るものあらすや、嗚呼義公を九原より起して、再以此説を視さん、其の書を焚き、其人を逐ひ、其施す所可知のみ、余故に曰く、田口氏は好き荷擔人を求め、返て氏の呼吸を止め、氏をして云ふこと能はざらしめんと、



(九)「余か歴史を研究するに、諸氏に異なり、支那西洋の諸國盛に干戈を争ふ時に當り、東洋の一孤島、獨り神靈のある理由をけられ、國史を改良して、皇祖と國家とに忠信あるものあり、然れども余は神代の諸神を以て、カミに非らざるを云ふを、神武以后も自から神といへることあり」と不知このカの即ち治者もカミありとの義より謂はるべし、この氏か何ぞ殊更に平田等の解釋を用ひんやと云ふからも、記傳文傳に疾く云はれたるの説にして、何ぞ神代のみあらんや、今日人の上に立つもの、皆カミなりと謂はば、父の子より見れカミ、君の臣より見れカミあり、然し如何にして君父の臣子より見れカミあるか、其カミてふ語を精しく考へ見、太古神靈ある神ありて、人を生み、神子ありて、人を統治したる故に、今日迄も君臣父子の間、其語存し、且つ神は事物の源あるより、河泉の源流をも轉してカミと云い、毛髮も身体上部にある故カミと云ひしこと分り行く可し然りカミの語義を尋ねたらんは、上古神靈の神ありしことは明かあるへし、況して古史に炳然列舉せる諸神あるに於てをや、又西洋諸國にて攻撃の時代を経たるに、東洋獨り神靈のまします理由をさしとは、氏か胸中如何ある年代記を盡し、何如ある時代を以て、神人の別を立てられまか、我國人皇の初め、天孫降臨より今上に至る迄、一百二十六代にして、神武即位より二千五百五十二年を経たり而して即位前より天孫降臨までの間を通算すれば、建國より五千年近くにあらんか、此時西洋各國の如何なりしや、今より五千年以上を探

り見れば、西洋よりの開闢を去る九百年前後にして、亞當或はその子の時代あらんや、豈巴倫亞志利あらんや、尙下りて四千年とあるも、挪亞洪水の前後に當らんや、或物又は洪水を以て、人皇三世鵜鷺草葺不合尊の時代に當れりとありき、然らば此時代西洋の、滾々、滔々、一のアラ、ット山嶺を殘し、四方皆泥海となり、未だ西土人民の蕃殖せざる時代あれ、各國攻戰の起るべき理由あらんや、而して日本は己に神代を距ること二世にして東洋の一孤島のみ、神靈の神まします理由なき所か、人皇三代目の天子の御宇の頃にあらすや、愚人はいさ知らず田口氏の如き慧眼活目常に史學の研究に従事せらるるもの、久米氏等か天孫降臨は、二千四五百年前なる可しなどいひて、神武紀元よりしても、二千五百五十二年を経過したるを、見分けざる凡眼との違ひ、古史を繙き神代と人皇との區別位に定め置くからん、乞ふ、彼の古事記を撰録する時さへ、己に神武を以て卷冊を分ち、陰に誤謬の萌芽を顯し、日本紀を撰ぶに當りては漢籍流行の一層甚しく、恰も今の史學者と云ふ輩か、ギアの文明史などをか手本とし、得々然として、何も彼も西洋流義に書直すと一般、陰陽、混沌、獨化、牛酒、斧鉞、穴居、あと、多く漢史に似せて書かれたれ、全然神武を以て、神代と區別されたる誤りより、因襲の久しき、人々の非を悟らざれども、瓊々杵の命を以て、人皇の始めに置くの正當なることを發表せよ、然らずして尙久米氏の妄説に左祖し、明皇系を短縮し、以て國民の感情を損し、而て皇室に忠に、國家に愛するもの



と、揚言するを得るか、

(十) 余の古事記の解釋に於て、かく自由なる主義を有し云々と、長々辨したれども、歸する處は、古事記の信否にして、天武の計畧を經、安麻呂の手を成るも、弘文の天下を奪ひ玉へる天武、而して阿世の小人、安麻呂等の撰録にして、其原料も亦君を弑し、神道を排斥したる馬子、及聖德太子等の撰みし、舊本によしされり、一々信をへきものにあらず、故に余も天武天皇安麻呂の如く、偽を削り、實を定むるの、自由を得るものありと、論破し、而して又古事記の憑據すへきもの多しと、逃れられたるか天武帝の弘文の天下を奪ひ玉へるにもせよ、安麻呂は、阿世の小人あるにもせよ、支那、西洋の如く、異姓のもの、取りて之に代りしければ、論者の如き議論も尤もなから、共に俱に、皇胤にして與奪の際順序を違ひし迄あれば、古代の歴史、即天皇達の皇祖の履歷を、討殺遊のさるに、何の差響かある、且古事記の原料を、逆賊馬子等の撰定せしものより得たりと云ふて、陰に古史の信用を薄ふせんかため例の氏の長技にて、世人を瞞着せんとそれとも、中々盲目計りの世に非るなり、田口氏よ、自から引證せられたる、古事記の序文に、朕聞諸家之所賚、帝紀及本辭、既違正實、とありて、中臣、忌部、其他の名族よ、各傳來せる帝紀及本辭を所持せしあり、其帝紀本辭に誤謬を生せしゆへ、正しき帝紀を撰錄さるゝに付、本辭の種々錯雜せるを舊辭に合せ勘へられたるにて、故惟撰錄帝紀討殺舊辭、と云ふ

なり、馬子等の書によりしと云ふ點は、更に見ゆす、思ふに弘私記の序者と一般に、かの舊辭とある舊の一字に泥みて、直に舊事記と誤解せるあらん、況んや、其今の舊事記を以て、聖德太子馬子の手にありしものなりとなし、或は然らん杯「云ふに至りて、その不學の程思ひ知られて笑ふに堪へたり、かの舊事記の偽書なること、充分先哲の論しをかれし所ならんや、あゝ氏の推測も是に至て鑿ありと云はざるを得ず、又安麻呂が序文に、凶徒瓦解の文字あるを以て、直ちに阿世の小人ありと慢罵せり、尤も此の凶徒と云ふ文字は、余り甚たしからずやと云ふ議論もありて、弘文帝に對し相濟まぬこと、世論もあることながら、此文を以て、安麻呂一世を、直ちに阿世の小人ありとは云ひ難し、況んや、臣子君上の惡を思むもの禮あり、豈綾言評て以て直となす、田口氏輩の知る所あらんや、要するに、氏か説の馬子、聖德、安麻呂、天武と共に世の刺殺の衝を立つ人物あれば、其手より成りし者、信をへからずと云ふにあり、甚しき妄見あらんや、又氏は古史削定の自由を論せれども、人各見る處ありて、古事記の説可あるあり、日本紀の論非あるもあり、又紀中にも一書を擧たれり、正實より返て、一書の正しきもあらん、已に古史成文と云ふ者ぞら、世に出で居ることにして、かゝる削定の自由、見る人の主意による無論あり、然るも氏は從來國史家か古事記を信するは、彼の外教者かその經典を妄信する如く、一字一句も動かさること能はざる者の如く論せし、何によりかゝる僻見を抱かれしにや、且氏等



か判定は似て非なるものあり、何となれは古史を削るにあらすして、古史を壊る者あり、古史を定むるにあらすして古史を改むるものあり、何を以て之を謂ふとあれは、古史に（記紀共に）皇祖忍穗耳命は神胤あることを記せるに非をや、然るを三韓の移民ありと云ふ、是れ古史を破壊したる一あり（久米氏の論）、應神天皇は、仲哀の遺胤あること、古史の証する處あらすや、然るを武内大臣の私子ならんと不敬にも外國の訛説を引用し、皇系を紊たさんとせり、是れ古史を破壊したる二あり（田口氏の論）、又新嘗祭は、只天を祭りし者とし、天祖の降跡、二千四五百年ありとす、是れ古史を改むるの一あり（久米氏の論）、神代の神を以て吾人と同一ある人種とす、是古史を改むるの二あり（田口氏の論）、（其他種々あれども略す）、斯く古史を破壊し、古史を改造する、世人の許さざるのみあらす、抑も亦史家の本分を背くものにして、明りに臆説を逞ふし、杜撰を是れ許さば、遂には歴史の眞を失ひ、後人をして何れに適從して可あるやを、知らざらしむるに至らん噫、

（十一）「余ハ久米氏が新論を吐かるゝに當りて、神道家ハ十分之を辨駁せるなるへしと思ひの外、單に國家の秩序を紊亂するものあり、皇室の威嚴を損ざるものなり、大學教授に不適任あり位のことにて感服し不能」と、云はれたれども、余輩が久米氏を訪ひ問答したる際に、久米氏の書にも、「五時間の辨論しても」とあるか如く一々に自己の信する事實を擧げて質問したるあり、然るを只單に皇室

の尊嚴を汚し、國体を紊ると云ふと雖ども、久米氏ハそれ程の愚物に非ず、直ちに取消を出す理由あらんや、且大學教授不適任のことハ、氏等も感佩し居らるゝ、彼の教育上の勅語に、忠孝を主と爲し玉ふ聖旨を奉戴し、職を帝國大學に奉じ、三千の子弟を教授しあから、斯る異論邪説を吐きては、言行二途に出で、身は聖旨を奉戴しあがら、心は己に天祖を無にし、祿は日本に食むとも、魂ハ洋教に歸せり、苟も彼の考証にして是ならんか、一日も大學に居るべからず、其大學に奉職せるときは、彼の考證非あらざるべからず、夫子此に一居らざるべからず（耳の痛き人も澤山あるべし）、故に余輩は久米氏を訪問したるよ、取消の挨拶確定せず、何れ學者仲間の機子を聞きなど云居りしかば、寧ろ政府の意見如何を問ふに如かずと決し、宮内各省を歴問して、自己の意見も述べ、政府の意見も問ひしまでにして、其探ると不探ると、余輩の知る所にあらす、吾輩豈久米氏に非職を命せんや、然るを氏ハ余輩を責むるに尸祝樽俎の四語を以てせ、豈見嘗違ふらすや、莊子の所謂、庖人雖不治庖、尸祝越樽俎而代之、とハ職司あるものを云ふあり、余輩國民ハ職司あるものにあらず、又決して神道者とか云ふものもあらず、故に國家の爲め利益ある者ハ之を援け、害毒あるものハ之を斥く、余輩て之を古人に聞く、曰く君を弑するの賊ハ、人々之を誅するを得と、是れ國民の本分のよ、若し氏の言の如くんば、人の火を放つを見ても他に告げる能はず、物を盗むを知るも言ふ能はず、人民相互の救助は、遂に其道を斷つに至らん、且世間萬



般の事業に付、上書、建白、請願等の類も自己に關係せし件に非ずして、悉く尸祝樽俎の部類に編入さるゝときは誰か再び利害を言ふ者あらん、田口氏より少しく胸宇を濶大おし、放火、泥棒及國家に不利なること、又ハ人の子を賊して、仁義に害すものあとを發見せむ、御互に救護の道ハ取り度者にあらすや、(十二)「余ハ久米氏と徹頭徹尾意見を同ふせむ」と云へとも、氏はかの史海の前後に序して何と言ひしぞ、久米氏ハ他の議論をれハ兎も角、かの考證一篇に付、今とありてハ何處迄も意見を同ふせるにあらざると、受取れぬ話にして、國家萬一の場合には、瘡腕ありとも人後に落ちると、放言されし勇氣に似を頗る卑怯といふへし、氏か之を珍とし、之を寶とし、大に天下を估りたるは、明に世人の知る所あり、氏も随分厚顔あるか否、又久米氏の新論を叩き、古史を討究するハ、天下の大快事ありといへり、然り余も亦實に天下の一大怪事ありと信せること、以上に辨論したるか如し、而して博識なる久米氏、高才ある田口氏、之を筆にし、之を口にし、覲として顧みざるは、抑亦何等の舉動をや、嗚呼國体の秩序を紊亂し、皇室の尊嚴を毀損する、之より甚しきハ非るべし、然るに尙余輩を目するに、西洋千六百年代のローマ教徒を以てし、自から期するに耶蘇新教者を以てせ、知らず法皇とやらに該當するハ如何なる人ぞ、是れ暗々裏に厭制亂虐の雲影を捕捉し來りて、九重の天を汚し、人をして疑懼の念を懷かしむるの間に、自説の餘地を作らんとする下心ハ非るなきか、氏よ氏ハ先に耶蘇教信徒ハ非ざる旨を辨解し

乍ら、何か故に千六百年代を引證するの必要ある、氏も單純なる帝國臣民にして、余も亦共に宗教外に立つ帝國臣民あり、同じく帝國臣民ハ史學の見解に於て、意見を異にしたりとて、爭亂の起る可き筈あり、昔後醍醐帝妖僧を逐ひその書を焚き(ハの段參看)、水戸義公腐儒を叱し其説を止む(全上參看)、決してその命に背くものなく、之か爲反抗して、佛者の兵を擧げ、儒者の亂を企てしを聞かす、田口氏の此説あるその意知る可く、而して其異端たるハ遂に免かる能はざるあり、嗚呼氏よ古史研究の自由を唱へ、古史の削定を隨意よせんと欲せり、須らく氏の眼を清め、氏の胸を澄まし、氏か心を公平にし天神の子孫とし、日本の臣民として、古史を讀め、古史を讀みて而して古史の性質を知るあらハ、庶幾くハ大に覺知せる所あらん乎、

以上論する所、事國体に關し、言 皇室に及ぶ、吾輩狼りに言ふを欲せず、而して久米氏已に黙するも、田口氏尙戰を挑まる、武士の榮譽あり、豈之ハ應せざるを得んや、吾輩力の及ぶ丈、筆の續かん限り、之と鏖戦否亦筆戦せんと欲するなり、然れども吾輩退て考ふるに、吾邦二十年來急進の勢に乗じ、本末輕重の別を辨へき、明りに法律箴制を西洋に摸せしかば、教育の根柢未だ定まらざるに、外教先づ入て民心を益し、道義心ハ根ざさず、風教地を拂て空し、宿儒先輩、亦阿諛迎合す、忠臣兒島高德を筆殺し、孝子楠正行を墨傷し、以て得々たるか如きものあり、邪説を吐く何ぞ獨り久米氏のみあらん、異論を



好む何そ獨り田口氏のみあらんや、今にして能く其教育の方針を改めせん、其禍毒の稔る日一日より甚たしく、其極途よ云ふへからざるに至らん、在位の君子少しく顧慮をる所われ、(經國拔錄)

### 神道者諸氏ニ告グノ妄ヲ辨ス

深 江 遠 廣

去ル二十三日ノ諸新聞及廿八日發兌ノ史海第十號ニ掲載セシ、神道者諸氏ニ告グト題シタル、田口卯吉氏ノ論文ヲ見ルニ當リテ奇怪ノ言アルヲ覺ユ、之レヲ熟讀スルニ甚々妄論過言甚ナカラズ、就中上古史ヲ抹殺シ、先皇天武天皇ニ對シテ不敬ノ言ヲナセルガ如キニ至リテハ、苟モ大日本帝國ノ一民トシテ看過スルニ忍ヒサルナリ、依テ一々其ノ文ヲ摘出シテ筆誅ヲ加ヘムトス

久米邦武氏が「神道ハ祭天の古俗」と題してものせられたる一文ハ實に古人未發の意見にして余の最も敬服せし所ありき是を以て余は之を我史海に掲載し世人をして成るべく之を一讀せしめんことを欲し特に神道者諸氏をして熟讀の上之に對して其意見を表白せしめんことを望めり然る所以のものは何ぞ余ハ我邦神代の諸事ハ尙ほ學士に向ひて十分に研究の余地を存するありと認められたるあり余ハ我邦に於て神代の諸事を綿密ニ研究せるものは神道者に多しと推定したればあり、

此クノ如ク冒頭ヲ置ケルヲ想フニ、一旦取消タルノミナラズ、治安ニ妨害アリトシテ發賣ヲ禁ゼラレタ

ル久米氏ノ牽強附會ナル妄說ヲ墨守シ、尙之レヲ主張セムト心認シツ、モ、假リニ遁辭ヲ設ケテ神道者諸氏ノ表白ヲ望ミマシ如ク言ヒナシタリ、然レドモ久米氏ノ妄說ヲシテ世間ニ傳播セシメム爲メナリシコトハ、我ガ史海に掲載し世人をして成るべく之を一讀せしめんことを欲し云々、ト云ヘルニテ明かり、又氏が神道者ト指セルハ孰レヲ指セルニカ、遽ニ解スル能ハスト雖モ、暫ク神官及神道教師ヲ指セルモノト假定スルモ亦解セザルモノアリ、何トナレバ國家經緯ノ歴史ヲシテ神道者ニ表白セシメムト望ムヨリハ、寧ロ國史専門ノ識者ニ質スニ如カザレバナリ

此點に於て余ハ先づ辨明せざるべからざる一事あり余ハ耶蘇教信者にあらざること是有り余ハ嘗て信者ノ一人ありしことあり然れども數年前に於て既に退會したり故に余は異宗の故を以て神道を敵視し之を破壊せんと欲するものなりとの邪推ハ切に御免を蒙らざるべからず然るを況んや皇室の尊嚴を打破し奉らんとするの邪推に於てを余と雖も憚りながら日本國の一民あり國家萬一の場合よ於てハ瘡腕たりとも國家の干城たるに於て未だ必らずしも神道者諸氏の後にあらざることヲ期するものなり憚りながら余輩武夫ハ斯る場合に於ては往時の神道者流ガ天神地祇を祭りて怨敵退散を祈りしが如き方法を以て忠義の極意と認めざるものなり余ハ久米氏も必そ此點に於ては余と同一の人あることを保證するものあり余ハ久米氏の文に於て一點も神道を敵視したるの意志を發見せず又久米氏の位地と從



來の履歴とに徴するに氏ハ斷して皇室に對し不敬の文字の陳列せるの意志あるものにあらざるを知るあり嗚呼豈久米氏のみならんや此の如き愚見ハ今日に當りて日本國中第一等の癡狂者を誘ひ來るものを筆にするものあらんや

此ノ一段ハ、要スルニ田口氏自ラ一度ハ耶蘇教信者アリシモ今ハ然ラズト申辭シ、并ニ久米氏ハ皇室ニ對シ不敬ナル人ニ非ズ、ト(此ノコトハ下ニ辨スベシ)辯護スルニアリ、田口氏一度ハ誤リテ耶蘇教信徒アリシモ、脱宗シテ皇國ノ良民トナリタルハ洵ニ好スベシ、又瘠腕ヲ以テ國家ノ干城トナリ、神道者ノ後ニ就カザラムト云フ、亦稱スベシ、然シナガラ吾儕ハ田口氏ガ耶蘇教信徒タルヲ知り、其ノ故ヲ以テ久米氏ノ妄説ヲ信シ、史海ニ掲載シ、以テ神道者ヲ敬視セリト邪推シテ云フ人アルヲ聞カズ、斯ノ如キハ田口氏自ラ往事ヲ自首否懺悔シタルナリトモ謂フベケレド、却テ先入師トナリテ祭天古俗説ヲ信シ、之レヲ世ニ擴メントセシニアリトノ誹リヲ惹起ス階梯トナルモノナリ、

又往時の神道者流が天神地祇を祭りて怨敵退散を祈りしが如く云々トハ、是レ何ト云フコトツヤ神武天皇ノ東征、崇神天皇ノ除厲、神功皇后ノ遠征、將門純友ノ謀反、蒙古襲來ノ時(其他固ヨリ多シ)ノ如キハ、當時ノ天皇御親ヲ祭典ヲ行ヒ、或ハ奉幣使ヲ派遣シ玉ヒシ等、皆朝家ノ例典ニシテ、神官其ノ式ニ預カルハ即チ職務ナリ、何ア國家ノ典故ヲ云ヒ腐タサムトスルノ甚シキヤ、又國家事あるときハ神官諸

氏の後にあらざるを期す、と云ヘルハ氏自ラ斷言セルヲ以テ、他人之レヲ疑フノ必要ナシ、然レドモ神官其ノ人ノ中ニモ自ラ人アルベシ、見ヨ維新前後ヲ看ヨ、家ヲ忘レ身ヲ棄テ尊王ノ大義ヲ固ク守リ國家ニ盡シタリシ人ハ、本居平田兩家ノ門人、及ヒ其ノ學風ヲ慕ヘル人ニ多シ、神官ニテハ尊攘ノ魁トモ聞フベキ眞木和泉氏ヲ始シメ、其ノ他幾人ナルヲ知ラズ、中ニハ存シテ今日高位高官ニ居ル人モアルニ非ズヤ、氏ガ云フ所ノ往時ノ神道者ハ、其レ斯クノ如シ、

又久米氏の文に於て一點も神道を敬視したるの意志を發見せず、ト云ヒシモ辯護ノ意旨通ラズ、何トナレバ田口氏ノミ發見セザルモ、世人皆發見シ居レバナリ、

但シ其ノ發見セザル旨ノ論說ナケレバ、今辯スル限リニアラズ、

唯々問題は日本古代の歴史の研究ハ今日の儘に放擲して可なるやと云ふことは是なり本居平田等が古事付けたる解釋(或る反對者が余を評したる語を借用す)の他に今日の人民ハ新説を出さへからざるや否や是あり新説を出せば皇室に不敬あるや否や是あり嗚呼余は之を信せざるなり「余ハ固ク信を日本人民ハ隨意ニ古史を研究せるの自由を有することを」余ハ固ク信を隨意に古史を研究せるも皇室に對し不敬に涉らざることを「余ハ固ク信を神代の諸神は靈妙ある神靈とあらすして吾人と同一ある人種即ち飯も喰ひ水も飲み踊りも踊り夢も見玉へるものとあるも決して國躰を紊亂せるものにあらざることを



を「余の固く信ず皇室を敬し國家を愛するの氣は彼の本居平田等れ如く單に古事記の語義を尋思して研究せるよりも廣く人種風俗言語器物等に就いて研究せるの間に於て盛に發揮せべきことを」余の固く信ぜ平田等が靈の眞柱に於て述ふる所の造化三神の説は耶蘇の三位一體の説に類し吾人をして信せしむるに足らざることを

此ノ段ニ於テ氏が固ク信スル者五ツ、第一第二ハ古史研究自由説、第三ハ無神説、第四ハ進化論、第五ハ外教者が皇國ノ古傳ヲ破ラントスル口癖ナリ、而シテ此ノ問題トスル所ノ歴史ノ研究ハ今日モ後世モ忽ニスベカラス云云ト云ヘルハ、勿論然ル可キコトナリ、然レドモ今日ノ思想ヲ以テ古ヲ推量シ、自己ノ想像ヲ以テ古史ノ見解ヲナサントスルガ如キハ、到底古史ノ蘊奧ヲ見出得ベキモノニアラズ、必スヤ古史ノ本文ニ據リテ、其ノ解釋ヲナスベキ者ナリ、豈古史ノ文意ヲ擲棄シテ、肆ニ想像説ヲナスベキモノナラムヤ、之レニ反シテ本文ヲ棄テ、自由自儘ノ説ヲナストキハ、國粹ヲ亂シ典故ヲ破リ、終ニ皇室ノ尊嚴ヲ毀損スルニ至ラムコト必然ナリ是レ我カ國ノ歴史ハ、皇祖皇宗ノ國ヲ肇メ德ヲ樹テ給ヒシ所ノ事實ヲ録シタル御記録ナレバナリ、我カ國ノ歴史ハ皇室ノ御系譜帝典聖謨ノアル寶典ナレバナリ、故ニ本居平田ノ兩大人ハ、此ノ御系譜帝典聖謨ヲ本トシ、其ノ他ノ記録家牒ヲ徵シ、我カ日本人民ハ皆神胤ニシテ、決シテ紅毛白色人ト同一ナラザルヲ見認メ、日本ノ風俗ハ、決シテ革命國及ヒ集合民種國ノ人

民ト異ニシテ、神代以來萬世ノ後マデモ動カス可ラザルノ良俗タルヲ説明シ、日本ノ言語ハ、天地自然ノ正音ニシテ、彼ノ鳥獸絲竹ノ音聲ノ如キ他邦ノ音韻ト異ナル所以ヲ論究シ、其ノ他事々物々ニ附ケテ考証シ、吾ガ皇國ノ學術ヲ擴メ、以テ皇室ノ尊嚴ヲ稱揚シ、國粹ノ萬國ニ比類ナキヲ宣揚セラレタリ、其ノ大事ニ於ケル忠節ノ功ハ、實ニ弓矢ニ於ケル忠臣ノ功ニ劣ラザルコト、具眼ノ人ノ能ク知ル所ニシテ、今日モ後世ニ至ルモ、此ノ大人等ノ庇蔭ニ因ラサレバ、國典ヲ窺フコトハ覺束ナキナリ、第三第四ノ無神説ノ如キハ、我カ國典ヲ研究スルニ於テ、毫モ益アルニアラズ、若シ其ノ所以ヲ聞カムト欲セバ來リ問ヘ、直ナニ答フル所アルベシ、第五氏が靈の眞柱ノ片端ヲ見、古事記ノ上卷ヲ覽シタル位ノ論旨ヲ出シタリトテ、決シテ人ハ感心セザルハ勿論、却テ其ノ學問ノ淺薄ナルヲ誹ルノミ、又造化三神の説は耶蘇の三位一體の説に類し云々、此ハ又何ト心得ルニカ、吾ガ古典ニ於ケル、古事記日本紀皆天御中主神、高皇產靈神、神產靈神ト判然タル三神ニシテ、三位一體等ノ如キ紛シキコトハナキニアラズヤ、見よや彼の水戸の義公が古史を隨意に研究したるを見よや思ふよ公の皇室を重んじ國家を愛したること、どの神道者諸氏の沿く首肯せる所あらん然りと雖も公ハ大日本史よ於て神道者諸氏が最も尊信する所の神代史を抹殺し去りしにあらざるや其神武天皇紀中に神代の事を記する所ありと雖も造化三神も國常立尊も神異不測の四語を以て抹殺せられたるにあらざるや今神道者諸氏が久米氏を責むるを見るに曰く



天御中主神以後一連綿たる皇統も架空の説に歸すべきなりと然れを大日本史が全く之を抹殺し去れる  
 の如何假令想像なりと雖も自ら信すべき部分を執りて之を記するは尙信用を存せし神異不測として  
 抹殺するに至りては復諸氏が國祖とする所の神名をだに知るべからず諸氏之を何と云ふや諸氏が皇室  
 の尊嚴を損し國牀の秩序を紊亂すと云ふに恐くバ久米氏にわらずして水戸義公にわらざる乎

此ノ一段ハ、大日本史ニ神代ヲ畧セラレタルヲ以テ本據トシ、光國卿ヲ後循ニ備ヘ、而シテ久米氏ヲ賈  
 ルハ義公ヲ賈ルト云ヒナシテ、久米氏ノ辯護、及自己ノ神代抹殺論ヲ試ミタルニアリ、然レドモ余ハ固  
 ク信ス、義公ハ決シテ後循ニナラザルコトヲ、余ハ固ク信ス久米氏ノ辯護ノ道立ザルコトヲ、余ハ固ク  
 信ス自己ノ神代抹殺論ノ意旨通ラザルコトヲ、何トナレハ義公ハ漢學者ノ外ニ他ノ學者ナキ世ニ當リテ  
 我國ニハ神道(陰陽ゴママゼノ神主者流ニ非ス即チ天祖ノ遺訓ヲ云フ)アルヲ固ク守リ、人道細目ノ名  
 義ノ如キハ漢土ノ五倫五常ヲ用ヒ、以テ道ト云ヘバ漢土ノ外ニナキ思フナス所ノ漢學者ヲ矯正シ、又  
 扶桑拾葉集ヲ撰ミテ國文ヲ興シ、禮儀類典ヲ編ミテ國禮ヲ重シ、大日本史ニハ神代ノコトヲ略シタルモ、  
 神祇志ヲ編ミテ大ニ神祇ヲ尊敬セラレタルナリ、但其ノ神祇志ハ未ダ上梓ナラサルヲ以テ知ラズト云  
 ハハサモアラバアレ、輯史始末ノ如キハ既ニ印本アリ、就テ見ルトキハ神代ノ事ハ明カニ知ラル、モノ  
 ヲ、又其ノ水戸風ノ神道ヲ重シ、敬神ニ厚キコトハ、藤田會澤兩氏ノ著書等ヲ見テモ知ルベシ、殊ニ水

戸學派ニ於テハ、漢語ナガラモ伊勢神宮ヲ太廟ト稱シ、無二ノ尊敬ヲナセリ、決シテ久米氏ノ天照大神  
 ヲ祭リタルニアラズ、空蒼ノ天ヲ祭ル所ナリ、ト云ヘルガ如キ説ノ後循ニハナラザルナリ、然ルヲ彼ノ  
 義公ヲ後循ニ賴ミテ、神代抹殺論ヲ試ミ、及ヒ無神説ヲ再ヒ取り出サムトスルハ、恰モ戰場ニ於テ、己  
 ガ糧道ヲ斷チ居ル所ノ敵兵ヲ見テ、味方ノ將ナリト思フガ如シ、嗚呼又愚ト謂ハズシテ何トカ謂フベ  
 キ、

又天御中主神以後皇統一系連綿ト云フコトハ、獨リ神道者ガ云フノミニアラズ、何トナレバ高皇產靈尊  
 ハ即チ皇祖ニ坐セルコトハ、日本紀ニ明文アリ、又尊ハ天御中主神ノ御子ニ坐スコトモ史乘ニアリ、而  
 シテ日本後紀ヲ拜讀スルニ、太同四年二月辛亥<sup>五</sup>日勅ニ曰ク、倭漢惣歷帝譜圖、天御中主尊標爲始祖、至  
 魯王、吳王、高麗王、漢高祖命等、接其後裔、倭漢雜糅敢垢天宗、愚民迷執、輒謂實錄宜諸司官人等所  
 藏皆進若有挾情隱匿、乖旨不進者、事覺之日、必處重科、ト斯ノ如ク國家ノ正史先皇ノ詔勅アルヲモ憚  
 ラズ、妄言ヲ逞クシテ天宗ヲ垢シ奉ラムトスル、大不敬モ亦甚シキ哉、

余輩は古事記の解釋に於て斯く自由ある主義を有せるのみならず古事記其物の本文と雖も字々句々皆  
 其眞事實を記せるものありとは信する能はざるあり此點に於てハ余ハ先づ神道者諸氏に向ひ古事記の  
 編輯如何にして成りしやを述べざるべからず是れ古事記の序文を研究するに如くなし曰く



於是天皇詔之、朕聞諸家之所賚帝紀及本辭、既違正實、多加虛僞、當今之時不改其失、未經幾年、其旨欲滅、故惟撰錄帝紀、討覈舊辭、削僞定實、欲流後葉、時有舍人、姓稗田名阿禮、年是廿八、爲人聰明度目誦口拂耳勤心、即勅語阿禮、令誦習帝皇日繼、及先代舊辭、然運移世異、未行其事矣、伏惟皇帝陛下、得一光宅、通三亭育、(中略)於焉惜舊辭之誤忤、正先紀之謬錯、以和銅四年九月十八日、詔臣安萬侶、撰錄稗田阿禮所誦之勅語舊辭、以獻上者云々

此文を熟視せば一ハ以て古事記の成る所以を知るべく一ハ以て古事記に對して幾何の信用を置きて可あるやを知るべし

天武天皇ノ敕語ニ成レル古史モ信スル能ハスト云ハハソレ迄ノ事ナリ、然シ之レヲ眞ニ研究セムト欲セハ、國史専門ノ識者ニ就キテ研究スベシ、何ゾ國史ヲ神道者ノ特有物視シテ、獨リ神道者ニ問フノ要アラムヤ、固ヨリ此ノ序文ヲ熟讀スルトキハ、古事記ノ成ル所以ヲ知ラン、且古事記ノ信用ヲ置クベキ書ナルコトヲモ知ラル、ナリ、本序ノ見解ニ就テハ猶下ニ云フベシ、

蓋我邦に於てハ皇室を始め朝廷名族の諸氏に於て皆知るべからざるの古代より口々に相傳へたる舊辭ありしなり推古天皇の二十八年に至り聖德太子は蘇我馬子と共に天皇紀及び國紀臣紀連伴國造百八十部并公民等の本紀を錄し玉へり是れ蓋し皇室及諸家ニ傳へたる舊辭ニ因りて之を輯録したるあり記者

曰く是れ即ち今日傳ふる所の舊事記ありと或は然らん去れば是より以後一方にハ漢文にて綴れる歴史あり一方にハ口々々傳へたる舊辭ありしあり天武天皇は則ち其口々に傳へたる舊辭を訂正撰錄せんと企て玉へるなり天皇の敕に見るに或は曰く既に正實ニ違ふと或ハ曰く僞を削り實を定むと當時舊辭の紊亂志たりしを知るべし夫れ聖德太子蘇我馬子の時より以後既に一方に漢文の歴史あり然るに尙虛僞を傳へたり然らば則ち知るべからざるの古代より聖德太子及馬子の時に至るまで口々相傳へたる舊辭に虛僞なきことを保證し得べきや否や且又聖德太子と馬子との果して正當なる歴史眼を備へたるものありしや否や

舊事記ノコトハ、百年前ノ昔ヨリ定説アレバ、謂フベキ所ナシ、今猶之レヲ言フハ謂ユルムタロナリ、(西行生ノ歌詞ヲ借ル)古事記序文ノ見解ニ至リテハ、認見誤解言フニ足ラズ、蓋シ意アリテ強言シタル歟、或ハ遽ニ一見シテ之レニ推測ヲ下シタル歟ナルベシ、依テ他ノ古文ヲ徵証シ、本序ノ意ヲ明ニシテ其ノ蒙ヲ啓カム、

日本紀弘仁初度私記云、飛鳥岡本宮朝(皇極天皇)皇太子大好漢風而訖、難波長柄宮朝、(孝德天皇)後岡本宮朝、(齊明天皇)近江大津宮朝(天智天皇)四代之間、文人學士各競、而帝紀國紀、及諸家記、氏々系譜等、以漢字漫翻譯之、加私意誣人殆欲絕先代舊辭本意、於是淨見原天皇(天武天皇)慈滅其正實、更勅



語舊辭、而欲傳于後葉矣、雖然譯文橫流史面全不能闕之、トアリ、以テ古事記序文ニ照ラシ合スル時ハ當時ノ狀況明ニ知ラル、ナリ、心ヲ平ニシテ文人學士各競而帝紀國記及諸家記氏々系譜等以漢學浸繹譯之加私意、トアルヲ見ヨ、帝紀以下及諸家ノ記錄等、神代ヨリ國字ヲ以テ書セル者アリ、阿直岐、王仁以來、漢字ニテ祝詞宣命ノ書式ノ如キ書モアリシナリ、然ルヲ當時ノ文人學士カ、漢字ヲ以テ漫リニ翻譯シ、漢文潤飾ヲ添ヘタル故ニ、諸家ノ書タル所ノ帝紀及本辭ハ正實ニ違ヒ虛偽ヲ加フルニ至リシニアラズヤ、而シテ其ノ國字ハカナ字ニシテ即チ神字ナリ、抑々カナハカムナヲ中世ニカンナト呼ビ、後世ニハ縮メテカナト呼ビタルニテ、決シテ假字ト云フコトニハ非ルナリ、其ハ和氣公ヨリ男廣世ニ傳ヘ、廣世又明法博士贖岐朝臣永直ニ傳ヘ、而シテ天長九年ニ至リテ、藤原長良之レヲ贖寫シ、私ニ本辭秘抄ト名ツケタル書アリ、之レヲ見ルニ古字元音圖ノ下ニ曰ク、古字有二種各五十、曰可美那、曰萬爾那、可美那者神字、則神製之用字、萬爾那者兆字、則太占之兆文、ト又比良賀那ノ下ニ曰ク、神字兆文相混用者、ト又加多賀那ノ下ニ曰ク、通用字之變舛也、□□讀漢字之用俗呼之云加多賀那、ト而シテ比良賀那加多賀那等、皆古字ヨリ出デ又今ノ平假名片假名トナレル狀明カニ見エタリ、然レバ則帝紀以下諸記錄モ國字ノ書アリシコト著明ナリ、何ソ口々ニ傳ヘタルノミナラムヤ、是ニ於テ天武天皇ハ、國字ノ帝紀及舊記辭錄ヲ集メ玉ヒ、之レヲ本據トシテ、其ノ漢字ニ翻譯シ、及ヒ私意ヲ加ヘタル所ノ偽ヲ削リ訂正

シ玉ヘルナリ、何ノ疑フコトカアル、又聖德太子と馬子とは、果して正當なる歴史眼を備へたるものなりしや否や、ト疑ヘドモ、氏ガ歴史眼ト云フハ、如何ナル眼ヲ指スニヤ、近頃五十年來始マレル分析的既史眼ヲ以テ、千三百年以前ノ歴史眼人物ヲ評スルモ亦余ノコトナリ、馬子ノ學才ハ扱置キ太子ノ如キハ其ノ學才最モ著キモノヲヤ

然り而して天武天皇ハ討賊舊辭とあれバ此等の歴史及諸家の口誦を討駁して口つから釋田阿禮に教ヘ玉へるあり天武天皇の討賊ハ果して一々其當を得たりとせざるも釋田阿禮が此敕語舊辭を天皇より承りてより和銅四年ニ至るまで二十余年を経たり一字一句能く忘却することおかりしや否や然り而して太安曆亦之を撰録すと云へば多少取捨せしあるべし殊に其序文中左の文あり曰く亦於姓日下謂玖沙訶於名帶字謂多羅斯如此之類隨本不改ト然らハ則ち古事記撰録の時亦舊本に據りしあり其舊本とは必モ聖德太子馬子等の撰録せしものあらざるべからず

疑心ヲ以テ、自身が肉眼ニ見サルコトヲ疑フトナラバ、一ツトシテ信スルコトナカルベシ、抑々天武天皇ハ、推古天皇、孝德天皇、天智天皇ノ朝ニ、文物典章專ラ隋唐ニ摸シ、彼ノ德仁禮信義智辨ノ字ヲ以テ制シ給ヘル所ノ冠位ヲ改メテ、明淨正直勤務進進ノ國語トナシ、大ト廣トヲ添ヘテ各二階トナシ玉ヘリ、(近世ニ於テ位階ノ正字ヲオホキト訓ミ、從字ヲヒロキト訓ムモ皆天武天皇ノ制シ玉ヘル大廣ノ訓ノ



遺レルナリ)斯クノ如キ國粹保存ノ聖意ヲ以テ、博ク舊記ヲ集メ、以テ討覈シ玉ヘルヲ、何ゾ今日ニ至リテ疑フコトカ之レアラム、又稗田氏一タヒ目ニ度レバ口ニ誦ミ、耳ニ拂レバ心ニ勸ルス程ノ聰明ニシテ、勅語ヲ暗誦シタル上ハ、其ノ撰アルマデハ、必ス後誦モシタルナルベシ、假二十年ヲ經ルトモ忘却スルコトアラムヤ、又安萬侶朝臣の取捨せしなるべし、ト云ヘルハ甚ダ不當ノ見解ナリ、朝臣ハ舊辭ノ意ニ違ハザル漢字ヲ埋當ムトテ、苦慮セラレタル趣キナリ、其ハ同序ニ上古之詩、言意並朴、敷文構句、於字即難、已因訓述者、詞不逮心、全以音運者、事趣更長、ナドアルニテ知ルベシ、依テ朝臣ハ、天武天皇ノ集蒐シ玉ヘル材料、及天皇ノ十年川島皇子以下十二人ニ敕シテ、帝紀及上古諸事ヲ規定セシムトアル、其ノ本等ニ依リテ、用字ノ穿鑿ヲ爲ラレタルナリ、故ニ日下、帶等ノ姓ニ用ル字ハ、既ニ習慣トナリテ、後世ニ於テ誤ルベクモアラサルヲ認メテ用ヰラレタルモ、猶丁寧反覆ニ、奏上文中ニ説明セラレタリ、實ニ古人ノ意ヲ用ヒシコト、其レ此ノ如シ、又其舊本とは必キ聖德太子等の撰録せしものからざるべからず、トハ亦モノ知ラヌ云ヒザマナリ、氏ハ太子等ノ撰録ノミヲ知リテ、他ノ撰録ハ知ラザルニヤ、イデ他ニ撰録アリシコトヲ示サム、太子ノ時ヨリ凡ソ二百年前、即チ履仲天皇四年紀ニ曰ク、秋八月、始之於諸國置國史記言事、トアリ、是レハ諸國ノ事ナルモ、朝廷ニハ阿直岐王仁阿知使主ナドアリテ、古代ノ事ヨリ當時ノ事ヲモ記サセ給ヒシナルベシ、即チ古語拾遺ニ同御代ノ段ニ、令阿知使主與

百濟博士王仁記其出納トアルニテ推知スベシ、又天武天皇十年紀曰ク、三月丙戌天皇御于大極殿、以詔川島皇子忍壁皇子、廣瀨王、桑田王、三野王、大錦下上毛野三千、小錦中忌部連首、小錦下阿曇運稻敷、難波連大形、大山中中臣連大島、大山下平群臣首、令記定帝紀及上古諸事、大島子首親執筆以錄焉、トアリテ、畏クモ敕撰ノ史アリ、又天皇ノ舊辭ヲ討覈シ玉ヘルトキハ、此ノ十二人皇子及重臣等ハ、必ス御相談ニ列シタルナルベシ、又持統天皇五年紀ニ曰、八月己亥朔辛亥、詔十八代、(大三輪省部石上藤原石川巨勢膳部春日上毛野大伴紀阿部佐伯采女穗積阿曇平群羽田)上進其祖等纂記、トアリ、以上ノ史等は皆養老マテ傳ハリテ、日本紀編輯ノ材料トナレル者ナリ、嗟呼田口氏ハ馬子等ノ撰ノミヲ知リテ、是等ノ事ハ知ラサルニヤ、笑フベシ、

而して安曆の史論に至りては余ハ最も不賛成を表せる者あり夫れ壬申の一亂ハ事情實に錯雜すと雖も弘文既ふ即位し玉ひし後に至りて天皇武兵を興して之を殺し天位に即さ玉びしを見れば其正非知るべきのみ然るに安曆ハ此變を記して曰く

杖矛擊威猛士烟起絳旗耀兵凶徒瓦解

と云へり夫れ正統の天子弘文の官軍を稱して凶徒と云ふ是れ實に阿世の小人あり吾人何ぞ之を筆誅せざるを得んや之に因りて之を思へば古事記の原料ハ第一其君を殺し奉り且つ神道を排斥したる蘇我



馬子と之を傍觀し玉へる聖德太子の撰録を經第二に一たひ剃髮して沙門となり次きて弘文の天下を奪ひ玉へる天武天皇の討數を經而して阿世の小人安曆の撰録に成るものと云はざるべからず

壬申ノ亂ノ事ハ、大日本史及伴信友翁ノ長等の山風ニ細説アリ、何ソムマ口ヲ要セム、又安萬侶朝臣ノ史論ハ、當時輿論ナリ、看ヨ日本紀ヲ睹ヨ、古事記ノ撰ヨリ僅ニ八年、即養老四年ニ成レル日本紀ニモ、猶弘文天皇ノ記事ハ天武天皇ノ前紀ニ收メテ、別ニ弘文天皇ノ元年ヲ立ラレサリシニアラスヤ、又田口氏ハ凶徒ノ文字ノ用法ヲ知サルニヤ凶徒ノ文字ハ概シテ惡意ヲ以テ徒黨ヲナス者ヲ指ス文字ニテ、敵軍ノ全部ヲ指スニアラザルヲヤ、試ミニ當時ノ狀況ヲ思ヘ、天武天皇ハ、最初天智天皇ノ皇太弟即東宮ニ立玉ヒ、天皇崩御ノ前、敕シテ鴻業ヲ授クト宣リ玉ヒシモ、時勢ヲ察シ玉フ所アリテ之レヲ辭シ、出家法服シテ私ノ兵器ヲ悉ク司ニ納メ、吉野ニ入り玉ヒシナリ、然レバ弘文天皇モ然マテ思シ食サリケムヲ、近江宮ノ臣等惡意ニモツ、ノカシ奉リテ、吉野宮ヲ攻奉ルコト、ナレルナリ、故ニ安萬侶朝臣ハ、其ノ謀臣ヲ指シテ凶徒ノ文字ヲ充ラレタルナリ、其ハ日本紀ニ、今間近江朝廷之臣等爲朕謀害トアル天武天皇ノ詔ヲ拜讀シテモ明カニ知ラル、ナリ、萬葉集ニ、牟佐佐婢波木末求跡足日木乃山能佐都雄爾爾來鳴、トアルハ、近江方ヲ風シタル歌ナリト云ヘリ、以テ當時ノ時勢ヲ察スベシ、然ルヲ當時ノ狀況ヲ察セズ、歴史ノ文字ヲ味ハズ、一刀兩斷ノ氣込ヲ以テ叨リニ罵詈譏言ヲナス、歴史ノ罪人ニアラスシ

テ何ゾ、又臣子ノ身ヲ以テ、千三百年前ノ先皇ニ對シ奉リ、大不敬ノ言ヲ吐ク、是レニ至リテ天誅否筆誅ヲ加フル所以ナリ、氏ヨリ前ニ自負スルカ如ク、皇國ノ一良民タラバ、宜シク悔ユル所アルベシ、彼ノ孔子ヲ看ヨ、革命國ノ人ナガラ周末ニ生レシヲ以テ、孔子ハ周武ノ惡ヲ知リツ、モ之レヲ譏ラザリシニアラズヤ、革命國ノ人ト雖厄猶斯クノ如シ、況ンヤ世界無比萬世一系タル皇室ノ下ニ生息スル臣民ニ於テヲヤ、彼ノ世ヲ異ニシ系ヲ異ニシ、而シテ前世前系ノ王ヲ誹ルガ如キ、革命民種國ノ人民ト殊別ナル所以ヲ明ニシテ慎ム所アラザルベカラス

余今日古事記を見る實に憑據をべきもの多く故に余は其人を以てせずして其言を採ると雖も事々之を信せざれを國難を紊亂するが如きものとの信せざるあり余は聖德太子蘇我馬子若くは天武天皇太安曆の如く偽を削り實を定むるの自由を有ることを知るあり而して余は神道家が斯る人物の手を経て成れる古事記に對して非常に信用を置くことを恠まざるべからず

皇極天皇四年紀ニ曰ク、蘇我臣蝦夷等、臨誅悉燒天皇紀國記珍寶、船史惠尺即疾取所燒國記、而奉中大兄トアルヲ思ヘハ、太子及蘇我ノ撰録ニ係ル書ハ、此ノ時既ニ闕本トナレルナリ、依テ古事記ヲ撰ハシメ給フトキハ、蘇我等ノ撰ミタル史ヲ材料ト爲給ヒシニアラズ、數部ノ古記ヲ集メテ訂正シ給ヒケムコト、既ニ上ニ論ヘルガ如シ、抑々古事記ハ以前ノ古書ニ就キテ舊辭ヲ討數シ玉ヒ、天皇御親ヲ宸斷シ玉



ヒ、元明天皇ノ詔敕ニ依リテ撰錄アリシ書ナリ、何ソ臣民一己ノ私ヲ以テ、僞ヲ削リ實ヲ定ムル等ノ自由ヲ得ベキヤ、然ルヲ斯クノ如ク先皇及敕ヲ受ケタル撰者ト、同様ノ心モチニナリテ不敬ヲ吐クハ、逆上者ト云ハムカ、癡狂者ト云ハムカ、噫

余か古事記を見ること此の如くにして而して其解釋を於ける彼が如し

古事記を見るコト此ノ如クスルハ、即先皇ノ敕語敕撰ヲ蔑シ奉リ誹リ奉ル者ニシテ、取リモ直サズ臣民ノ分ヲ忘レ、世人ヲシテ謬ラシメムトスル者ナリ、之レヲ秩序ヲ紊亂スルト云ハズシテ何トカ謂フベキ其の解釋を於ける彼が如し、ハ何事ヲ云ヘルニカ、前後ニ古事記ノ解釋ノ事ヲ云ハザレバ解シガタシ、故に久米氏が新論を吐かるゝに當りてハ余ハ實に神道家諸氏ハ十分に自己の信たる事實を擧げて之を辨駁するあるべしと信したるあり然るに今日まで世に顯はれたる所にてハ單に「國家の秩序を紊亂せるものあり皇室の尊嚴を毀損せるものあり大學教授に不適任あり」と云ふに止まるが如し是れ余の大に感服せる能はざる所なり抑も久米氏の論文は其後治安ヲ妨害ありとの主意を以て發賣を禁せられたり而して其身も亦非職を命せられたり故に諸氏の意見も政府に貫徹したるなるべし、然れども諸氏の國家に立つハ敎理と條理とを以て立つものならずや諸氏は決して國家の秩序と皇室の尊嚴とを保つべきの職任あるにあらず然らむ則ち久米氏の議論を辯駁せんと欲するに於ては筆を執りて一々証を擧げ

其誤謬を指摘せるのみにして可きり莊子曰庖人雖不治庖尸祝不越樽俎而代之今や政府國家の秩序と皇室の尊嚴とを保つよ於て未だ嘗て其職を失はざるに諸氏先づ之を論是れ尸祝樽俎を越ゆるに類せずや

此ノ段ニ至リテ、氏カ神道者ト指ス者ハ、神道教師ナルコトヲ始メテ發見セリ、何トナレハ諸氏ハ云々敎理と條理とを以て立つものなり、ト云ヘレハナリ、然リ而シテ氏ハ、何故ニ敎師諸氏ニ向ヒテ祭天說ノ辯駁ヲ望メルカ、愈々解スル能ハザルナリ、夫レ祭事ハ國家缺ク可ラサルノ大典、即チ 皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ、我カ日本帝國ニ於テハ、覇者アルノ昔モ、立憲政体ノ今日モ、時ニ盛衰コソアレ、決シテ廢絶スルモノニアラズ、氏ハ知ラズヤ、畏クモ

天皇陛下ニハ、年中御祭日ヲ以テ、皇天ニ祖ヲ始メ奉リ、天神地祇歷世皇靈ヲ御親祭アラセラル、ヲ、氏ハ知ラズヤ、宮内省中ニ式部職アリテ、其ノ式事ヲ掌ルヲ、氏ハ知ラズヤ、伊勢神宮ヲ始メ、官國幣大中小ノ社ニ神職ヲ置キ、以テ官祭ヲ行ハセラル、ヲ、氏ハ知ラズヤ、府縣鄉村社ニハ夫々祠官祠掌アリテ、一村一落ノ祭事怠ラサルヲ、然ルニ之レヲ獨敎師諸氏ニ責ルハ、抑々理ナシト謂フベシ、又久米氏が祭天古俗說ニ、太神宮も天を祭るノ章ニ、俗に太神を祠るを思ふも無理あらねども是も實ハ天を祭るなり、ト云ヒ、又賢所及び三種神器ノ章ニ、三種神寶ヲ此三器は云々、按ずるに是ハ祭天の神座を



飾る物なるべし、ト云ヒ、又神嘗祭ノ章ニ、天祖の降跡ハ二千四五百年前ヨ思くる、ト云フ如キハ、(其ノ他猶多シ)歴史ノ外ニ立チテ、國家ノ歴史ヲ破リ、國家ノ典故ヲ毀テ、不敬ノ妄想ヲ吐散ラシテ、臣民ニ迷心ヲ催スモノナリ、此ノ如キ人物ヲ大學教授ノ適任トシテ可ナルヤ、田口氏ヨ斯クノ如キ人ヲ無暗ニ辯護スルトキハ、謂ハユル卷添ニ陥ラムモノゾ、又神道者は國家の秩序と皇室の尊嚴とを保つべきの職任あるよわらず、ト雖モ、皇室ノ尊嚴、國家ノ秩序ヲ維保スベキハ、臣民タル者ノ本分ナリ、何ソノ神道者ヲ見ルコト外國人視スルノ甚シキヤ、請フ看ヨ政府ニ於テモ、治安ニ妨害アルヲ認メテ之レヲ處置セラレシニアラスヤ、是レ尊嚴秩序維保ニ出デスシテ何ゾ、

余や敢て久米氏と徹頭徹尾意見を同うするものにあらず然りと雖も博識高才ある氏にして此の如き新論を出すに當りて之を叩きて以て古史を討究するハ天下の大快事ありと信したるが爲めに之を神道家諸氏に紹介したりしあり然るに諸氏之を受けず却て之を稱して國體の秩序を紊亂し皇室の尊嚴を毀損すと云ふ抑も何等の舉動ヲや嗚呼苟も上古の尊達を以て神靈なりと信せずんハ國體の秩序を紊亂し皇室の尊嚴を毀損するものありと云はゞ日本の神道ハ殆ど羅馬教の千六百年代に於けるが如くあり余輩新説を唱ふるもの皆異端たらんのみ余輩我に古史研究の自由を唱へて彼の神道者流の之を忌むものを論ずるを得んや思ふに彼輩にして古事記の性質を知るあらば庶幾くは大に覺知する所あらん乎

此ノ大尾ニ至リテハ、前論ヲ再ヒ擧ケ來リテ終結シタルノミニコシテ、敢テ辨スル程ノコトナシ、但シ此ニ一言スルコトアリ、人苟モ靈アリ、皇祖皇宗、及ヒ上代建國以來ノ勳功アル諸神ニシテ、何ソ靈ナカラムヤ、之レヲ無シトスル者ハ、自ラ唱フル所ノ異端ノミ、又前ニ古事記序ヲ掲ケテ云ヘル見解ヲ以テ、争デカ人ヲ論スコトヲ得ベキ、田口氏庶幾クハ自ラ研究シテ眞ノ性質ヲ知ルコトアラハ、大ニ覺知スル所アラム、

因ニ云フ、斯クノ如キ大狂説家ハ、久米田口ノ両氏ノミニアラス、猶他ノ一二ノ大家アルヲ見ル、ソハ國史眼ト題スル書ヲ閱スルニ、重野氏ハ我カ正史ヲ矯メテ恣ニ私意ヲ挾ミタリ、又官祭ニ預ル所ノ忠臣ヲ無キ者トナスノ説ヲ聞ケリ、史學會雜誌卷ノ十一ニ於テ星野氏ハ、恐クモ 皇祖皇宗ヲ新羅ヨリ來タリ給ヘルナラムトノ説ヲ載セラレタリ、是レ皆同穴否同窓ノ學友ナルニヤ、而シテ其説タルヤ、諸氏ノ新發明ニハアラスシテ、大概故人ノ糟粕ニ一層ノ臭味ヲ附添シタルモノ、如シ、其ノ故人トハ孰レツ、足利時代ノ妖僧東山ノ圓月ニテ、妖言者ノ張本ナリ、此ノ僧ハ入唐ヲモシタル者ナルガ、太伯後裔説ヲ擔キ出シテ日本紀ト題シタル書ヲ著シ、之ヲ獻リシニ後醍醐天皇詔シテ此ノ書ヲ燒シメ玉ヘリ、其ノ後又京都ニ藤原貞幹ト云シ人アリ、又徳川幕下ニハ林羅山アリ、藩々ニテハ徂徠アリ又門人ノ太宰春臺、服部南郭アリ、後又近江聖人ト稱セラレシ中江愿アリ、其ノ門人ニ熊澤伯繼アリ、是



レ皆陰ニ此ノ妖説ヲ承繼シ來ル人ナリ、蓋シ是レ等ノ人々ハ徳川幕府ノ威權ヲ稱揚シ、恐クモ 朝廷ノ皇威ヲ蔽ハムトシタル、阿幕ノ腐儒者タリシコトハ、徂徠ノ政談ニ幕家ヲ大君ト稱スルハ相當ト論シタルニテ明白ナリ、而シテ現今ノ妖説家ハ林ノ羅山文集、徂徠ノ天孫乘及ヒ南留邊志、藤原貞幹ノ衝古發、中江ノ翁問答、熊澤ノ三輪物語等ノ無根妄想説ヲ師トシタルモノ、如シ、以上ノ故人ハ幕府ニ阿諛シテ然リケムモ、現今ノ人ハ孰レニ阿諛セムトシテ然ルカ、甚ダ訝カシキコトナリ、ツハトモアレ國體ヲ毀損シ帝典ヲ矯曲スルガ如キ妖言邪説ハ、辨セズシテ止ムベキニアラズ、其レ故人ノ妖説ハ、既ニ矢野翁ノ掃妖編語ニテ拂ヒ竭サレタリ、又久米氏ハ最早糧道絶エ劔戟折レ落城シタレバ、之レヲ攻メス、依テ他日ヲ俟テテ國史眼及ヒ史學會雜誌第十一號ノ攻撃ヲ試ムベシ 隨在雜誌校録

田口卯吉氏ノ告ヲ讀ミ併テ祭天論ヲ辨ス

下 田 義 天 類

余ハ彼ノ祭天論ニ付、田口君ガ目角ニ取ラレタル神道者ノ一人ナリ、君ハ執念深クモ余輩ヲ目角ニ取リテ、飽マデモ其ノ發論ヲ催サル、モノ、如シ、(今廿八日發兌史海第十號)田口君ノ雷名アルニ對シテハ余ハ素ヨリ其ノ當ノ敵ニ非サルコトヲ知レリ、然レモ終始其ノ目角ニ取ラレタル緣ニヨリテ、若一讀ノ榮ヲ賜ヒ、一回ノ教ヲ垂レ給ハ、余モ亦面目アリト云フベシ、惜君ガ頃日新聞ニ雜誌ニ、余輩ノ發論

ヲ望マレタル文字ニ附キテハ、言ヘキニト聞クヘキコト頗多々ナリト雖モ、其ハ畢竟語弊ノミ、枝葉ノミ、故ラニ辨論ヲ費スヘキ程ノ必要ナシト存スレハ、余ハ只久米氏ノ原論ニ附キテ、其ノ學理ノアル處ヲ尋テ、一一ニ其ノ非ナルモノヲ論辨スヘシ、本人モ其ノ説ヲ取消シ、政府モ其ノ公行ヲ禁セラレタルモノナレモ、尙彼ノ論説ハ、君等ガ金城鐵壁ト憑ミタル本陣ト見ユレハナリ

田口君ノ心事ハ果シテ如此カ

其ノ本城ヌル久米氏ノ論ヲ難スルニ先立テ、田口君ニ對シテ豫メ、一言ヲ呈シ、猛省ヲ請ハサル可ラサルモノアリ、何ツヤ、君ノ論文中、皇室ノ尊嚴ヲ打破シ奉リタルコトナシ、皇室ニ對シ不敬ノ文字ヲ陳列スルノ意志ナシ、ト屢々申シ譯ケセシモノ是ナリ、彼ノ久米氏ノ論文中、果シテ皇室ノ尊嚴ヲ傷附タルモノアラスト信スルカ、蓋シ御兩人心中仕損シタリト想フ所ナキカ、余ハ竊ニ惟フ久米氏ノ論文ハ、君ガ賛成ニヨリ、君ガ紹介ニヨリテ、多少世人ノ視聽ニ觸レタルコトハ隠レモナキ事實ナルコトヲ、又想フ久米氏ハ不慮ノ災難ニ罹リ、折角賣出サムトスル名譽サヘ毀損スルニ至リタルコトヲ、君先ニハ曝クシク此ヲ賛成シ、露々シク此ヲ風聽シテ、世論ノ咎ムル所トナリ、發論者遂ニ此ノ不慮ノ災難ニ罹リシ後、沈々黙々知ラス顔スルハ、義務ヲ知ラサルモノナリ、男兒ニ非ラサルナリ、否田口君ノ一身ハ、眞誠ニ此ヲ辯護セサル可ラサルハ困難ナル位置ニ陷入タルモノト見サル可ラス、如此ノ觀念、君ガ腦髓



ニ往來シテ這般ノ文字ヲ羅列セシメタルモノトスル時ハ、余ハ敢テ君ノ非ヲ責メントスルモノニ非ラス  
 却テ其舉動ノ男兒ヲシキヲ賞セントスル一人ナリ、若果シテ君カ意中如此ナラハ、君カ縱横自在ノ筆ハ  
 猶外ニ旨ヘキ様モ有リシラムヲ、却テ不禮不臣ノ表塗シタルハ、余ノ深ク怪ム所ナリ、同志同感ノ人ヲ  
 扱クルハ日本男兒ノ所行ナリ、日本男兒タラント欲スルカ、皇室ノ尊嚴ハ夢ニモ冒ス可ラス、所謂忠君  
 愛國ト云フ性根ハ、常ニ肝ニ銘シテ忘却ス可ラサル筈ナリ、然ルニ朋友ノ情誼却リテ皇室ヲ蔑如シ奉ル  
 ニ到リシハ、余カ最怪訝ニ堪ヘサル所ナリ、君カ敏捷ナル史眼ハ、周章狼狽ノ際、或ハ眩惑シタル所ア  
 ルカ、平濤慮心猛省シテ下文ノ爾フ所ヲ觀ヨ

久米邦武氏ハ我君臣ヲ嘲弄シタリ

久米氏ハ云ヘリ、萬國ノ發達ヲ概見スルニ、祭天ハ人類襍俦ノ世ニ於キテ、單純ナル思想ヨリ起リタル  
 事ナルヘシ云々、其恩惠ノ有難クシテ、寒暑風雨ノ變化ノ怖サニ、必彼蒼々タル天ニハ、此世ヲ主宰ス  
 ル方ノ坐シテ、我々ニ禍福ヲ降シ給フナラント信シタル觀念ノ中ヨリ、神ト云フ者ヲ想像シ出シテ、崇  
 拜ヲナシ始タルナリト云ヘリ、此文字ニヨリテ其ノ心底ヲ察スルニ、世上ニ所謂神ト云フモノハ、其ノ  
 實無キモノナリ、蒼々タル天ヲ謂フノミ、此ノ無キモノヲアリト想ヒ違ヘタルハ、人類襍俦ノ世ニ於キ  
 テ單純ナル思想ヨリ起リシ蒙昧ノミ、至惡ノ至ト云フナルコトハ明瞭ナリ、其ノ實ナシト断定センカ、

此ヲ敬シ此ヲ禮ス、甚無益ナリ、無用ナリ、人類襍俦ノ世ニコソアレ、人文共ニ發達シテ稍老成ノ運ニ  
 當レル今日ノ舉動ニハ、至惡ノ所行ナリ、阿房ノ仕事ナリ、ト云フ觀念ヲ、其裏面ニ貯藏スルコトハ、  
 理ノ尤視易所ナラスヤ、楮立戻リテ其國民敬神ノ結習ト云フ一段ヲ見ヨ、曰ク雲上ノ至尊ヨリ、野村裏  
 店ノ愚民マテ毎日毎年天ニ事ヘ本ニ報フノ勤メハ、一規ニシテ、勸メスシテ存シ、令セメシテ行ハレ、  
 君臣上下一體トナリテ結合シタルハ、國體ノ堅固ナル所ニテ、思ヘハ涙ノ出ル程ナリト云ヘリ抑は何ノ  
 涙ソ其愚ヲ悲ム爲ノ涙カ其ノ美ヲ喜フ爲ノ涙カ思ヘハ涙ノ出ル程ナリトハ何ヲ思ヒテ如何ナル感情ヨリ  
 涌出シタル涙ソ吁、何ソ前後ノ語ノ齟齬スルヤ、如此前後ヲ照合セテ以テテ、本論ノ精神ヲ尋ヌル時  
 ハ、我カ國君臣上下ノ風俗ヲ恣ニ冷笑シ、云ヒ度儘ニ嘲弄シタルモノナリ、吁彼ノ久米邦武氏ハ、我カ  
 同胞四千萬ノ祖先以來ノ風俗ヲ愚弄シ、皇室累代ノ聖謨タル祭祀禮典ヲ打破シ去ラムト試ミタルモノナ  
 リ、是皇室ノ尊嚴ヲ冒スモノニ非ラスシテ何ソヤ

久米邦武氏ハ我皇室ノ大祖ヲ殺シタリ

又久米氏ハ云ヘリ、何國ニテモ神テフモノヲ推究ムレハ天ナリ、天神ナリ、日本ニテカミテフ語ハ、神  
 上長頭髪ニ通用ス、皆上ニ戴ク者ナリ、其ノ神ヲ指定メテ、日本ニテハ天御中主ト云フ、ト云ヘリ、此  
 ニヨリテ見ルルハ、我カ皇室ノ太祖トシテ、本朝歴史ニ昭々タル天御中主神ヲ、虛無渺漠タル天ナリ、



其ノ實ハ無キモノナリト、其ノ神靈ヲ刺殺シタルニ外ナラス、論者ハ知ラスヤ、我カ帝國ハ其ノ系統ヲ重ミスル國ナリ、若公衆ノ聞ク所ニ於テ、論者ノ父母、論者ノ祖父母、論者ノ先代、論者ノ始祖ヲ虛無漂渺タル架空物ナリ論者ノ唱道スル家系ハ信スルニ足ラサルナリト、無鐵砲ニ此ヲ論破スルモ、論者ハ何等ノ感情ヲモ起サ、ルカ、余輩ハ生來ノ本心ニ訴ヘ、忠孝ノ家庭ニ鑑ミルモ、到底黙止シ能ハサル所ナリ、我帝國ハ建國ノ始ヨリ其ノ系統ヲ重ミスル國柄ナリ、皇室ノ御祖宗ヲ抹殺セラレテ、焉ソ忍フニ堪ヘンヤ、曾テ之ヲ舊記ニ聞ク昔帝王系圖ト云フモノアリ、天祖ヲ以テ諸萬ノ祖神トシタリ、其ノ偽造索ヨリ著明ナル所アレトモ、天宗ヲ垢サム恐レアリトテ、延曆ノ御代是ヲ焚キタリト、又倭漢惣曆帝譜圖ト云フモノアリ、同上ノ故ヲ以テ、大同年中此ヲ焚キタリト、又諸氏雜姓記、諸葉雜姓記、新撰姓氏目錄ナト云フモノアリ、同上ノ故ヲ以テ弘仁年中此ヲ焚キタリト、(日本後記弘仁私記序等ニ詳ナリ)准后北畠親房卿モ、彼ノ正統記ニ、其ノ御英斷ヲ稱シテ、是モ皆人民ニトリテソコトナリト宣ヘリ、今其大同年間ノ勅讀(日本後記)ヲ拜讀スルニ、曰ク、天御中主尊ヲ標シテ始祖ト爲シ、魯王、吳王、高麗王、漢高祖等ノ如キニ至ルマテ、其ノ後裔ニ接シテ、倭漢雜姓ニ、敢テ天宗ヲ垢セリ、愚民迷執シテ、實錄ト謂ヘリ、宜シク諸司官人等藏スル所ヲシテ、皆進ラシムヘシ、若情ヲ挾ンテ隱匿シ、旨ニ乖キテ進ラサル者有ラハ、事覺ヘル、日ニ必重科ニ處セムト宣給ヘリ、歷朝ノ聖帝是ヲ敬シ、是ヲ重スルコト、

此ノ如ク夫嚴ナリ、然ルニ久米邦武氏ハ其天宗ヲ垢スノミニアラス、無法ニモ亂暴ニモ、此ヲ塗シ此ヲ抹シ此ヲ滅シ此ヲ殺セント試ミタリ、是皇室ノ尊嚴ヲ垢スニ非ラスシテ何ソヤ

#### 久米邦武氏ハ支那賊ノ燈灯持カ

又久米氏ハ云ヘリ、日本ノ上古ハ彼ノ禹貢ノ揚州ニ島夷卉昭トアリ島夷ハ、倭人ノ麻穀ノ木棉ヲ以テ交通シタルナリ、此ク四千年前ヨリ三土(支那朝鮮日本)互ニ交通シタレハ、風俗モ亦互ニ輸入シタラン云々、倭韓ノ發達ハ彼小吳氏衰世ノ如キヲ經過スル時代ナラン、天皇繼位ノ世數ヲ人世ノ通率ニテ推算スレハ、天祖ノ降跡ハ二千四五百年前ト思ハル、周ノ中葉ナリ、此時已ニ天兒屋命、太玉命ノ二氏、中臣部ヲ分掌シ、中臣ハ太古祓除ノ法ヲ傳ヘテ神ニ事ヘ、忌部ハ齋物ヲ調ヘテ民ヲ率ルハ、彼重黎ノ天地ヲ分掌シタルト能相似タリト云ヘリ、此文字ヲ斷味スルニ、怖ルヘキ隱驗手段ノ其ノ間ニ潜伏スルモノアリ、今其ノ潜伏スル所ノ隱驗手段ヲ暴露シテ、田口君ノ猛省ヲ望マムト欲ス、抑久米氏カ此論ヲ草スルハ、其ノ精神深ク支那ノ文物ニ浸染セラレテ、我カ國ノ歴史アルコトヲ忘レタルヨリ出タルモノニテ、氏カ揚州ノ島夷卉昭トアルヲ倭人トナシ、四千年前ヨリ交通セリト憶斷シ、倭韓ノ發達ハ夫ヨリ有虞氏陶唐氏高辛氏高陽氏ナトノ時代ヲ翹上リテ、支那モ此ノ時代マテハ純然タル祭天ノ俗ニテ、地祇人鬼ヲ祀リシコトナシト云ヘル所ニ照應セシメタルモノニテ、其心底ハ我カ國敬神ノ俗ハ、皆支那ヨリ輸入シタル



モノナリト云フニアリ、風俗モ互ニ輸入シタラント云ヒ、彼重黎ノ天地ヲ分掌シタルト能相似タリト云テ、前後ヲ照シ合セテ明ナリ、吁我カ國體ノ因リテ建ツ所、皇室ノ因リテ興ル所ノ神祇祭祀ノ國典ヲ、支那ノ流俗ヨリ起ルトヒソカ、國體ノ尊嚴皇室ノ光輝ハ、爲ニ幾分カ其量ヲ減スルモノナキカ、國民愛國ノ感情ハ、爲ニ幾分カ其力ヲ失フモノナキカ、左ナキヌニ彼豚尾生我ヲ目シテ東夷トナシ、倭奴トナシ、酷シキハ屬國ナリト誇リ、大ニ我ヲ辱シメムトスルモノ、今尙存セリ、氏ノ言ヲ借リテ我カ國體ヲ嘲リ、我カ帝室ヲ罵ラハ、氏ハ其賊ニ内應シテ、其ヲ不遜ヲ助ケムトスルカ、猶此條ニハ御皇統ニ係ル最モ惡ムヘク、尤モ怖ルヘキ伏按ノ潛ム所アレト、茲ニハ云ハサルヘシ、然シテ彼ノ天皇繼統ノ世數ヲ、人世ノ通率ニシテ推算スレハ、天祖ノ降跡ハ二千四五百年前ト思ハルトキハ、抑又如何ナル妖言ヅヤ、畏クモ我カ皇室ニハ御記録アリ、所謂大日本帝國ノ歴史是ナリ、是我國ノ帝國聖謨ナリ、此ノ帝典聖謨ヲ足下ニ掛ケ一蹴以テ踏破シ去リタル、何ソ夫粗暴ノ甚シキヤ、歷朝ノ皇祖皇考ヲ十把一束、人世ノ通率ニテ推算スルトハ、言語同斷ノ狂言ナラスヤ、彼ノ國體ノ尊嚴皇室ノ光輝ヲ滅殺セントシタル、國民愛國ノ感情ヲ掠奪セントシタル、此ノ帝典聖謨ヲ踏破シ去ラントシタル、是皆皇室ノ尊嚴ヲ冒スニ非ラスシテ何ソヤ、

## 久米邦武氏ハ神宮ヲ打破シタリ

又久米氏ハ云ヘリ、伊勢太神宮ニ太神を祀ると思ふも無理ならぬども實ハ天を祭るあり我御魂の字に注意すへしト云ヘリ、我カト云フ字ハ、天照皇太神御自親ノ代名詞ニアラスシテ何ソヤ、此ノ字面ニ注意セハ、三尺ノ童子モ太神ヲ奉齋シタルコトハ疑ヲ容レサルヘシ、然ノミナラス笠縫御遷座ノ以前ト云ヒ、其ノ後貳拾三ヶ所御還行ノ跡ト云ヒ、佐古久志呂伊須受宮ニ御鎮座以來ト云ヒ、皇祖皇宗ヨリ歷聖ノ至尊ニ至ルマテ、皆天祖大御神トシテ奉侍シ來レルニ非ラスヤ、然ルハ是モ實ハ天ヲ祭ルト云ヒシ所ト聯接セシメテ、考一考セヨ、論者ノ説ノ如クナルトハ、太神宮ハ其ノ實ナキ物ナリ、虛無漂渺タル架空物ナリ、敬スルニ及ハヌモノナリ、禮スルニ足ラサルモノナリ、此ヲ敬シ此ヲ禮スルハ、人類楯楯ノ世ニコソ有レ、人文共ニ發達シタル今日ノ社會ニアリテハ、至愚ノ所行ナリ至鈍ノ舉動ナリト論シタルハ、論ヲ俟スシテ明ナリ、或ハ余カ此詰問ヲ見テ、餘リニ經ヘタルカ如ク評スルモノモ有ランカ、余ハ久米氏ノ如ク無證據ノ放言ヲ以テ、他人ヲ誣フルモノニ非ラス、少シク思慮アル者ハ氏ノ言論ノ前後ヲ照シ合セテ、氏ノ思想ノアル所ヲ知ルコトハ、甚容易ノコトナルヘシ、氏ハ云ヘリ「其創世に當リ純に天神を信したる時に於て神意として定めたる君主を云々ト此ノとて」ト云フ助辭ハ、其實然ラサルモノヲ假ニ然リト見做ス時ニ使用スルモノナルコトハ、語格上ノ定義ナリ、氏モ此ノ定義ニヨリテ使用シタルコト明ナリ、然ラハ天祖天壤無窮ノ神勅ハ、方便ノミ政略ノミ、其實然ラサルモノヲ假ニ然リト見做



シタルノミト云フ觀念ヲ有スルコトハ、掩テ可ラサル所ニ非ラスヤ、又云ヘリ、「太神宮の余烈を頼むハ  
 又是秋の木葉の如し、ト人智開明ノ度ヲ進ムルニ從ヒ、一葉々々ニ落チ去リテ、皇室ノ尊嚴ハ遂ニ嚴冬  
 ノ寒山ノ如クナルヘシ、ト嘲弄シタルモノナラヌヤ、此等ノ文字ヲ逐一ニ拾ヒ擧レハ、余カ言論ハ決シ  
 テ無証據ニ、久米氏ヲ誣タルニ非テサル事ヲ知ルヘシ、カク論シ來リ論シ去ラハ、或ハ余カ此詰問ヲ評  
 シテ、久米氏思想ノ自由ヲ妨グルモノナリ、ト評スルモノアラナカ、此ヲ想ヒ此ヲ考フ、其精神ハ思ム  
 ヘシト雖也、如何ハセム問フヘキ限リニ非ラサルナリ、筆茲ニ狂ヒ、墨茲ニ亂レ、紙此ヲ印シ、雜誌此  
 ヲ擔ヒテ、滿天下ニ撒布スルニ至リテハ、最早思想ノ領分内ニ非ラス、人ヲ誤ラシメ世ヲ謬ラシメ、其  
 ノ害毒萬世ニ流レントス、其萌芽ヲ見テ此ヲ剪除スレハ、決シテ思想ノ自由ヲ妨グル者ニ非ラサルナ  
 リ、曾テ聞ク天徳ノ昔、野州黒谷ノ僧潮音ト云フモノアリ、神宮ヲ誣ヒテ志州伊雜宮トナシ、伊雜ノ神  
 職ヲソ、ノカシテ、舊事大成經ト云フ書ヲ作レリ、徳川幕府其罪ヲ斷シテ、此ヲ流罪ニ所シ、書ヲ丙丁  
 ニ附シ、連坐書肆ニ及ヘリト、又聞ク近ク森有禮子ハ神宮ニ不禮ヲ加ヘタリトノ噂ヲ取リテ、凶兇西野  
 文太郎ノ爲ニ非業ノ最期ヲ遂ケタリト、彼潮音ハ太神宮ヲ抹殺シタルニ非ラス、之ヲ敬シ此ヲ禮スル意  
 志ハ、自身ニモ他人ニモ、毫モ損滅セシメントシタルニ非ラサルナリ、然ルモ猶尊嚴ヲ冒スヲ以テ罪セ  
 タレタリ、此森氏モ聞カ如クシテハ拜禮ノ法ヲ誤レルノミ、此ヲ敬シ此ヲ禮セントスル意志アリシ事ハ參

拜セントシタル舉動ニ於テ明ナリ、然ルモ猶世人ハ凶兇西野ノ舉ヲ稱賛スル傾アリシニ非ラスヤ、然ル  
 ニ久米邦武氏ハ此ヲ敬シ此ヲ禮スル意志ナキノミナラス、此ヲ破シ此ヲ壞シ此ヲ抹シ此ヲ殺シ、虛無漂  
 渺タル架空物トシテ他人ノ信仰心ヲサヘ打破シ去ラント試ミタリ、否皇室ノ太祖ヲ傷ケタリ、是皇室ノ  
 尊嚴ヲ冒シタルモノニ非シテ何ソヤ、

#### 久米邦武氏ハ三器ヲ輕侮セリ

又久米氏ハ云ヘリ、「此三器はもと何用もある物あるや、是まで説く者なし、按るに是ハ祭天の神坐を  
 飾る物あるべし」と云ヘリ、何ソ輕ルコトノ酷シキヤ、我國ノ正史ハ、皆傳ヘテ天石窟戸ノ御故事ニ始  
 ル由ヲ記シ、毫モ其間ニ疑ハシキ文字ナキニ非ラスヤ、如何ニ奇ヲ好メハトテ、舊記ハ悉皆是ヲ打破シ  
 テ自己ノ憶斷ヲ牽強セントス、何ソ輕ルコトノ酷シキヤ、假令其素ハ氏ノ云フ所ノ如ク祭天の裝飾物ニ  
 セヨ、蘇塗カ鈴鼓ノ如キニモセヨ、天祖立極以來、上下五千歳傳統ノ御璽トシテ、歷朝是ニ恭敬ヲ盡シ  
 兆民其恩惠ニ浴シ吾人ノ祖先ヨリ吾人ノ今日マテ、無事平隱ニ生命ヲ繋キ來レルハ皆此ノ神器ノ御靈徳  
 ニ倚レルニ非ラスヤ、然ルニ此ノ神器ニ對シテ、不禮ニモ橫柄ニモ、此三器はもと何用にある物あるや  
 トテ放言モ程アルニ非ラスヤ、況ヤ其創造ハ、神聖冒ス可ラサル原因アリテ存スルモノヲヤ、論者ノ筆  
 既ニ神ヲ亡シ、論者ノ墨既ニ神ヲ殺セリ、論者ノ眼中神明ナク、論者ノ意中敬禮ナシ、神明既ニ然リ、



况ヤ、其裝飾物ヲヤ、論者ハ神器ヲ輕侮スル、夫此ノ如シ、吁我天祖立極以來、上下五千歳、繼位ノ御璽トシテ、歷朝恭敬ノ誠ヲ盡サセラル、三種ノ神器ト申上奉ルモノハ、果シテ夫此ノ如キカ、至尊朝々暮々ノ念、片時モ是ヲ置給ハヌ、内侍所ト申上奉ルモノハ、果シテ論者ノ看ルカ如キカ、如何ニ説キ托ケテ此ヲ經ヒントスルモ、我カ國ノ歴史ハ許サ、ルナリ否歴史ノミニ非ラス、我カ國ノ臣民タラムモノハ、論者一二ヲ除キタル外、四千萬同胞ノ許サ、ル所ナリ、一巳ノ憶測此ノ不禮ヲ吐ク、是皇室ノ尊嚴ヲ冒スニ非ラスシテ何ソヤ、

久米氏ハ皇祖ヲ外國人トシ又此ノ帝國ヲ掠奪シタル者ノ如ク論シタリ

又久米氏は云ヘリ、「忍穂耳尊新羅より渡リ此を行在として西國ヲ征定せられ後に豊姫の受領せし地と思はる(中略)此も忍穂耳尊豊前より上洛の途次にして駐蹕ありし地あるへし」ト云ヘリ、此ノ考按ハ星野某ノ説ヲ引キテ、罪ヲ星野氏ニ負ハセタレハ、余ハ稿ヲ改メテ星野氏ノ杜撰ヲ責ムヘシ、然レモ久米氏モ亦其同類タルコトハ、本論ニ於テ著明ナリ、又其論旨聊異ナル處ヲ見レハ、久米氏ノ爲ニ茲ニ一言陳ヘサル可カラス、氏カ彼豊前田川郡ノ香春神社ヲ以テ行在在所トシ、土佐香美郡ノ天忍穂別神社ヲ以テ豊前ヨリ上洛ノ途次、暫駐蹕セシ地ト成シタルヲ想フニ、皇祖忍穂耳尊ヲ誣ヒ奉リテ、新羅ヲ其本國トシタルハ論ヲ俟サルベシ、又「西國を征定せられ」トアルヲ想フニ、土人若クハ土著ノ主宰アリテ、之

ヲ征定シタリト云フ義ナルハ論ヲ俟タズ、氏ハ何ノ意趣何ノ意悞アリテ、カクマテ我皇室ヲ傷ケント試ムルヤ、忍穂耳命ハ實ニ天祖天照太神ノ世子タリ、瓊々杵命ノ御父君タリ、正史ノ傳フル處判然タル天ツ神ニシテ、毫モ其間ニ異議ヲ挾ムヘキ曖昧タル記事ナキニ非ラスヤ、僅ニ香春神渡航ノコトアレバトテ、稻飯命カ新良貴ヨリ渡航シ給ヘル如ク見ユレバトテ、此ノ至微ナル一二ノ微ヲ取リテ、多數ノ正史ヲ爲ニ破却シ得ヘキカ、况ンヤ彼ノ星野氏カ牽強附會、未學者社會ノ問題トモ成ラサル論説ヲ後楯トシテ、此ノ不禮不遜ナル文字ヲ羅列スルニ於テヲヤ(此ノ薄弱ナル僻論ヲ以テ、皇祖ノ御上ヲ斷言シ、剩外國人ノ遠征トナシ、此帝國ヲ掠奪シタルカ如ク誣ヒ奉ラントハ、抑何ノ腹立タシキ事アリテ、此ノ如キ放言ヲ吐クヤ、余ハ前段ニ於テモ、神祇祭祀ノ禮典ヲ支那國ノ流俗ナリ、ト云フ妄想ヲダニ辨シタリ、夫スラ猶然リ、况ヤ皇室ノ起原ヲ新羅ニ歸セントスル論ヲヤ、論者ハ知ラスヤ、我國ノ美俗トシテ僻邑寒村ニ生息スル田夫野人ト雖モ、自家ノ家系ヲ貴ミ、本分ヲ争ヒ、新古ヲ論スル風習ナルコトヲ、識者徃々此ノ眞率剛直ノ風ヲ嘲弄スルモノアリ、論者ノ如キモ蓋其ノ一人ナルヘシ、余ハ却リテ其識者ノ無識ナルニ驚クモノナリ、知ラスヤ眞率剛直ナル氣性ハ、發シテ眞誠ノ愛國トナリ、一國獨立ノ氣烟ヲ吐クヘキ一大原素ナルコトヲ、此ノ風俗ノ美醜ハ兎ニモ角ニモ、其本分ヲ争ヒ新古ヲ論スルハ、上下古今ノ通俗タルコトハ、論者モ然ラシト誣フルコトヲ得サルベシ、此ノ如キ慣習ヲ懷ケル日本人ニ對シテ、



我皇室ハ朝鮮人ノ分流ナリ、新羅人ノ支流ナリト論斷スルモノハ、明カニ皇室ヲ卑賤ノ地位ニ導カントスルモノナリ、臣民尊敬ノ情ヲ殺カント、試ムルモノナリ、余ハ既ニ久米氏ノ論ニ附キテ、最其ノ不敬ナルノ五六ヲ辨セリ、以上論辨シタル外ニモ、猶其ノ不埒ハ枚擧スルニ遑アラス、公然皇室ヲ罵リタル物ヲ擧グレハ、「我朝の任那諸國ハ人心を失ひたるは其等の暴政に由るものなり」ト云ヒ、「太神宮の餘烈を頼むハ秋の木葉の類あるべし」ト云ヘルハ、其最酷ナルモノナルベク、少名彥命ヲ支那人トナシ、漢學ハ此ノ神ヨリ入りタルカ如ク云ヘル處ニ、時代は書記の紀年を捨て考ふへし」ト云ヒ、佛法ニヨリテ日本ハ發達シタリト云ヘル處ニ、「教典さへ備へらぬ神道の古俗に任せたらば、全國今に蒙昧の野民に止まり、台湾の生蕃と一般ならむのみ」ト云ヒ、「智愚不肖を擇まず只其創世に當り純々天神を信したる時に於て神意として定めたる君主を云々」ト云フカ如キ、陰々ニ之ヲ誹議シタルモノナリ、如此類實ニ枚擧ニ勝サルナリ、カクテモ尙田口君ハ皇室ノ尊嚴ヲ冒シタリトハ思ハサルカ、コレテモ矢張り卯吉君ハ皇室ニ對シテ不敬ニアラスト申サル、カ、田口君ノ敏捷ナル、豈是式ノ分別ニ惑ハムヤ、知リテ尙不知顔スルハ、天下ノ耳目ヲ瞞着セント試ミタルモノカ、御利口ニ任セテ天下ノ人ヲ言ヒ黒メント試ミタルカ、余輩ハ猥リニ皇室ノ尊嚴ヲ楯ニ取リテ、足場險シキ峻坂ニ戰ヲ挑マントスルモノニ非ラス、國體ヲ楯ニ取リテ掛引不自由ナル溪谷ニ爭フ決セントスル者ニモ非ラス、故ニ學術研究ト云フ平原ニ出テ、快戰以テ雌

雄ヲ決スヘシ、以上ハ唯田口君カ不知真似シテ余輩ヲ詰リタルカ故ニ、止ムコトヲ得ズ辨シタルノミ、

#### 反對者諸氏ニ告ク

余ハ前段ノ如キ議論ヲ懐ケルモノナリ、彼ノ學術研究ノ區域ヲ狹隘ナラシムルハ、之ヲ嫌ヒ此ヲ厭フコト、反對者ト全同意ヲ表セントスルモノナリ、況シテ新説ノ出ツルヲ嫌ハンヤ、古事記ト雖モ日本記ト雖モ、之ヲ破ル可キ、充分ノ考証アラハ、遠慮ナク之ヲ改竄スヘシ、只其目的ハ國家ノ經緯ヲ維持スルト云フ範圍ヲ越ユ可ラサルノミ、古傳ヲ精緻ニスルト云フ精神ヲ誤ラサランコトヲ勤ムヘキノミ、國家ヲ破毀シ古傳ヲ滅却スルハ、史學ノ本領ニ非ラスト信スルノミ、本居氏ト雖モ平田氏ト雖モ、此ニ勝ル卓説アラハ勝手次第ニ攻撃スヘシ只其ノ目的ハ學理ノ發達ヲ謀ルニアルノミ、學說ノ進歩ヲ望ムニアルノミ、徒ラニ奇ヲ好ミテ先進者ノ非ヲ訶キ、先覺者ノ功勞ヲ塗抹スルハ學者ノ美德ニ非ラサルノミ、朝日新聞記者ノ如キ、國會ノ記者ノ如キ、都新聞ノ如キ、國民ノ友ノ如キ、暗ニ其ノ發論者ヲ援ケ、政府發賣ノ禁止ヲ怨メルカ如キ語氣ヲ載セタリ、今此第一稿ノ局ヲ結フニ當リテ、此等反對者諸子ノ爲ニ、政府ノ處置ニ係ル余輩ノ所見ヲ陳述シテ、合セテ以テ田口君ノ敵ヲ請ハン、

久米邦武氏ノ說ハ政法ヲ誹議セルモノナリ

余カ學術研究ノ目的ハ、前段既ニ是ヲ云ヘリ、抑今日ノ學理學說ハ社會ノ原動力ヲ有スルモノナリ、或場



合ニ於テハ直接ニ社會ヲ支配スル力量ヲ示スコトナキニ非ラサレド、其多分ハ間接ニ於キテ社會ヲ左右スルヲ常トスル物ノ如シ、史學ノ如キハ最然リトス、此ヲ反言スレバ、史學ハ直接ニ現社會ヲ支配スヘキモノニ非ラサルナリ、然ルニ久米氏ハ名ヲ史學ノ研究ニ借り、現行ノ政法ヲ公然ト誹謗シタリ、彼神宮ヲ打破シタルカ如キ、官國幣社ヲ紊亂シタルカ如キ、大嘗神嘗祈年新嘗等ヲ始、國家ノ禮典ヲ嘲弄シタルカ如キ是ナリ、等此ノ國典ハ皆現行ノ政法ナリ、一官一省ノ官吏ヲ侮辱シタルト、其罪ノ輕重孰ニアルカ、八百萬ノ天地地祇ニ對シテ、等シク國家ノ信仰ヲ失ハシメ、大祭祝日ノ禮典ニ對シテ、等シク恭敬ノ情ヲ散セシメント試ミタルハ、公然政法ヲ誹謗シタルニ非ラスシテ何ソヤ、久米氏ハ名ヲ史學ノ研究ニ借りテ、諂然皇室ニ不敬ヲ働キタリ、彼太祖ノ靈德ヲ殺シタル、三種ノ神器ヲ輕侮シタル、皇統ヲ外國人遂征ノ結果トシタル、至尊敬神ノ禮ヲ嘲弄シタル、陛下屢々勅諭ヲ垂シテ、億兆ヲ矜式セシメント勤メ給ヘル天祖天照太神ヲ、其ノ余烈ヲ頼ムハ秋ノ木葉ノ如シト罵リタル、一法一令ヲ破壞シタルト、其害毒ノ輕重孰ニアルカ、是皇室ニ不敬ヲ加ヘタル者ニ非スシテ何ソヤ、余ハ思フテ茲ニ到レハ氏ハ學術ノ本領ヲ失ヒ、史學ノ分ヲ誤リテ、此等不逞ノ文學ヲ羅列シタルヲ憐マサルヲ得ス、政府モ茲ニ觀ル所アリシカ、溘然治安ニ妨害アリトシテ其ノ書ノ發賣ヲ禁シ、僅ニ非職ト免職トニ止メタリ、氏ノ爲ニ竊ニ其幸ヲ謝スヘキノミ、焉ソ彼レ久米氏ノ愚ヲ學ヒテ其ノ窮屈ヲカコモンヤ、反對諸子、願クハ其説ヲ惜

マサランコトヲ、是學術論ニ入ル山口ナレハナリ、隨在秘録

### 祭天論略辨

### 二宮 嚴 檀 著

近頃或人神道ハ祭天ノ古俗ありといひて條々に目を分て古書をかれこれ引證して我國神ノ基を論たる文を見れば一小説の物語を讀むて、ちして面白し其概略ハ、太古の人類穢穢の世に於て單純なる思想より起りて蒼々たる天よハ此世を主宰する神ありとして崇拜をせし攘災招福を禱りしより祭天の俗かこりたり天ハ則ち天神にて日本にてハ天御中主、支那にてハ皇天上帝、印度にてハ天堂、歐米にてハゴッドといふ皆同義なり、さて其人智や、發達して風俗の厪雜あるに従ひ天神より地祇を祭る事を出し地祇より人鬼を祭る事を出しよ、降世に及びてハ狐狸蛇蟲をも崇拜する俗起りたる也さるを我國ハ獨り太古祭天の俗を維持して天神の皇統を君と仰ぎ國々縣々村里各々祭天の社を齎きて上下の人心一塊の如く堅固に萬世を経て今日に至れるあり他邦は祭天俗を種々に變化して人心一定せず君臣別なく亂れたる國跡を醸したるものありされば我祭天の俗ハ國跡の勝れたる基にして萬民の幸福これにしくち則ち大神宮をハじめ國々大中小神社ハ悉く祭天の社あり、といへるなり

さて其説を齎視せられ論者ハまず我古傳説といふものは古老の小兒に言傳ふる怪談と同視し更に是に足らぬものとあし歴史神武以來も上古の怪談を以て補へるものとして信せざるを以て論者の意



中を察すれば我國萬世一系の皇統も偶然のものとして神武天皇以前の事へ更は信をへからざるもへる  
あらんそは憚る處ありてわらひにいへざるもの。これをふもへは此祭天論の歐米宗教の祭天の意を以て  
衆人に満足を興へむとしたる世に陥へる妄説なり奇説なり考證を引出せにも甚く困難して強て附會した  
る事多しただ文盲を欺く妄説にて前後始終貫徹せず實に抱腹に不堪ことのみあり辨駁をへきまてもあけ  
れどもあまりある件々を聊いはむとぞ。

神道に地祇なし人鬼を崇拜せず。といへるの宗教に泥酔して強ひてそれにかゝへむとしたるものなり他  
邦はしらす我國に於ては山神大山祇海神大綿見土神垣安木神久々能智野神野槌水神水齒女の類ひ多く古  
書に見ゆたるはこれ地祇なるをやこれらの神を國々所々を領したる人と見せしたるより地祇をいふ  
るにて海神の領地の此所と辨したれども木神水神をいふ何ともいへざるいかに。論者の意中に神代  
紀は信ずへからざるものとして此神等は支那の五行を祭る陰陽道より出たる託言なりとふもへるありさ  
れと神武帝以前のさしあきても神武帝紀に敬祭天神地祇また天社國社また陸子丹生川上川祭天  
神地祇また拔取丹生川上之五百箇真坂樹以祭諸神などあまたあるをいかにせん論者のかづく辨  
したれども説明曖昧たりふもふに論者の此の地祇國社諸神とあるを後に撰者の補ひたるものと見なし  
たるなりされと天神のみ祭り給へりし事も見ゆたれは其處に限りて地祇といふことを補へりともあは  
ば

必ず當時正しく地祇を祭り給へる事著明し。

勅三道臣命今以高皇產靈尊一朕親作顯齋一用汝爲齋主一また詔曰我皇祖之靈也自天降靈光助朕躬一今  
諸虜已平海内無事可一以郊祀天神一用申大孝一也乃立靈時於鳥見山中一其地號曰上小野榛原一用祭皇祖  
天神焉とあるの論者のいへる祭天に似たれども皇祖天神とあれは論者の祭天との異にして即ち皇祖の  
天神を祭り給へるあり論者も能く知りたる事あるを自論都合よからねは此件を論中に引て辨せざるもあ  
かし。

三輪大神の大己貴命に非ず大己貴の祭りし天神也と幸魂奇魂の説を以て辨したれども三輪は大己貴命を  
祭れる事諸書に顯然として今更かゝる妄説を誰か諾ふものあらむ崇神帝紀より太田々根子命一爲下祭大  
物主大神一之主とある大物主神の即三輪神にして大己貴命の亦名ある事神代記より大國主神亦名大物  
主神亦名一號國作大己貴命一などありて大己貴命の亦名あるをや古事記に神武天皇の皇后を美和之大物  
主神の御子のよしといへるも大物主神の大己貴命あるが故あり皇后、五十鈴姫命は大輪君の子にして三  
輪神の祭祀を掌る氏の子あるを以て三輪神の御子といへるありと論者はいふべけれど大輪君は崇神  
帝の御世に始て三輪社に仕へたる太田々根子の子孫の姓氏にして神武帝の御世に三輪神の子といふべき  
よしなしとに辨を煩はすに及はず大三輪大神主神は大己貴命を祭れる事明らかし奈良朝にして三枝祭



とて重く祭り給へる大和國城上郡狹井坐大神荒魂神社の延喜式にも載れるはいか此の大神荒魂といふ天神の荒魂を祭れるにや論者の説の如く想像より出さる天神に荒魂といふ事おぼつかずこれ大己貴命の荒魂にて和魂の三輪を祭れるを以て狹井社に荒魂を祭れること明けし太神宮の荒祭宮は天照太神の荒魂同じ別宮に月讀宮月讀荒魂宮と荒魂を並べて祭れる例諸社に多しまた神道に地祇なしといひながら地祇の大國主命のみを云か如しなどいへるはいかにぞや大國主神を地祇といふからは其他に地祇と稱す事などかなからむ支那の地祇として山川などを祭る地祇とい異にして我國にては天神神國神と稱して罔神何命と稱したるこれをさはず地祇あり古書に地祇と記せるは漢字を假て書るのみ後御世に支那の地祇をまねて山川などを祭らるゝ御世とありて後また假に社格を天神地祇と名稱をつけて尊卑を分別たまへるは上古の天神地祇には係らぬものあるをや

崇神帝紀に先是天照太神倭大國魂二神並祭於天皇大殿之内然其神勢共住不安故以天照太神託豊鍬入姫命祭於倭笠縫邑仍立磯城神籬亦以日本大國魂神託淳名城入姫命祭云々この日本國魂神を論者大國主命と同神ありと思へるにや論中必ず神武帝大倭を平定して大三輪君より五十鈴姫を皇后に納給ふ後の事あるへく云々といへるは深く辨へざる説なり國魂神とは其國々の靈を祭れるにて大和國の國魂神を宮殿内ふ祭り給へるなり神武帝大和に皇都を建給へる時より祭り給へるものあるへし國

魂神を大國主命と混て論へるは大國主命の亦名顯國と魂と稱せるより思ひ誤れる者あり顯國魂といへる顯とあるに眼をつけあはれこれに對て幽に國魂神なるといふのつから察知あむ大和國魂神の式に山邊郡大和坐大國魂神社とあるにて三輪神とい異すると明けし式に載せられたる生島巫祭神の廣く食國の國々の國魂を一所に集めて祭り給へる事は生國足國止御名波白氏辭竟奉者皇神能敷坐島能八十島者皇神等能依奉故とある祭文にて明けしこの生島巫祭神の御代より宮城内に祭始給へるか其源の記したるものなければ知りがたしされど大和國大魂神の事を思へは天皇の知食國々の國魂を古代より祭り給へりと思えたり大和國魂と國魂を冠らせて稱へたるは他國魂に對へたるものあり大物主神の大田々根子を以て倭大國魂神は市磯長尾市を以て祭れる同神ならざる事明けし

崇神帝紀に倭大神著種積臣遠祖大水口宿禰而誨之曰我親治大地官者とあるは論者おぼは敢てとるに足らぬ説として眼もつけず有べけれども假令空言にもせよ當時種積臣も國の魂を祭れりと思ひ衆人もしか思へるが故も大地官といふ事をいへるは當時國の魂を祭れる証なるをや論者の如き僻見を以て見れば國魂を祭ることの支那の地祇より移りたることと思ふべしとる事にあらずこれを論せんは長談に渡るべけれこのにのいふ事はとまれかくまれ地祇を祭れる事神武帝の御世より有ること著明にて祭天神地祇と見ゆる同帝紀の文のあやしむべからざる事なり



神道は人鬼を崇拝せずといへるは何事ぞや御世御世の山陵を祭り給へるをいかに思へるよか山陵を祭り給へるは人鬼を崇拝するにはあらざるか論にも足らぬみだりことあり神代三陵を山城國葛野郡に造りて祭り給へるは日向國の遠隔あるを以て此所に人鬼を招て祭り給へるにあらずや。また論中に天子に神社を建てたる例なきに臣下に神社を建て朝廷より祭らるゝことハ斷々あるべき理に非ず。といへるは何事ぞや神社を建ずして神鬼を崇拝することなしとかもへるにやあまりある文言愚見といふべしすべて神社に社殿を建るは遺物の神寶を納るゝためにて祠を保久長を訓める言意思ふべきあり上古ハ建盤境にて祭りたるをや三輪神社に祭殿はあれども神殿なきをふもふへし其他諸神を祭る所に社殿なきハ枚擧げいとまゝらず古墳の側に祭れるをみてまどるへし社殿ハ後世に設けたる者多かるへし天皇ハ皇祖天照太神を始めて御代々の皇靈を祭り給ひ臣連國連等は其祖先を祭り公民もすべて其郷村に各々の氏祖又は其郷里の上古に功績ある靈人を祭りて或は氏神或は産土神と稱する事とも即我國俗にして上古より今に變れる事なし報本反始の敬禮を盡せるものにて幸福を禱るためのみに起りたるものにあらず後世僧徒これに佛説を附會して種々の名稱を唱へ愚民を惑し攘災招福の祈禱をその靈場とあしたるものなり朝廷より臣下の祖神を祭り給へるは上古の功績に報ひ給へるにて臣連の祭祀する社に奉幣を給ひたる中ハ重きハ官社として厚く敬禮をし給へるありまた皇祖臣祖の他に國魂山神水分神の類ひもみよ山鬼神魂とい

へハ神魂地祇といへば地祇にて名稱を別て論へるは支那僻の甚しき者にて愚説といふべし論者は神体をきつ天を祭るありといへるもをりし神像と造れるハ佛像より習へるものありて古俗にあらずまた各社にかき者を神体としたるハ大神宮の鏡劔と習へる後世のことにて僧侶などの造りて納めたるハ所謂神鏡劔と其社の縁故實にて祭始たる時より社殿ハありとありとよく其社々につきて古史を考へて分別すべき事なり

太神宮も天を祭あり三種の神器は神坐を飾る古俗あり。といへるは何事ぞや申さるもいみじきたわ言にて妄言とやいわん奇説とやいはむ論者のひたすら己々祭天の説を言張らんとしたる憎むべきみだりとなりいかに及ばぬ事ながらいさゝか之を辨せん。まづ天石窟前に賢木に附たる鏡劔等の祭天の器にあらず天照太神に献れる物ある事ハ三歳の童子もよく辨へ知れる物なればこそ後まで皇太神ハ所持し給ひて天孫に授け給へる事いふまでもなきとなり鏡劔玉などを君に献ることハ此時より始まりて後は天下に崇敬の禮を表する例器となりたるあり景行帝紀に豊國の神夏磯姫が。拔磯津山賢木一以上枝一桂一八握劔一中枝桂一八咫鏡一下枝桂一八尺瓊云々參向。とありまた仲哀帝紀に筑紫の岡縣主。また伊親の縣主。あど同じく賢木に鏡劔瓊を桂て献れるハ天皇行幸を奉迎して敬禮を表したるあり中にも伊親の縣主ハ此三種の器に寄言して天皇を祝し奉れる詞さへあるをや又如此器物を諸神社に納むるハ君よ獻るに准ひて神



にも獻りたるものにて現神と坐天皇も天神地祇も共に神と稱して尊敬する我古俗よて祭祀の式は朝拜の式にかへれる事なく天皇へ方物を獻るも諸社に初穂を獻るもかはれる事なし天皇もまた諸國貢物の荷前を大神宮をはじめ山陵また諸神社に献り給へる舊儀ハ皆同一の意あるをや

天照太神の天孫に授け給へるハ其意異にして申をもかしこげれと寶鏡ハ皇大神自らの御魂代として皇孫長く天祖を崇拜して報本の意を忘れしめざる爲に授けたまひ寶劍之皇孫護身のためある事今更いふまでもなきとありこれに依て天皇ハ御代々寶鏡を直に皇太神と思食て祭祀崇拜の禮おこたらせ給はざるなり崇神帝紀に以て天照太神ニ託<sub>レ</sub>豐鍬入姫命ニ祭<sub>ニ</sub>於倭笠縫邑ニ仍立<sub>ニ</sub>磯城神籬ニ云々垂仁帝紀に離<sub>ニ</sub>天照太神於豐租入姫命ニ託<sub>ニ</sub>于倭姫命ニ云々故隨<sub>ニ</sub>太神教<sub>ニ</sub>其祠立<sub>ニ</sub>於伊勢國ニ云々いづれもみ奇直に寶鏡をさして天照太神と白たるをねもふべし論者ハいかに見たるよか察するに例の僻見よりこれらの文をも後に撰者の改たる者としたるあるべしされと寶鏡を直に皇太神と白す事ハ諸書ハ同じくあれども祭天の飾物の如く云へる説はなき者をや論者ハ我國躰は祭天の古俗を改めざる故に堅固なりといへどもさる宗教説より出たる國體にあらざるも一申すまでハあけれども天壤無窮の神勅の著明なる國體にて此の神勅自然國民精神に感染して天孫を奉戴し遵奉服従すべき事と固く思へる古俗なり天皇は皇祖天神を祭祀給ひ臣民ハ祖先氏神を祭祀し各々其職を守りて朝廷に奉仕り上下其意を同一よしして建國の始より今日に至りたる萬國

に比類なき最尊最勝<sub>レ</sub>國躰ある事ハ今更に演舌を費すまでもなく先哲常に云ひ來るとなるをや然るを論者の如き奇説を吐て何の功ある哉却て害を引出すべきを何ぞよくおもひはからざる論者の祭天説ハ歴史研究に非ずして歴史を駁したる外おしとを悉く論むもくたしく衆人によく辨知れることあれば論文細目の辨ハ暇あらん日に書てんとす

### 久米邦武氏云々

### 後進 伊能 嘉 矩 述

造言亂民の刑、豈夫れ徒爾ありとせん、一夫夜號んで四民荷くも之れに應せば、依りて以て國是を毀り、國安を損するもの、亦蓋し勘じとせされはあり、況んや百世師表の器、一言にして能く天下の法を爲るの人、妄りに自家の偏斷を提げ來りて之を世に公にせるに憚らざらしめハ、滔々たる天下、仰て其下風に立つもの、安んぞ知らん、依りて以て彼の思ひへき偏信の思想、之れハ涵養の端を是の時ハ啓くに至るを、古の君子、常に言に慎み行に省みるもの、夫れ故ある哉、

文科大學教授久米邦武氏は、學五車に富み、識八紘を該ね、殊に其長を史學の考証に見るの一事や嘉矩已に其聲を耳にせる久し、而して氏の所説、依りて以て史學の前途に機軸を與へ、千古未發の事實、爲めに其の雲霧を拂ひ、萬歲終天の奇冤、爲めに其誣枉を免かる、を得たるもの、點々幾多數へ來らば、其斯學に功ある、豈夫れ必らずしも少しとせん、何ぞ圖らん、今にして漠然たる空想を畫き出し、敢て紛更



を一國の成史に試みんとするの舉に出でられんとは、殊に恐る、非凡の空想一たび出で、一世の狂趨、爲めに茲に靡然たるもの、古今の事例亦已に乏しとせざるを、嘉矩淺學寡聞の資、敢て妄りに質疑の筆を用うるもの、蓋し一片の杞憂禁ずべからざるに出づるのみ、若し夫れ其疑を質その要、幸にして淺學寡聞の見に出づるに過ぎずとせば、請ふ、一篇の諭示、以て其愚の疑を釋かるゝに吝まれざることを、氏は、史學會雜誌第二十三號、乃至第二十五號の紙上に於て、

神道は祭天の古俗。

てふ、一篇の考証を公にせられたり、而して其斷ざる處の事項、綱を立つること凡そ十一條、

等 條々説き來る處、其材を収むるや該博に、其事を擲ぶるや幾んど數千言、正さに近來史徴の一大文字たるを見ると雖も、其一篇の主腦の存する處、

(一)神道を以て、誘善利生の旨を以て爲し。

(二)想像の神。

(三)祭天の宮。

と斷ずるに至り、良し、其該博の材、以て見るべきものあるも、將た其據事の秩、以て鑑むべきものあるも、寧ろ疑點を辯難の筆に質して、之れが黑白の判を決するべくんばあらざるべし、何となれハ一

ざるの數に属すればあり、

然れども嘉矩豈敢て辯を好まんや、殊に淺學寡聞の資、妄りに議を先學の所見に措くに至りてハ、固と是れ長者に奉ずるの禮にあらざるを知る、故を以て其末節細項に涉るの疑點に至りてハ、姑らく茲に之を辯ずるを避け、今只以上三項の主腦を關し、聊か管見を吐露して以て、氏は是正を煩はる處あらんと欲せ、蓋し是れ國民教育の施設に向ひ、日本歴史の關係上、其影響を處の結果、寔に鮮からざるものあるに依る、

氏の説に曰く、

敬神ハ日本固有の風俗あり、中比に佛教を外國より傳へてより、合せて政道の基本となりたり(中略)氏の此言や、之を再言する時ハ、我が國政道の基本を以て、重きを佛教の上に置き、而して誘善利生の本旨を以て、獨り佛教の獨占に歸せんと欲するものに似たり、

嗚呼是等の言を爲せ、果して正當に國史を解し、將た正當に國體を重んずるもの、言と爲を得べしとするか、願ふに我が神道と國體とハ、二者相須つて離るべからざる歴史的關係を有することハ今將た姑らく言はずとせざるも、苟くも誘善利生の本旨ハ、是れ即ち神道の本旨にして、又我國自然の精華に属し、彼れ儒教の如き、佛教の如き、適ま以て此神道の本旨を潤飾し、此自然の精華を發揮したるに過ぎず、



只所謂「ことわけせぬ國」の通態上、古來不言の間に、無限の大道備具したるのみ、彼の古事記開卷の初葉に所謂、

於コトニツイツクミヨロクノコトモセサ是天神諸命以イザナギノミコトイザナミノミコトフタツノツクガミニノリヨササ。詔伊邪那岐命伊邪那美命二柱神コノミヤノホコラケルケニヲカクメチセテ。修理固成是多陀用幣流之國アミノスホコラケルニヒキ。賜天沼矛而コトヨラシメヒキ。

○言依賜也。

この詔旨の如き、又天祖のみ躬から皇孫日子番能邇々藝命み向はせられ、

コトヨラシメヒキ此豊葦原水穗國者。汝將知國。

とことよさし賜ひし如き、當に我が建國の大本旨のみみならず、實に誘善利生の本旨あるにあらざるなきか、而して神武天皇の殊に鳥見の山中に天神を祀らひ給ひ、報本反始の大孝を申ね給ひし事の如き、當時未だ儒佛の教、我國に傳へられたるにわらずして、而かも能く萬乘の至尊を以て、此躬行を示させ賜ふに至るもの、豈是れ取りて千古に法とるべき、誘善利生の本旨にあらずや、尙ほ細かに其徴を史典の上よ求め來れば、早く神代の時よ於て、將た人皇の世に於て、幾多の例證續然として溢るゝが如きあるを見ん、故に神道の國體の淵源を處、古來祭政の一致を以て其國を建てたる所以ありとせ、而して氏の獨り以爲らく、是れ果して何れ言や、顧れば創めて國を建つる今に殆んど三千歳、熙々雍々として能く其隆を傳ふるもの、純ら神道の本旨を以て推し來れるのみ、儒教、佛教其本旨に於て何かあらん

や、氏の言の背理、是に至りて復た辯ずるを要せざるべし、且つ畏くも教育は關する 勅語に宣はずや、

我カ皇祖皇宗。國ヲ肇ムルコト宏遠ニ。徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ。我カ臣民。克ク忠ニ。克ク孝ニ。

億兆心ヲ一ニシテ。世々厥ノ美ヲ濟セルハ。此レ我カ國體ノ精華ニシテ。教育ノ淵源。亦實ニ此ニ存ス

斯ノ道ハ。我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ。子孫臣民ノ俱ニ遵守スベキ所。云々。

嗚乎、氏たるもの、殊に任を高等ある教育の官に奉ずる氏が如きもの、豈夫れ少しく顧慮を所なくして可あらむや、

又氏の説に曰く

(前略)神トイフ者ヲ想像シ出シテ(中略)何國ニテモ神テフモノヲ推究ムレバ天ナリ、天神ナリ、(中略)

嗚乎、此種の言の如きハ、當に我神道を無視するのみならず、其國史を無視するの甚しきものにして、

亦豈國體の上に關係を處せんとせん、古事記の開卷第一に曰はばや、

天地初發之時。於高天原成神。名天之御中主神

然らば則ち載せて史典の記する處、氏ハ正さに没して以て想像の實事と爲さんと欲するか、而して彼の八神の殿、歷朝恒例の祭儀を立てさせ給ふもの、且つや不完全なる哲學的の流亞を酌み、徒らに夫の無







遺址なりと爲きこと能はざるなり、且つ彼の大寶の令、全國の神社を分ち、大中小の等を立つるの時に  
方り、皇親の神を以て大社となし、伊勢神宮を以て其主に置きしり、令文の載る所今に已に詳かあり、  
氏ハ尙ほ之を以て疑ふべしとあさんとするか、又延喜式に載る所の祝詞の如き、實に中世の書記に係  
れるものあるも、我國文中最古のものに属するは、氏も亦認むる所あるべし、其所年祭の祝詞中、伊勢  
太神宮ヲ申す詞の一節に曰く、

伊勢坐天照太御神大前ニ申云々。

又蓋叢抄(文安三年觀勝寺の僧行譽著)に曰く

日輪ハ、即チ伊勢太神宮ナリ、天照太神ヲハ日ノ神ト申ヌ云々、

林道春の神社考に曰く、

舊記曰、南京東大寺、中央蓋遮那大佛者、表天照大神之本地、左面觀音者、天兒屋根命、右脇虚空藏  
者、太玉命、鎮守權現者、八幡大菩薩也ト見エタレハ、伊勢太神宮ノ神牀ニカマドリ、中央天照太神  
ト、左右兒屋根太玉ノ二神ヲモウツシタルモノナリ、

と、是れ皆古來伊勢の神宮を以て、天祖を奉祀せるの處と爲せし確徴を窺ふべきなり、而して氏ハ獨り  
一片の空想を以て、斷じて他の何の據ありて然るを知らざるあり、是れ豈史家が其史の證を考ふる所以

の法ありとせん、

其他、最も其間を措くこと能はざるの點に属するも殆んど其旨意を前陳の要目に同ふし且つ文の冗長に  
失するを避くるが爲め、今や姑らく之を缺く、嗚乎、嘉矩淺學寡聞の資、隨て涉獵博からず、檢覈精を  
らず、故に敢て之を以て難を先進の長者と争はんとはならず、只一片の赤心、國體の尊ぶべく、歴史の  
重んずるべきを信するが爲め、之を漠然の空想に訴へて、妄りに成史に紛更を挾むことの如きハ事體の  
係る處頗る大なるを知るに依るのみ、況んや其言ふ處、百世師表の大器、氏の如きの筆に出づるをや、  
天下の仰て下風に立つもの豈直ちに取れて自家の履踐に供するべきを保せんとせんや、今にして敢て其  
疑ふべきを質するもの、亦是れ仁を師に譲らざるの微意あり、氏よ、夫れ以て敬ふべしとせば幸甚、齊東  
の野人、禮に習はず、語辭敬を失とるものあらば之を恕せよ、

稿者曰く予の此稿を草する實に數週の以前に在り而して其の印刷半ば成るよ及んで史學會雜誌發行停  
止の命あり是に於て此稿の文字亦憚を措くべきものあらざるか爲め敢て之を抹殺し附す焉讀者幸に之  
を諒せよ

教育報知抜録

田口卯吉氏の所論に就きて

同人



林子平の嘗て海國兵談及三國通覽を著はすや、幕府命じて其鑿版を燬かしめ且つ之を仙臺に錮す其罪名  
宣告の文に曰へらく、

其方儀例令利慾に不致候共一己の名聞に拘り取留も無之風聞又ハ推察を以て異國より日本を襲候事可  
有之趣奇怪異説等取交せ著述致し(中略)不憚公儀仕方不届の至に付兄嘉膳へ引渡於在所塾居申付候  
尤板行物並板木取上る

と、而して世の之を論ずる者、歸するに海宇清寧人安無事、外寇の變の如きハ、之を度外に置くの失を  
以てせど雖も、當時幕政を輔佐するの任、桑藩中興の明主、松平樂翁公の賢を以てし、豈に夫れ一も其  
見の此に及ばざるに出づるとせん、試みよ去つて其身を幕府當時の事體に置かば、蓋し亦勢の已むべか  
らざるに出でしが如し、是れ豈獨り、徳川幕府が政略上特に其然るを見るべきのみあらんや、洋の東  
西を問はそ、國の古今を論せず、苟も國を建て、治を爲すの邦に在りては、其國治安の政略上往々にし  
て特殊の制限を見るに至るを免かれず、夫の無神説の終に宗教國に容れられず共和制の竟に君主國に容  
れられざるもの、如きハ正に其的例とも稱すべきあり、況んや畏くも皇祖皇宗の遺訓に係り、天壤無究  
の國是に關するものに於てハ、所謂る之を古今に通じて謬らず、之を中外に施して悖らそ、僅爾頓沛、  
之が拳々服膺に力むるの他あるべからざるあり、苟くも見を一片の空理に馳せて、眼中に歴史なく、徒

に空間の觀念に泥んで、時間の經過を顧みざるもの、如きは亦是れ國徳を紊るの罪者、一日も其生を偷  
するを容るを可らざるあり、而して夫の「學問及言論ハ自由あり、然れども常に其國家の事體に害ある  
範圍に於てそ、」との一金訓を胚胎し出すもの、固より之れが爲めあらざんばあらざるあり、

久米邦武氏がものせられたる、「神道ハ祭天の古俗」てふ考證の、史學會雜誌に出づるや、博學宏才を  
以て名にしおふ田口卯吉氏ハ、之を其主幹する史海に轉載し、且つ之れに附言して曰く、

久米邦武君ノ史學ニ於ケル古人未發ノ意見實ニ多シ而シテ余ハ此篇ニ於テ最モ敬服セリ云々

と、余輩當時以爲らく、久米氏の奇説彼れが如くにして、田口氏の頌揚此の如きハ何の故ぞ、已にし  
て久米氏の所説ハ、端なく世人の疑難を惹き起すに至り、氏も亦大に悟る處わりしおらんと思ひきや、  
再び一篇の論文を府下二三の新聞紙上に載せ、「神道者諸氏に告ぐ」てふ意見を公けにせられたり、  
所論の劈頭、説き出さる處のものは何事ぞ、氏ハ彼の久米氏の奇説を採りて、史海に轉載するの事實を辯  
護し、其意の存する處、我が神道を打破し、若くハ皇室に不敬あるの意志あるにもあらざるを表明せん  
とせらる、に在るか如し、其意志や寔に善し矣、然れども敢て辯護の筆を用ひて、隠に之れが既往を曲  
庇し、過つて之を改むるに憚かるの跡ある如きに至りては、余輩之切々氏の爲めお惜まざるを得ざるも  
のあり、氏が辯護的所論の初筆よ曰へらく、



唯々問題の日本古代の歴史の研究に今日の儘に放擲して可あるやと云ふることは是より本居平田等が古事付けたる解釋の他新説を出せば皇室に不敬あるや否や是より嗚呼余之を信ぜざるあり(中略)見よや彼の水戸の義公が古史を隨意に研究したるを見よや思ふに公の皇室を重んじ國家を愛したることの神道者諸氏の洽く首肯する處からん然りと雖公の大日本史に於て神道者諸氏が最も尊信する處の神代史を抹殺し去りしにあらざるや其神武天皇紀中に神代の事を記する所ありと雖も造化三神も國常立尊も神異不測の四語を以て抹殺せられたるよあらざるや今神道者諸氏が久米氏を責むるを見るに曰く天御中主神以後一系連綿たる皇統も架空の説に歸すべきありと然れば大日本史か全く之を抹殺し去れるに如何假令想像たりと雖も自ら信をへき部分を執り之を記するに尙ほ信用を存すと云ふべし神異不測として抹殺するに至りては復た諸氏か國祖とせる所の神名をだに知るべからず諸氏之を何と云ふや諸氏か皇室の尊嚴を損し國體の秩序を紊亂せといふに恐らく久米氏にあらざるして水戸義公にあらざる乎と、我國古代の歴史の研究に、之を今日の儘に放擲するの不可あるに、余輩も夙に之を知る、而して彼の本居平田等の諸先が解釋せられたるもの一々誤謬なきを保せずと雖も、其出だを處の新説として、牽強經會、妄誕不經、爲めに千載の成史を紛更するの傾きあるに至りては、輒ち是れ國家の事體に害なきの範圍を逸脱するもの、已に其學問及言論の自由を放任すべきの限度にあらざるべし、嗚呼氏に其文中に

斷言をらく、余と雖も日本國の一民あり、國家萬一の場合に於て、國家の干城たるよ於て、未だ必ずしも神道者諸氏の後にあらざることを期するものありと、嗚乎、眞に國を愛し義を思ふの赤誠、斯の如きの人にして、敢て忍んで彼の如きの言を爲さんとるか、是に於て乎余輩は、論篤是與、君子者乎、色莊者乎」の疑なきこと能はざるあり、而して其末引くに水戸義公修史の事を以てし、夫の大日本史を目して、神異不測の四語の下、全く神代の歴史を抹殺し去れると爲せ、何ぞ其誣妄も亦甚たしきや、此點に於ては余輩先づ大日本史の編輯如何にして成りしやを述べざるを得ず、(姑らく氏の語調を借る)、大日本史の巻初録をる處の、文化七年十一月水戸治紀公進大日本史表に曰はすや、

帝王授受 三器徵 神聖之謨訓 寶祚之隆興天壤無究(中略) 欽惟 皇帝陛下紹 天祖之正統 神明其德照臨八方(中略) 臣五代祖光國少而好學勇乎爲義雖身在外乃心 王室每慨舊史之闕文欲修歷世之實錄開館聘士輯錄名山通邑逸書購求之切馳使幣于遠邇因人傳奏 許借 蘭臺石室秘冊繙閱之勤忘寢食於晝夜貫穿馳騁集衆技以成效取捨裁斷發獨得之特見紀志表傳創立一家之言筆削信疑庶爲萬世之鑑起自神武至于明德叙次一百代上下二千載闡幽微顯原始要云々

と、其寶祚の無究を以て、遠く神聖の謨訓に歸し歷世の皇宗を仰ぎて、天祖の正統を紹がせ給ふと爲すの一事に、以て水滸幾世の修史が、其主腦の存その處、此一點に在るを見るべく、而して特に神代の歴史を



零せし如き、専ら編成の體要を、彼の史紀に摸するに在りしが爲め、主として筆を人皇の肇基に起るとに因りたるのみ、故に之を再言するときは、編史の體要上、之を略したるあり、抹殺したるに非るあり、之を筆に零し史に記せるを見ずと雖も、其修史の主腦、神裔相承、列聖續統を認むるに至りては、確然として夫れ動かすべからざるを見ん、是其神武天皇本紀の中、先づ神代史の概要を擧げ、其國體の淵源を明かにしたりし所以あり、獨り慥しむ、氏は尙ほ之を以て疑ふべしと爲し、文中、

上世之事年代悠遠神異不測總而稱之曰神代云

文字あるが爲め、之れを以て其神代の歴史を抹殺したるものと爲せ、是に至りて氏の誣妄は、愈々出で、其甚しきを見る、而して同文の中、

天祖之胤傳於無窮故騰極謂之日嗣

の文、氏は將に解して愆文と爲さんとせるか、苟くも然らずとして氏の説に従ひ、豈同文の中、其意義の撞着するを見るにあらざるや、且つや氏は力めて神異不測の四語を固執し、解して神怪信す可らざるの意と爲すが如しと雖も、恐らくは氏の解義、其穩當を缺かずとせんや、之を釋して天神の靈妙、人智の測度すべからざるの意と爲せんと寧ろ肯綮を得べきに幾からざるや、彼の萬葉集にも見ゆる、

そめらざばかみしませのあまくものいかつちのうへにいほりせるかも

この和歌の如き、一に其意を天神の靈妙に寓して、帝徳の不測を頌揚したりしもこれにして、義公が神異不測の四語を用ひて、神代の事を斷せし所以のもの、只古人が神に對するの觀念を述べて之を文に顯はしたるのみ、蓋し亦是れ「述而不作」の意、何の疑ひを其間に措くべきかある、嗚呼自己れ庇曲は便せんが爲め、枉げて古人の所説を釋し、甚しきに至りては、諸氏が皇室の尊嚴を損し、國體の秩序を紊るといふに、恐らくは久米氏にあらざる乎」との斷言を爲せに至る、是れ管に禮を先賢に失するのみならず、豈夫れ正當に史論の筆を用うるもの、法ありとせん、昔者褒公社を宰我に問ふ對へて曰く「夏后氏以松、殷人以柏、周人以栗、曰使民戰栗」と、孔子之を聞きて曰く「成事不説遂事不諫、既往不咎」と、余輩も亦、敢て成事を説きて、既往を咎むるにあらざると雖も、其遂事豈一言の苦諫を進めざるを得ん、

曰にして氏は又古事記の序文、

於是天皇詔之朕聞諸家之所賚帝紀及本辭既違正實多加虛偽當今之時不改其失未經幾年其旨欲滅斯乃邦家之經緯王化之鴻基焉故惟撰錄帝紀討覈舊辭削偽定實欲流後葉時有舍人姓稗田名阿禮年長廿八爲人聰明度目誦口拂耳勤心即勅語阿禮令誦習帝皇日繼及先代舊辭然運移世異未行其事矣伏惟皇帝陛下得一光宅三通亭育(中略)於焉惜舊辭之誤忤正先紀之謬錯以和銅四年九月十八日詔臣安萬侶撰錄稗田阿禮所誦



之勅語舊辭以獻上者云々

を引き、古事記其物の本文と雖も、字々句々、皆な眞事實を記せるものありとの信する能はまとして論斷すらく、

此文を熟讀せば一は以て古事記の成る所以を知るべく一は以て古事記に對して幾何の信用を置きて可あるやを知るべし蓋し我邦に於ては皇室を始め朝廷名族の諸氏に於て皆知るべからざるの古代より口に相傳へたる舊辭ありしなり(中略)天武天皇ハ則ち其口に傳へたる舊辭を訂正撰錄せんと企て玉へるあり天皇の勅に見るに或ハ曰く既に正實に違ふと或ハ曰く偽りを削り實を定むと當時舊辭の紊亂したりしを知るべし然らば則ち知るべからざるの古代より口々相傳へたる舊辭に虚偽なきことを保證し得べきや否や云々

と、甚たしい哉、氏が詭辯、巧みに説を拵げて我意を穿つを敢てせるや、孫弘が堅白異同の論と雖も、恐らくは將に舍を避けて顔色無からんとを、然れども説の枉ぐべし、竟に人を誣ふべからざるなり、願ふに當時の舊辭中、虚偽を加へし者の多かりしハ、疑べくもあらずと雖も、未だ之を認めて舊辭の紊亂を知るべきものと爲すべからざるあり、是れ其勅中、「當今之時、不敗其失、未經幾年其旨欲滅」との語ある所以にわらずや、然るに氏の早くも之を以て斷して曰く、知るべからざるの古代より、口々相傳へ

たる舊辭に虚偽なきことを保證し得べきやと、保證し得んが爲めにこそ、當時時に勅して此の撰錄を企て給へたるにぞわれ、是れ撰者が其序言中に於て、「謹隨詔旨、子細探撫」の文ある所以あり、良し、假りに十歩を譲り、百歩を譲り、氏の言の如く、阿禮の記誦、一字一句能く忘却せる能はざりしとするにせよ、是れ只一字一句の差のみ、豈其建國の大體、國體の淵源に至るまで、全く眞事實を記すること能はざりしと爲そことを得ん、然らば古事記を以て、我國史中の完全なるものと認め、其字々句々の眞否は兎に角、之が大體の範を此書に取らざるべからざるは、豈夫れ見易きの理あらまや、況んや當時尙ほ古代の風習を遠ざからざるべきの記實を以てして之が虚偽なきことを保せずといはれ、況んや二千餘歳の後に生れ、徒らに一片の空想を訴へて、其眞を得んと欲せるをや、徹頭徹尾其誤謬を知らんと欲せと雖も、豈得べけんや、

シヤパーレーン氏曾て古事記を評して曰く

日本に書籍と云ふ者出来てより以來殆ど千三百年の間多數の書世に出てたれど最も大功ある者は古事記にそめる其ハ紀元七百十二年を以て成功したるものあり其を大功ありと云ふ故ハ古代の日本の神道風俗言語及傳説を載せたる事他書よりも誠實ありたり實に此書はチヌーテニアン・オスシイニアン・アルマイナツの種々の名稱を以て稱せられたる一大人種の最も舊き典籍にしてノンアリヤン印度の最



も舊き文書の現存せる者より比するに尙は百年も古き者あり此の書の成り畢りたるより後ハ支那風盛ふ渡り來りて之れが爲めに固有の日本風俗ハ湮滅せらるるに至れりされバ日本の事情を考究する者今の日本風俗及思想ハ元々々全く隣國より移し來りし者されば此れを實に日本固有のものと誤解することなく日本純粹の事實を考究せんと欲せば宜しく先づ古來記を第一とし其他萬葉集祝詞等の二三の書を見るべきなり

と「外人の評語、故なく糟粕を嘗むるにあらず、實に其達觀の能く余輩の心を得たるものあるを見る、然るに何事ぞや、氏ハ末文に自稱せらく、

予が古事記を見ること此の如くにして而して其解釋は於ける彼れが如し（中略）荷くも上古の尊達を以て神靈ありと信ぜずんば國体の秩序を紊亂し皇室の尊嚴を毀損するものありと云はハ日本の神道は殆んど羅馬教の千六百年代に於けるが如くあり余輩新説を唱ふるもの皆異端たらんのみ云々と、隱に彼の噴々たる世論が、久米氏の古事記を無視せりとして、辯難せるを非とせるもの、如し新説固より唱ふべし、我國古代の歴史の研究や、亦今日の儘に放擲すべからず、然れども學問及言論ハ、其國家の事體ハ害なき範圍に於て自由なり妄りに空想を其範圍の外に馳せ、敢て一國の成史を紛更し、延きて紊亂を國家の事體に及ばさんとせるが如きハ、力めて之を避くべきの事とせざるを得ず、今に於て氏

が神道を打破し、若くハ皇室に不敬あるの意志あるとあらざるを表明せんとするや善し矣、唯氏が此意志を率ゆるに、何故に一たび前非を翻へし、斷じて其過を改むるに憚かるの色あるが如きかを異しむ、而して余輩をして、此に彼の外人の古事記を評せるの片言を引用せしむるの必要あらしめたりしを惜む博學宏才ある田口卯吉氏以て如何とす、

教育報知抜録

破邪論

蘆の舎徳明

古語に曰く荷<sub>レ</sub>旃被<sub>レ</sub>毳者難<sub>ニ</sub>與<sub>ニ</sub>道<sub>ニ</sub>純絲之麗密<sub>ニ</sub>藜合<sub>レ</sub>稷者不<sub>レ</sub>足<sub>ニ</sub>與<sub>ニ</sub>論<sub>ニ</sub>太牢之滋味と余一日貌姑射の山巔<sub>ニ</sub>時立して世上の風潮を觀察するに一吹一起其奇觀究り無し既にして歎じて謂らく嗚呼馬鹿々々しいか<sub>ニ</sub>宇宙の廣博ある人類の雜多ある馬車に乗る人あり腕車を挽く人あり乗人ハ四顧眺望悠々然たり挽手は奔走流汗涸々然たり挽手ハ挽手の辛苦を知むや挽手も亦豈乗手の愉快を識むや然れ共挽手時有てハ一碗立飲の樂あり乗手も亦時有て懷中冷淡の患あり是を以て乗手は常に長途にして下直ならむ事を望み挽手は恒に半途にして高價を得む事を欲す此則ち各々其境界異かれハ其欲望せる所宛も風馬牛の如きのみ然れ共宇宙廣博にして人類雜多あるを以て其中に忽ち乗手が四顧悠望の快を以て挽手が流汗の辛苦を償はむとし卒に挽手が一碗立飲の樂を以て乗手が懷中の憂患を慰せむとせるが如き月露を混同したる一種の僻學流あり僅に支那の載籍を誦て唐宋の糟粕に酔ひ聊か歐米の學術を覗て宇宙の眞理ハ此他ハ無と



思ひ此意見を懐て皇典を素讀するが故に宛も舊者の摸象の如く其一斑をも識了すること能はず曉々とし  
て皇神の大道を誹議せむと此豈事物變遷の一端を睨視して罔極の天地を測量せむと爲るも異ならむや  
此等の僻學者は固より神人の別を知らず幽顯の境界の何たるを辨へざる者なれば齒牙に挂るに足らずと  
難ども今や滔々たる天下如斯僻學者充滿し勤もそれば蚊虻雷同して富強を搖さむと爲るの勢ひをさせり  
依之て嗤々たる群小の迷惑を惹ざるを保し難し茲に於てや此輩と共に罔極の天地を談じ皇神の大道を論  
ずるの益なきを以て今少<sup>イ</sup>か彼等の言論に就て其龍噴蛇尾あるものと無證臆斷なる者との一二を批評して  
餘は風を望むのみ彼僻學者が神道は祭天の古俗と云題目を掲て喋々數章の僻論を吐露せしが先づ第一  
其論目を正しうせむ其謂ゆる天との何をか指せや只蒼々たる穹隆を指せか將又宋儒が天とは理あり故に  
天命との天理の然らざるにして天に口舌あり諄々として面命するの謂に非ずと云るが如き理體を指せか  
將亦在天主宰の神靈を指せか今姑く論者か論中に就て之を證せむに其第一章國民敬神の結習を論する條  
に支那朝鮮も厥始の祓除祭天の俗より發達したれと早く時世の推遷よつきて本を失ひ國體も變化して動  
搖不定の國域と成たるも日本のみは建國の初に天神の裔を日嗣の君と仰ぎてより固く古俗を失せずして  
其下に國を成たれば云云雲上の至尊より野村裏店の愚民まで毎日毎年に天に事へ本は報いる勤めは一規  
よして勤めずして存し令せずして行はれ君臣上下一体と成て結合したるの國體の堅固ある所にて思へば

涙の出る程なり云云と云るを以て觀ればまづ在天主宰の神靈を指せもの、如し然るに其天神と云を解  
釋するに就て其第二章東洋祭天の起りを論する條に祭天は人類樞樞の世に於て單純なる思想より起りた  
る事なるべし蓋し人類の始は云云天然の産物を假て生活を逐れば其恩惠の難有くして寒暑風雨の變化の  
怖しさに必ま彼蒼天にこの世を主宰する方の坐まして我々に禍福を降し給ふあらむと信したる觀念の中  
より神と云者を想像して出し崇拜をせし云云何國にても神てふものを推究むれば天なり天神あり日本に  
てカミてふ語は云云皆上に戴く者あり其神を指定めて天御中主といふ支那つてと皇天上帝といひ印度に  
て天堂といひ眞如といひ歐米にてゴットと云皆同義なれども祭天報本の風俗の各異なるのみ如此神は  
上古人の想像より出たるものなれば人智の稍發達して風俗の厓雜あるに從ひ其種類増多し終に際限も  
なく牛鬼邪神靈豕まで敬拜するに至る國もあれど是は次第に枝葉を逞ひたるよて推究むれば天神より地  
祇を出し神祇より人鬼を出し終には物怪を信するに至りたるのみ是も人智發達の初期に於ての多少一度  
は免れつる事あるべし云云と此一篇の主意を要言すれば神なる者は上古朦昧野蠻の愚民が觀念上より  
捏出したる想像物にして其實體は虛無ありと云に過ぎず且又上古は其想像物ある神も上天の一神ありし  
を後世地祇の多神と成り終には人鬼禽獸虫魚物怪等の數多に及ひしは人智發達の初期に於ては多少一度  
は免れざるあるべしといふ語氣を玩味すれば全く歐米陳腐の世態學の口氣にして吾國現今多神拜崇の風



俗を人智發達初期の朦昧を脱せざる野蠻風と誹毀するに過ぎざるのみ若果して然らば縦令や方今多神崇拜の風俗を變して上古の如く上天の一神を祭祀して歐米に流行せるプロテスタント教とかユニテリアン教とかの如く成らざるも尙其上天の一神の人民の想像より捏出したる虚偽物にして其上天の神孫を萬世一系の皇統と仰くも畢竟古朦昧の人民が當時の帝王の譎詐を欺かれたる事と成りて吾が國体の數千年來虚偽を以て堅めたるものと謂ざる可らず然るに論者は尙如此譎詐欺誑の國体を思つて涙の出る程有難しと謂ふか甚だ異むべき事あり凡そ人情物に感して落涙をると悲哀の極まる時か喜祝の甚だしき時ならでハ無き者あり今論者が吾國体の堅固なるを思つて涙の出るは其譎詐あるに感して悲哀の涙の出るに將亦能々堅固に國民を欺誑しおぼせたるに感して喜祝の涙の出るにか此二の他ハ無るべし若亦此二の外に西行法師が伊勢神宮に詣うて何ぞとのおしよまかは知らね共有がたさにぞ涙こぼるゝと詠れし如く唯無茶苦茶涙の出るにかさて此西行法師の涙ハ少しく異しき涙なれとも先づ此も一種の涙と見て置べし今論者が遁辭を搦へむとなりハ此西行法師の如き無茶苦茶の有難涙と云を宜しうるべし然れども余ハ甚だ疑ふ論者の涙は以上三つの外あらむことを其ハ謂ゆる娼妓の落す偽の涙あらむ蓋し人情古今の變遷あれハ古人ハ以上四の外ハ出る涙の無かりしも今人ハ尙此他に落涙せる事のあるも知る可らず仍て今論者の言論に就て之を吟味するに上古より今日に至るまで數千百年の間上下一般譎詐欺誑の皇統國体を

奪々服膺して大節に損失せず今日開明の世に至りても尙國學者流が漫然他に向て誇りがに揚言する可可笑涙が落るにやあらむ嗚呼後世畏るべし未だ來者の此他にも尙如何ある涙を落すとわらむも知るべからざる事をさて其後ち僻學者の論文を掲載したる史學會雜誌並に史海は政府より治安に妨害有と認定せられて發賣禁止を命せられ論者も非職と成り諸有志の論難駁撃も追々出るのみならず道生館學生の詰問に逢ひ遂に論者の取消を廣告したりしが其取消方甚だ曖昧なるが爲に或は再燃の餘氣なきを保し難し故に其燼餘の熱灰に冷水を澀かむとせざるありさて論者が引用したる國書の解釋の誤謬ハ佐伯有義氏を始め追々質問有りしが漢籍は論者が持前なればよもや杜撰ハ有せじと思ひの外一日友人余に語て云久米邦武氏も我儘勝手なる論者あり渠が引用したる漢書郊祀志に少昊氏之衰也九黎亂徳民神雜糅云云顛頂受之乃命南正重司天以屬天命火正黎司地以屬地云云とありて是を天神より地祇を出したる始の證と爲せり然るに吾が見たる漢書郊祀志の原文ハ命南正重司天以屬天命火正黎司地以屬地民云云と有此ハ神祭と民政との分るゝ始にて尙皇國上古神人の別あかりしを後世に至たりて神祇官と太政官と分れし例證と爲すべし何ぞ彼文を以て天神より地祇を出せと云が如き妄論の證と爲す可むやと余謂らく聞けば聞く程傲慢不遜ある横着論者あるかき自己胸臆の目算に合せ令むとて古書の文言を自儘勝手に改作して解釋せむとは世に書を讀む者の無と思へるにか若し他の漢學者か此僻論を見たらむには定て



捧腹絶倒するならむ嚮に國書を誤用して解釋したるは論者の専門ならざれば尙恕すべし今亦自己専門の漢籍をも漫に改竄して解釋を爲むとい實にわかれたる横着論者あり爾のみならず彼ら言に神てふ者を推究むれば云云日本ては云云支那にては云云印度にては天堂といひ眞如といふ歐米にてゴットと云皆同義あれども祭神報本の風俗ハ各異なるのみと大尉博學らしく誇言したり然るに印度の載籍何の處にか天堂と眞如と同義と有や彼に天堂と云ハ天神所在の邦域を云なり眞如とハ釋氏ダ悟道したる佛理を云ふなり事相も理性も混同して牽強附會したる妄論なり此ハ必朱儒が天は理なりと云る意味合より當推量の臆説を爲したるならむ若佛學者をして聞しめば定めて噴飯するならむかゝる妄論を吐て尙厚顔にも道生館學生への回答書ハ神道祭天之一條は面陳仕候通此節時論紛々の際國家の爲め緊要なる辯論と思ひ考證の勞を取たるに文意石碎意旨圓熟せざる所あり云云世間の誤解も推知せられ候云云など云るハ豈嗚呼がましき言ならや論者が文意の石碎ハ陽に國體保護の假面を冠りて陰に皇道を誹譏するやれば固より當然の事あり但論者か意旨圓熟せざる所何方にか在る其論旨の大意と結局とは漢籍五六分を地金の城郭と云歐米陳腐の學理二三分を練きの援兵とし自己の臆説二三分の水兵を以て訓練したる一隊の怪軍を推出し印度歐米の宗教者に姑らく和を容れて陽に皇統の尊嚴國體の堅固を賞揚するに似て陰に本邦の國學を攻撃し吾か國脉とも云べき神道をして瞬味模糊の中に陥らしめ皇國古史の紀年と印度釋迦出生の年

數とを六百年つゝ殺滅して方今の頒曆紀元二千五百何十年を天孫降臨の紀年とし神武天皇即位紀元を歐米の耶蘇降誕の紀元と同等にして獨に那珂通世氏が造り出せし紀年論の備を寶物に爲し再び當時流行の僻學者輩の喝采を博し國家百年の大計奈何とにハ更に關せず徒に自己の名譽を求むと欲するのみあることハ數章の論文よて徹頭徹尾明瞭にして猶肺肝を視るか如し然るを其取消文に世人より忠告する所あり因て之を熟看するよ文意圓熟せざる處ありて本文起筆の精神を遠ざること能はざる者あるを以て全文を取消せと謂ゆる氏か本文起筆の精神とハ定て陽に皇統國體を賞讚する假面を指さるべし然れども是決して眞面目の精神に非そ其假面を脱せ令たる眞面目の精神ハ上來論する所の如くなるハ其自己の論文にて匿そこと能たはざるなり然るを氏ハ尙執拗にも其罪を文意の不圓熟に托して起筆の精神ハ國家の爲ハ緊要ある考證ありと誣むとせるか此猶秦の趙高が馬を指て鹿ありと強たるに異ならむや趙高は之を強ゆる程の威權有久米氏には其威權おし孰か氏が頓馬なる胡麻菓子論を讀て御世辭にも國家の爲に緊要なる考證の奇鹿也と謂ふ者あらむや人を馬鹿にするも程こそあれ嗚呼馬鹿々々しい哉氏を目して馬鹿論者と云ハ是之が爲也然るに世間の廣博なる人類の雜多ある近頃一人此馬鹿論者の爲に實に馬鹿されたるにか將亦其馬鹿論なる事は百も承知二百も合點なる一つ穴の狐にて共に人を馬鹿さむと欲するにか久米氏の代言人と成て其馬鹿論を辯護せる大馬鹿論者こそ現れ出たれ其名を牟田口氏ムタノクチと云へり其論の首に久



米邦武氏が神道の祭天の古俗と題してものせられたる一文は實に古人未發の意見にして余の最も敬服せし所ありと云ふと此數言は久米氏への御世辭か將亦實に心服したるにか若し御世辭あらハ一往聞捨にして置へし若亦實に敬服したるあらハ其人の見識も知られて眞面目の論をよとは所謂馬鹿々々まければ聊か其論を批評して止むべしとて氏か論初に斷わられし一言こそ氏か始終誤謬の病根を其一言とハ何ぞや余ハ我邦神代の諸事ハ尙學士に向て十分に研究の餘地を存するありと認められたり云ふ此點に於て余ハ先づ辨明せざる可らざる一事あり余ハ耶蘇教信者ハ非ると是なり余と嘗て信者の一人たりしとあり然れども數年前既に退會したり故に余ハ異宗の故を以て神道を敬視し之を破壊せむと欲する者ありとの邪推ハ切に御免を蒙らざる可らず云ふと斷わられし言是ありかくて今余が此斷わられし一言が田口氏の始終誤謬の病根ありと云ふ所以ハ何ぞや氏ハ嚮にいまた自國の學を修めず先づ漢籍を讀て顯世人倫の道を知り次て歐米の學術を識り其時耶蘇教の信徒と成りしすらも然れども伶俐なる性質有て既く彼教旨の信するに足らざるを觀破して脱會したるは則ち宜し然るに願て吾國典を研究するに神代の事實ハ彼耶蘇教徒等が喋々する所に甚だ似て非あるもの、問々あるが爲にいまた其是非を辨別するの靈智を發動するの境界に達せず先づ其似たるものを嫌ひ初に漢籍を讀て解了したる顯明人倫の道理が先入師と成て強て幽冥の神事を顯明の人事と同視して謂ゆる吾御代の事ハ能こそ神習ハめと云古言の意味を解せず只管蒼生

草習ハむと欲する者あればあり此則ち氏か始終誤謬の病根にして國學先哲の解釋を信する能ハと違て久米氏等が喋々する所の古くは山崎垂加流の神説か近くは市川立齋等の説く如く儒者見識ハ高天原ハ帝都の稱とか天孫降臨も素尊の渡海も支那朝鮮地方より來りし者とか神代の諸神も吾人と同一ある人種にて喰て梓て箱をるとか兎角人智に解了し易く説かず方が至極尤に聞ゆる所以なり嗚呼學術は最も初入投足の地を擇ばざる可らず國家の治亂盛衰の關する基礎あれば豈誠慎恐懼せざる可むや且夫氏ハ神代を研究するに嘗て勉て吾人の祖先ハ吾人と同一ある人種ありとの主義を執ると云り然らば吾人と同一ある人種に非れば吾人の如き人類を生ず可らずと謂へるにか若果して然らば最初の人祖ハ何人が生たるか氏若此に明解あらハ之を告よ氏に其主義を執るとを許さむ若夫此に明解なくハ決して其主義を執るとを許す可らざる也且亦氏ハ日本人民は隨意ハ古史を研究する自由を有せと喋々と古史舊辭の紊亂して偽多き證を引き終には 天皇皇子の嫌なく口に任て誹謗したり蓋思想の自由も言論の自由も條理の正しき思想をこれハ自由を許すハし法則に外れざる言論をこれハ自由を許すべし若夫條理の紊亂したる思想や法則に外れたる言論は天然の理法として決して自由を許す可らざるあり然るに氏ハ甚だ條理の紊れたる思想の自由を恣にし規則に外れたる言論の自由を働けり氏か言に古事記其物の本文と雖共字々句々皆眞事實を記せる者との信ざる能ハざるあり此點に於ては云云古事記の序文を研究するに如くあり曰於是 天皇詔之朕



聞諸家之所<sub>レ</sub>寶帝紀及本辭既違<sub>二</sub>正實<sub>一</sub>多加<sub>二</sub>虛偽<sub>一</sub>當<sub>二</sub>今之時<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>改<sub>二</sub>其失<sub>一</sub>未<sub>レ</sub>經<sub>二</sub>幾年<sub>一</sub>其言欲<sub>レ</sub>滅故情撰<sub>二</sub>錄帝紀<sub>一</sub>討<sub>二</sub>毀舊辭<sub>一</sub>削<sub>レ</sub>偽定<sub>レ</sub>實欲<sub>レ</sub>流<sub>二</sub>後葉<sub>一</sub>云云此文を熟視せし<sub>一</sub>以て古事記の成る所以を知へく<sub>一</sub>は以て古事記は對し幾何の信用を置て可あるやを知へし云云天皇の勅に見るに或は曰く既に正實に違ふと或は曰く偽を削り實を定むと當時舊辭の紊亂したりしを知べし此まて其史料たる帝紀本辭に虚偽多きを證するの文あり而して其信用し難き所以を宣へて天武天皇の討賊は果して一々其當を得たりとせざるも稗田阿禮が此勅語を承りて云云二十餘年を経たり一字一句能忘却する無ししや否や然り而して云云安曆の史論に至ては余は最も不賛成を表する者なり云云夫れ正統の天子弘文の官軍を稱して凶徒と云是實に阿世の小人あり云云故に余は其人を以てせずして其言を探ると雖ども事々之を信せされば國体を紊亂するが如きものとは信せざるありと云り此文中に天武天皇の討賊は果して一々當を得たりとするも云は其意中果して一々當を得たりとの信せざる語なり既に多く虚偽を加ふと認めたるを信して當時の舊辭の紊亂したりし事を知るの證據と爲すから何ぞ其虚偽と認めたるものを削り其正實と認めたるものを定めたる討賊の當を得たるを信せざる若し此虚實正偽の討賊が其當を得たりや否や信し難しとあらむ向に既に正實に違ふと認め多く虚偽を加ふと認めたるものも果して正實に違ひしや否や虚偽を加へしや否や果して舊辭の紊亂したりしや將端正よてありしや決して信すべからざるあり況や此勅語は氏か信せざる

所の非正の天子天武天皇の勅語に非をや之を傳へしは氏か危ふむ所の稗田阿禮が二十四餘年間暗誦したるものに非をや之を記したるは氏か不賛成ある阿世の小人安曆が作りし古事記の序文は非をや然るを一方に於て之を信して是とし一方は於て之を疑て非とするか如き條理の紊亂したる思想や言を食むか如き規則に外れたる言論の天然の理法として決して自由を許す可らざる也然とも今氏か久米氏の爲に代言人と成て其馬鹿論を辯護せむと欲するよに權る我儘勝手ある不條理の思想不規則の言論をも自由にせざれい雪を墨とし鷲を鳥と言曲る事は能はざるべし氏を目して大馬鹿論者と云は是之が爲あり嗚呼馬鹿々々しい哉然とも古語に云千丈の堤防も蟻蟻の一穴より破壊を聞けば今世に當て天壤無窮の神勅を楯とし金甌無憂の國体を城とする吾國學先生等油斷大敵の一言を努々忘却せる事勿れ

大久保芳治

久米邦武氏と田口卯吉氏との二人に對して討論或は質問等を所望し又請求したる其の始末を記さん

久米邦武氏に關することは左の如し

未だ拜眉を得ず候へども學術用に付き國家のため不敬を顧みず書面を以て申上候陳れば先般史學會雜誌に神道は祭天の古俗と題したる君の一説を載せ田口卯吉君は其を良説となして序跋を附し史海



に轉載致し稍々諸人の憤るところと相成り竟に道生館の諸氏に迫られ君は斷然全文を取消され候然るに其の取消されたる趣旨たるや文中要するに世間に誤解者ありために本意を背くと云ふの外敢て他事なきものと認定罷在候芳治等茲に是れが眞理を討駁し又此の件に關る世間の形狀を推究するに極端論者被論者難者被難者双方の間一方の不敬或は不爲と云ふの趣旨を以ちて論難し一方の單乎世人をして誤解者とあし更に避けて云はざるもの、如し是に於てか直接公然の討論を執行せんこと最大緊要に候依りて芳治此の件に就き此の望みに就き百事を措き出京して旅館に投じ若者進歩論場設席の勞を執り席も亦稍々決定に候就てハ廣告の都合もありかた／＼以ちて日限を承り中度否哉御照會申進候也

明治廿五年四月十二日

日本橋區通二丁目三番地旅館

大久保 芳治

久米 邦武 君 机下

尙々此の件の學術上目下人心中に往來する一問題就きては此の書面の全文より始めて討論決行の結了に至るまで筆頭に訴へたる件々の悉皆新聞紙上に登錄致し意得に候間念のため此の段更に申添置候也

右一通の書面は予遊が久米邦武氏に對して討論決行を所望し併せて其の日限を照會したる郵便あり然るを久米邦武氏ハ此の照會狀に對して回答せしこと左の如し

昨日之郵便夜前拜誦候未得貴面候へ共拙者先般取消たる神道論に付論難者直接公然之討論を御所望之趣右ハ相當之紹介を以て御申聞可有之筋と存候併し其爲態と御上京之厚意ハ對し一應申進すべし道生館諸氏とは倉持本卿等なるべし是ハ新聞にも已に御承知あらん直接之應答概略彼通りを互に同事を數回繰返すまでにて五時間を経るも迎も決まへきに非ず其節諸氏之様子を察するに西洋諸科學と宗教との差別を知らず外困難之情實も其宗教上の關係も條約改正にまで差響くことも少しも遠慮なく喋々と只耶蘇教を憎むまての人と見込たり若し無頓着に新聞を以て公布されてハと其席にても避て云とざる事多し因て勘辨するに伊勢神宮の事ハ將來宗教上に面倒ある故にたとへ神と見るも人と見るも差支なき所に見解を下し置たる苦心も却て神道家より破壊さるべしと憂慮し彼文を取消爾後沈黙するに決定せり思ふよ政府が治安妨害といふも此にあるか又學識者之沈黙するも此を慮る故也然るに縁故もなき諸君に所望されて再彼等と問答し之を新聞に掲載されてハ是迄の苦心ハ盡く水泡に歸す此故を以て此事ハ平に致御斷候諸君は宗教家からハ固より神として説かざるよ學問家からハ其學科に應じて研究の筋あるべし拙者彼文を作りたる故ハ一昨日讀賣新聞の正誤に荒増を云置た



れハ御一覽あるべし國家將來之事を思ヘハ公衆の中に論難し新聞に掲載することハ御無用と存候此  
段致御答候也

四月十一日

久米邦武

大久保芳治君

右回答の趣旨たるや討論を無用不爲と云ふの意に過ぎ且つ其の托せる處全く讀賣新聞五千二百九十九號に附録寄書欄内に正誤を求むと題して掲載したる一條に是れ據るのみ其ハ同新聞五千二百九十七號の雜報欄内に久米邦武氏の心事と題して久米邦武氏の神道の祭天の古俗といふ論文に就いてハ華族社會中に非常な激昂せる者あれと氏ハ心事ハ只我神道ハ今日の儘にてハ耶蘇佛教と對峙し難きにより其根底を高尙の地に据えんとするに在りて他に意思あるにあらざる趣ありと氏を知らる人ハ物語りぬとあるを或は辨し或は解して實社今日の新聞に今の神道論は我神道の今日の儘にては耶蘇佛教と對峙し難きより其根底を高尙の地に据えんとするに在りてと載られしハ間違ひあり彼文ハ固より歴史的以て外面より神道を考へたる説あれども其中に是を宗教外に超然たらしめんとの微意ハありき抑此論をなしたるハ今西洋の史學ハ萬國比較的にて考究して進み一方より比較宗教學も起りて一球萬國盡く其比較を逃れざる中に兎角東洋の事情にハ晦くして或ハ神道を波斯古教拜日の系統ならん或ハぬの蠻俗より出たらんかと

色々誤解もある様あるを以て和漢支那の古史古傳を擧げ東洋の大古ハ皆祭天の故俗あることを考證し而して我神道は最もよく保存せられたりと聊之を高尙の地よかきて参考に供へたるあり故に此論の諸科學の注意に上ると同時ハ多少の駁論ハあるならんとの覺悟したりしに思ひも寄らぬ國學者より攻撃を來し其論點の餘り無頓着あるに過ぎれ倉皇取消したり然しあぐら舊來の陋習を破りて天地の公道に基き智識を世界に求めて大ニ皇基を振起せへき今日に當りて學問のみ鎖國し比較宗教比較言語比較法律を逃避し史學人類學社會學を防止することハ得べからず又憲法に信教自由を許されたれハ爾後宗教上の面倒ハ生せずとも安心し難からん其曉ハ余の抹殺したる治安妨害の文も回顧せらるゝことあらんか四月七日とある是れなり誰れか是を讀みて討論の必要なきものとする者あらんや中に就きて笑ふべきは求正誤被求正誤どもハ同義異文是れあり看よ被求正誤即ち讀賣新聞五千二百九十七號の雜報欄内にハ我神道は今日の儘にてハ耶蘇佛教と對峙し難きにより其根底を高尙の地に据えんとするに在りて他に意思あるにあらざる趣ありとありて求正誤即ち同新聞五千二百九十九號の附録寄書欄内には我神道ハ最もよく保存せられたりと聊之を高尙の地によかきて参考に供へたるありとあるにあらんや甲は高尙の地に据えん乙ハ高尙の地によかして此の甲乙何の差かある然して久米邦武氏ハ果して神道を高尙の地に据え或はかかんと云ふの念慮ありて此の古俗論を書きたるものなりや彼れは始めに神道ハ宗教ハ非ずとして終りに本居宣長



は神がら言擧せぬ國と誇れども言擧せぬにて神道宗教を亦程の力なきこと明かなりと云ひしにあら  
 せや然れば彼れが神道を非宗教とをき所以んのものゝ宗教に卓越したるが故に非宗教とをきと云ふの趣  
 旨にあらす即ち宗教よりも拙劣不完全あるが故に非宗教となすと云ふの謂あり其の誘善利生の旨をい  
 云ひ又別に心身を清くする教文もなく因て世に誘善利生の方を述べたる教典もなしと云ふて論を  
 べし殊に天神天祖を神にあらずとをきし天孫を舶來人とをきし三種の神器を祭天の飾物とをきし毫も神道を高  
 尙の地に据え或はふくの意あることとをきし是を以ちて予輩は彼れが第一回の回答書に拙者彼文を作りたる  
 故は一昨日讀賣新聞の正誤に荒増を云置きたれば御一覽あるべしと云逃げに逃びんとするをゆるさざる  
 あり故に第二の照會をせり其は左の如し

御回答の書面正は落筆早速披見實に驚入候仰も芳治等身不肖にして學淺き者に候へども斯ることを  
 行へば治安の妨害とあり斯ることを爲せば條約上の不爲とあると申すことは君等の教へを俟た  
 ずして能つく存じたる者に候何とて前後不省内外不知暴虎憑河の一書生と同一轍の徒に候はんや然  
 して今日の回答書よては縁故もなき諸君に所望され云々と拒絶せられ候へども尙も新聞紙上に廣告  
 せし條件も就きて討論せんこと敢て縁故の有無に干渉すべきものには是れあるまじく且つ君の  
 再彼等と問答し云々と断られ候へども其の全く君の誤解に候芳治等嘗て道生館の諸氏と討論を決行

せられんことを君等に對して所望致したる譯にては是れなく候何爲れず餘人と餘人との討論を媒介  
 せんとて斯る世事煩繁の折柄に百事を措き山河を跋渉して態々出京致さんや唯芳治等が君と相對し  
 て公然討論を決行せんと望む所以んのものゝ君自ら例の取消を爲るに際りて廣告に世間誤解の趣旨  
 を掲げ以ちて取消を行ひ吾人はために了解するの道を存せず何とあれば政府は君が論説を治安妨害  
 と認めて其の所載の雑誌を禁めたる譯に候はずや且つ道生館の諸氏ゝ君が論説を或は不敬とも又  
 不爲とも認めて論難したる譯に候はずや芳治若し君ならんには猛省して眞に不敬も非ず不爲も非ず  
 將又治安妨害にも非ずと思はゞ速然論者に向ひて天下に向ひて悉々其の不敬不爲あらざる理由を説  
 明し又政府に對して當路者に對して悉々其の治安の妨害とあらざる理由を辯駁し然して更に祭天古  
 俗の趣旨を證明し猶其の論説を主張致し候也萬一其の盡さずんばあるべからざるの機に後れ會々討  
 論を望むの一個人出來たらば是れ幸ひと其の論場に臨み侃々正義餘力を遺さず演説を爲し以ちて廣  
 く公衆に示し今や破らざるべからざる陋習を破り今や求めざるべからざる智識を求め今や振起せざ  
 るべからざる皇基を振起し若々國家の公益を圖り候也是れ即ち學識の方ある諸君の責任は候はずや  
 然るに君の其れをも爲さず是れをも爲さず先はに取消を行ふに世間誤解の趣旨を以ちてし今又僅々  
 讀賣新聞の餘白を仮りて正誤を求め事是に足れりとをきす君幸ひに深思熟慮候へ田口卯吉君の如き



君が論壇の前に立ちて粉骨齏身の勞を執りために四方の攻撃を受くること幾千ありや君若し芳治等同一の氣象ある日本男兒あらんに彼の田口君に對しても今回芳治等が所望する討論會に毫も送巡せらるることなく速に應じて出づべき筈に候はせや然るを翻りて應ぜざるのみならず縁故もなき云々と理不盡に拒絶せられ候へ何事やとて又君の君だけの先生なり芳治の芳治だけの者あり何とて左のみ厭はれ候君に對して討論を望み申さんや今後は更に先の取消文の趣旨と今回正誤を求められたる文意とに就きて逐條逐章公然の質問を相試申度候間國家のため斯の道のため公明正大ある英斷を下し敢て縁故の有無を以て拘らず速に應じて臨會したまはんことを芳治等熱望の至り耐へず右御照會申進候也

四月十二日

大久保芳治

久米邦武君 机下

右の照會狀に就きては彼れ敢て拒絶せざるの道なきものと思ひしにや左の書面を郵送せり

昨日之郵書致披見候再應之御相談に候へ共急成用事致出來只今當所用濟次第京攝間に旅行致し候に付何も致御斷候此段貴答候也

四月十三日

久米邦武

大久保芳治殿

予輩ハ云ふ苟も天神天祖の立給ひ旋給ひし皇國の大道を大學教授の職として兎や角と云ひちらし如何に非職の身とされとて如何に取消を爲したればとて其の事に就き其の事に關り之れを公然討議論究せんと皇室の御爲國家の爲叮嚀反覆予輩が照會の勞を執るにも拘らず斯の如き書面を途中より發して拒絶手段を回らさんとい何たる無禮予輩ハ敢て奇怪千萬欠敬至極と云はざるを得ざるなり書中急成用事致出來とありて公用とも私用ともなく又京攝間に旅行致し候に付何も致御斷候とありて其の旅行の何の爲あるや更に判然とることなし若し百事を措き至急旅行の途に就かざるべからざる最大の要件と豫想外に出來せんとい何とて先づ其の要件の何たるを示し次に着泊の處或は歸着の日限等を明さし其れをも云はず是れをも云はず且つ討論の所望ハ萬般容れがたき理由あるも質問の請求に對してハ其の答辨を爲すべきハ勿論負責の身にあらずや嗚呼斯る禮節を知らざる人物なればこそ皇室に對し國家に對し不敬極まる妄説暴論をも吐きしされど切齒扼腕して慷慨の餘り一たびハ筆をも嚙折りしかと否々斯の如き人物ハ固より廉耻を破りたれば是れより一先づ後を追て何れの處にまれ討論を决行せばやと驟驟たる雲霧に階梯せり其ハ左の如し

右回答書の趣旨ハ急用出來と京攝旅行と此の二個の故を以ちて芳治等が求むる處の質問を斷られた



るまでにして其の他に何等の仔細もなきものと鑑定罷在候然して此の書面たるや封袋貸名の肩書にハ(荏原郡戸越村二十五番地)とあり且つ郵便局の消印にハ(武蔵東京三田二十五年四月十四日ハ便)とあり然るは是れより京橋區三十間堀二丁目九番地へ宛て例の書留にて假令ハ幾回照會の勞を執らんも到底架空を歸し唯受取本人不在の附箋をのみ見んは當然のこと候就きてハ此の新聞の廣告欄内にて左の通り御照會申進候依りて京にまれ難波にまれ其の若泊せられし處にて御見當り次第御回答ハ相成りたく是れ祈る

先に芳治等が申込みたる討論の照會には斷然拒絶の御回答に相成り然らばとて據りどころなく質問の旨を照會候に途中より急用旅行の故を以ちて断られ且つ其の旅行も急用も何の用たるや何の爲なるや少しも詳かにせる處是れなきし何人か了解せることを得申さん芳治等今回は是の事に就き斯の道の爲態々出京して君等に對せんと望む然して君等は形の如き舉動形狀是れ何の謂や芳治目下田口卯吉君と照會中には是れなくハ京大阪ハもの、數かは假令ハ支那印度の外までも君の跡を追驅けて是非善惡を糺し申さんハ唯遺憾なるハ今筈を君が到らん方に負はんにハ田口卯吉君との對論空しく是に体み獨此の對論の好結果を急あらしめんと要されハ杖を此の地にとゞむるの外是れなきし是に芳治等悉心決意田口卯吉君に相對せるの運動方針に汲々し又傍ら君が歸省の秋を相待申さん若し幸ひに當

地に決行せん討論の終結迅速是れあらば即刻馬頭を西へ向けて論場を京坂兩地の間にトし申さん伏して望むらくは至急君が滞在の地を報道候へ

四月十四日

東京日本橋區通二丁目三番地旅館

大久保芳治

久米邦武君 靴下

右一通ハ中央新聞第二千八百十一號の廣告欄内に掲げて彼れが滞在の地の報道あらんことを望みたる要文あり其ハ何が爲すなれば彼れハ第一の回答書にてハ予輩が所望の討論決行を拒絶し其の第二の回答書にてハ質問に答辨するや否哉を決答すべき理由あり然して應ずると否とを詳細せざるのみならず急用旅行の趣意を陳べて何も致御斷候と云へり然れば予輩が請求する質問に之無論應ずべき精神あることハ敢て疑貳なき萬一應じがたき理由あるもあらんにハ其の理由を陳辯するの必要に止まりて急用旅行をどの別段予輩に通信せるの必要あるにあらざるあり然るに旅行致し候に付何も致御斷候とあるからハ旅行をだに致さしれハ請求に應じて答辨せんハ無論のこと、斷定せしあり然るを武野の農人と云へる毛唐人は如何なる考へのあるありてか一の謔語を書連ねて中央新聞第二千八百十七號の投書欄内に掲げ予輩ハ告げたる一章あり其ハ左の如し



○大久保君へ

武野の農人

文海披抄(卷の八七丁)晋ノ樂令善ノ清一言而不長ノ手ノ筆讓河南ノ尹ノ口授ニ二百許語ニ潘安仁演之遂爲名筆。大叔廣談辨整仲治不能對退而著書雜廣廣不能答。唐ノ裴光庭以閻麟之爲心腹每事麟之裁定光庭下筆時人語曰麟之口光庭手又牛僧儒善爲文楊虞卿善言說京師語曰太平口少牢手人之才具信自不同合則雙美離則兩傷。口あるも如此手有又如斯况口手無きもの昔中橋のあたり太申と號する偏人あり所謂手口無けれ共虛名をうらんとを好ままたの書生戯作者あを發ひこれに小説稗史を撰せしめまた戯作をなさしめて太申著として己が名をうらんとを奪取て欲利にもあらず太申と云字をテ書にして堅につまぎ筑前はかたのとつこの如くあし染中形にし所々の知已俳優藝人あどへ遣はし太申染とあへ社中中村傳九郎あどひわきにてはやらせ呉れるやうにとしやく送りしもはや世の中に行わたりぬらんと吳服屋に行き太申染のあるやと問へど不知といふしかくのかたちと繪圖してみされば夫のあれども傳九郎染と申との事なり手も口もありて書をあらはせにもあらずあを知りて賣るはあをさしからぬわろ口手のわるひしかたあどかたわらいふもうるさしむかし醋をもあめてみた老人の言ふ者不知知る者不言など近ばんの言草にもあるべきかといふることぞ

春の夜の轉寢に如何ある感夢を結びてか斯る睡語の云ふならんと予輩一たびは笑ひて止みしかと同じ夢を結びて感はん人の多からんにと大人氣あきわさあがら同新聞第二千八百十八號の投書欄内を假りて一言を答へふきたり其の左の如し

○武野の大人に答ふ

劍舎主人 芳治

國の爲に我れを誨むるもの、我が爲よよろし我が爲に我れを諫むるものと我が爲によしからず我れ、我が爲に人を責めず人の爲に國の亂れんことを傍觀するの念あらざればあり、既戸皇子の當昔の識者なり然して馬子が弒逆の罪を目して口ものいひさりし、君等が謂ゆるあとなしき人にこそ吉備眞備は當昔の識者あり然して道鏡が覬覦の狀を察して口ものいひす是れまた君等が謂ゆるあとなしき人にこそ大江廣元は當昔の識者あり而して義時が謀叛の罊を觀て口ものいひはざりし、是も亦君等が謂ゆるあとなしき人にこそ林大學は今世の識者あり然して井伊大老が姻縁の處置を知りて口ものいはず其も君等が謂ゆるあとなしき人ありや君等は極めてれとなしき人あり彼れは天祖を神にあらずとあし皇孫を舶來人とあし神器を祭器とあし伊勢神宮を祭天の跡となし其の取消を行ふに際りて、吾人を虐げて誤解者とあし文を消して意を活き然して君等の口ものいはず蓋しかどあしき人ならんか阿々其の不可を知りて諫めざる、不忠の第一又君辱しめらる、時、臣死す我れの死きとも君が